

## 令和5年度第2回岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会

日 時 令和5年8月4日（金）

午後2時～

場 所 岩倉市役所 7階 第2・第3委員会室

### 1 あいさつ

### 2 議 題

(1) 第8期事業計画の進捗状況について（資料1-1～資料1-3）

(2) 介護支援専門員ヒアリング調査のまとめについて（資料2）

(3) 岩倉市の高齢者を取り巻く現状について（資料3）

(4) 第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（骨子案）について（資料4）

(5) その他

### 3 その他

次回開催予定

# 第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画進捗状況確認シート

資料1-1

目標1 ずっといられる居場所のあるまちづくり

1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの充実

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にに行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
(1) 地域共生社会の理念の普及	<p>超高齢社会の到来にあたって、介護保険制度をはじめとする社会保障制度を将来的に持続可能なものとして維持継続していくためには、「自助」を前提としつつも、地域における支え合いや協働のしくみを通じた「互助」を作り出すことが大切になってきています。</p> <p>「地域共生社会」とは、「公助」を社会のセーフティネットとして機能させながら、ともに支え合うという「共助」の精神を浸透させ、「互助力」を高めていく社会を意味しています。こうした考え方を、多くの人に理解してもらい、地域をより豊かなものにしていくことに努めていきます。</p> <p>そのためにも、保健・医療・福祉・介護などの専門職と住民とがともに活動する機会を創出し、地域ぐるみで課題解決にむけて努力する体制を構築するように検討していきます。</p> <p>さらに、岩倉市地域福祉計画において推進している総合相談支援体制とも連携し、複合的な地域の福祉課題に対応できるように、体制の充実に努めます。</p>	<p>&lt;福祉課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年3月27日「地域福祉を我が事にする～地域共生社会の実現を目指して～」をテーマに日本福祉大学教授原田正樹氏を講師として迎えて地域福祉計画推進フォーラムを実施し、49名が参加した。</li> <li>令和5年3月19日「地域共生社会における住民支え合いのまちづくり」をテーマに日本福祉大学学長児玉善郎氏を講師として迎えて第3期岩倉市地域福祉計画キックオフフォーラムを実施し、48名が参加した。</li> </ul> <p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>シルバーリハビリ体操指導士会にて、理学療法士に住民指導士の養成を依頼した。</p> <p>認知症サポーター養成講座にて、介護職に講師を依頼した。講師は認知症サポーターにもなり、ともに活動している。</p>	<p>&lt;福祉課&gt;</p> <p>第3期岩倉市地域福祉計画に基づき重層的支援体制整備事業の実進を進めるとともに、地域共生社会の重要性を啓発していく。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>今後も機会を捉えて、専門職と住民とがともに活動する機会を創出していく。</p> <p>総合相談支援体制との連携方法を研究し、体制の充実に努める。</p>
(2) 福祉政策のあらたなアプローチ～伴走型支援体制～	<p>8050問題をはじめ、地域には複合的かつ多様な課題が山積しています。これまでのような分野別の個別支援も重要であるものの、これからの福祉政策の方向性として、複合的かつ継続的な支援体制の充実が必要になってきています。その一つとして「伴走型支援体制」が提案されています。高齢者自身だけでなく、その家族を視野に入れた総合的支援という視点の必要性です。「伴走型」とは、当事者自身が抱えている課題を的確に分析し、解決に導いていくという課題解決型アプローチです。つまり、当事者と一緒で課題に向き合い、解決策を作り出していくという支援方法です。</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>本市における社会資源の状況や市民のニーズを把握しながら、専門多職種が連携・協働して、支援を必要とする人と継続的につながり、関わりながら、本人と周囲との関係を広げていく伴走型の支援体制（継続的な関係）を構築するよう検討していきます。</p>	<p>&lt;福祉課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度からスタートした基幹相談支援センターと連携してより専門的な伴走型支援の実進を進めている。</li> <li>いわくらあんしんねっととして、障がい・高齢分野の市内事業所と顔の見える連携交流会を実施することで、専門職のスムーズな連携を目指している。令和4年度には「分野を超えた複合的課題・ケース等の共有」等をテーマに2回の交流会を実施した。</li> </ul>	<p>&lt;福祉課&gt;</p> <p>第3期岩倉市地域福祉計画に基づき重層的支援体制整備事業の実進を進め、総合相談支援体制の構築及びインフォーマルな社会資源と支援の必要な人をつなげる方法の構築を目指す。</p>
(3) 地域包括支援センターの機能強化	<p>高齢者の地域での生活を支援していくためには、保健・医療・福祉・介護などの公的な支援と、地域の支え合いやボランティア等が行うインフォーマルな支援が、高齢者の状態・状況に応じて重層的に行われる必要があります。</p> <p>このため、岩倉中学校圏域に岩倉市地域包括支援センターを、南部中学校圏域に岩倉東部地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、高齢者の自立した生活の支援のために必要な業務を総合的に行っています。</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法第115条の45）」とされています。言い換えれば、地域包括ケアシステムを実現するための中心的役割を果たすための機関といえます。</p> <p>今後も、地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中心に位置づけ、各種関係団体の連携を強化することにより、本市における地域包括ケアシステムの構築を図ります。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>岩倉市の地域包括ケアシステムを実現する中心的な機関として、高齢者の生活を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合相談</li> <li>令和3年度 1,377件</li> <li>令和4年度 1,654件</li> </ul> <p>認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員としても地域で活躍に活動し、認知症高齢者が地域で生活し続けられるよう努めました。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>地域包括ケアシステムの中核を担うとともに、重層的支援体制整備事業においても重要な役割が求められます。</p> <p>今まで以上に専門性や判断力・機動力が求められる事例にも対応できるよう、さらなる体制の充実に努めます。</p>

(4) 地域ケア会議の充実	<p>地域包括支援センターにおいて、介護サービス提供事業者、地域包括支援センター職員、市職員など関係機関の連携により、高齢者及びその家族などに対し、個別に支援する方法などを検討しています。</p> <p>▶第8期の方向性 地域ケア会議のより一層の充実を図るとともに、個別事例の振り返りと結果の追跡、検討が地域課題として政策形成への提言につながるよう体制の充実に努めます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・地域ケア会議 令和3年度 0回 令和4年度 3回 自立支援型地域ケア会議を実施しました。個々の事例から地域課題を抽出して整理を行いました。政策への提言には至りませんでした。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 困難事例地域ケア会議も実施し、地域課題の把握を行います。 政策提言につながるような体制の充実に努めます。</p>
(5) 在宅医療・介護連携の充実	<p>多職種の協働による在宅医療と介護の連携を推進するために、在宅医療・介護連携推進ネットワーク会議を設置しています。2018（平成30）年度からは、在宅医療・介護サポートセンターを岩倉市医師会へ委託し、在宅医療と介護の一層の連携強化を図りました。</p> <p>また、医療と介護を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療・介護連携ネットワークシステム「岩倉のんぼりネット」を活用し、地域の医療・介護関係者間の連携と情報共有の支援を図っています。</p> <p>▶第8期の方向性 在宅医療・介護連携の推進により、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、在宅医療・介護サポートセンターとともに、引き続き、多職種の顔の見える関係づくりと連携強化に努めます。</p> <p>また、岩倉のんぼりネットの利用を促進し、情報共有の支援を図ることで、多職種の連携を推進するとともに、介護支援専門員等との連携のもと、必要な人が必要なサービスを利用し、在宅介護の可能性を高めることができるよう研究していきます。</p> <p>さらに、人生の最終段階において、本人の意思決定を基本とした上で適切な医療・介護サービス等が提供されるよう、医療機関や介護サービス提供事業所等と連携し、自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」の普及に努めます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・岩倉市在宅医療・介護サポートセンターを岩倉市医師会に委託し、協働することで、多職種の顔の見える関係づくり及び連携強化に努めた。</p> <p>・岩倉市在宅医療・介護連携推進ネットワーク会議 令和3年度 2回 令和4年度 2回</p> <p>・岩倉のんぼりネットの利用登録者 令和3年度 94施設167人 令和4年度 99施設177人</p> <p>・ACP普及プロジェクト委員会 令和3年度 4回（エンディングノート作成、関係機関への配布） 令和4年度 4回（多職種研修会1回開催）</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 岩倉市在宅医療・介護サポートセンターと協働することで、引き続き多職種の顔の見える関係づくり及び連携強化に努める。</p> <p>岩倉のんぼりネットの利用を促進し、情報共有の支援を図ることで、多職種の連携を推進する。</p> <p>医療機関や介護サービス提供事業所等と連携し、専門職や市民へACPの普及に努める。</p>
(6) 地域共生社会をめざした包括的な庁内体制等の整備	<p>地域包括ケアシステムは、保健・医療・福祉・介護に関わる多職種の連携はもとより、広く市民の日常生活に関わる多くの部門に関係する取組です。また、複合化した地域の福祉課題を適切に解決するためにはさらに包括的な支援体制の整備が求められています。</p> <p>こうした背景のもと、地域課題の共有化を図るために、本計画と整合性のある岩倉市地域福祉計画等と連動し、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の専門職による連携を強化しています。</p> <p>また、日常的に相談や協力が活発に行われる「いわくらあんしんねっと」の構築をめざし、専門職と地域福祉協力者団体との「顔の見える連携」交流会を開催しています。</p> <p>さらに、長寿介護課と福祉課による共同事務局において庁内連携会議を実施するなど、庁内の横断的なプロジェクトを推進し、庁内の関係部署が情報共有を行うことで、問題や課題の解決に努めています。</p> <p>▶第8期の方向性 岩倉市地域福祉計画等と整合性を図り、引き続き、庁内関係部署との連携を強化して、地域共生社会をめざした総合相談支援体制の構築を検討していきます。</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 地域福祉計画の一環として令和4年度から庁内連携会議の下部組織として断らない相談情報共有会議を位置づけ、高齢・障がい・子ども・困窮の各担当が複雑・複合的な課題についての相談を行える場を定期的に開催している。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 地域福祉計画と連動し、顔の見える連携交流会への協力、福祉課と共同事務局として、断らない相談検討会を実施する等、庁内の横断的なプロジェクトを推進することで、関連する部署の当事者意識を醸成することに努めました。</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 本人同意のない複雑・複合的な課題の支援について課題がある。重層的支援体制整備事業を実施することで解決できる課題であるため、早期の実施が求められる。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 地域福祉計画と連携し、地域共生社会を目指した総合相談支援体制の構築を福祉課と引き続き検討していきます。</p>

2 高齢者への生活支援の充実

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A:名称	B:内容		
(1) 高齢者の生活支援			
① 生活支援型給食サービス事業	<p>介護予防・日常生活支援サービス事業対象者以外で、食事を作ることが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善、健康保持及び安否確認を行っています。</p> <p>■対象者：ひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯等</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行います。また、より効果的に実施できるよう提供体制を検討していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>・実績 令和3年度 86人（年度末人数）、21,337食 令和4年度 83人（年度末人数）、24,988食</p> <p>・令和3年10月より利用者が給食業者を選択できるように改めたとともに、利用者の自己負担分の徴収については委託事業者が徴収する方式としました。同時に、委託事業者を増やし、現在は4事業者と委託契約しています。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>高齢者の増加により、利用者が増えると思われる。自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行う。また、より効果的に実施できるよう提供体制を検討していく。</p>
② 緊急通報システム設置事業	<p>ひとり暮らし高齢者等の急病等に対処するため、緊急通報システムを設置して、日常生活上の不安を軽減し、緊急の事態に備えます。</p> <p>通報や相談の内容を、親族や関係機関等へ適切に連絡し対応するとともに、月1回の安否確認（伺い電話）の連絡を行っています。</p> <p>■対象者：ひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者世帯等</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、身体に不安を抱える高齢者も増加していることから、日常生活の安全確保と不安解消のため、緊急通報システムの設置を促進します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>・実績 令和3年度 99人 令和4年度 93人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>現在の緊急通報システムは固定電話回線を使用しているため、携帯電話のみ所有している高齢者は設置できないことから、固定電話回線を使用しない方法等を検討する必要がある。</p>
③ 訪問理美容サービス事業	<p>理髪店等に行くことが困難な在宅の高齢者に対し、理容師又は美容師が自宅を訪問し、理美容サービスを行っており、2か月に1枚サービス券を支給しています。なお、2020（令和2）年度から利用券の有効期間を延ばすことで利便性の向上を図りました。</p> <p>■対象者：要介護4又は要介護5と認定された高齢者等</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 外出が困難な重度の要介護高齢者の生活の質の向上をめざし、継続して実施します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>・実績 令和3年度 16人 45回 令和4年度 23人 81回</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>現在2か月に1枚の割合でサービス券を支給しているが、利用頻度について検討する必要がある。</p>
④ 寝具丸洗・乾燥事業	<p>ひとり暮らし高齢者等の保健衛生等の向上のため、寝具の丸洗乾燥（年1回）、乾燥のみ（年2回）を実施しています。</p> <p>■対象者：ひとり暮らし高齢者等</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 サービスの効果を検証しつつ、継続して実施します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>・実績 令和3年度 20人 35回 令和4年度 18人 37回</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>事前申し込みの段階で未利用の回答が多く、実際利用時期に中止される場合も多いことから、事業の継続について検討する必要がある。</p>
⑤ 高齢者日常生活用具給付等事業	<p>ひとり暮らし高齢者の生活支援のため、電磁調理器を給付しています。</p> <p>2019（令和元）年度に1件の利用がありました。</p> <p>■対象者：ひとり暮らし高齢者</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 ひとり暮らし高齢者の生活支援のために有用な給付種目等について研究しつつ、事業のあり方を検討します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>実績なし</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>認知症の初期段階の在宅支援として電磁調理器を利用する制度だが、認知症症状がある人に新しい機械を利用してもらうのが難しいと思われる。利用者もいないため事業の継続について検討する必要がある。</p>

<p>(2) やむを得ない事由がある高齢者への支援</p>	<p>虐待等やむを得ない事由がある高齢者を一時的に施設に入所させ保護するなどして、高齢者の安全な生活の確保に努めています。2019（令和元）年度に2件の利用がありました。  <b>▶第8期の方向性</b>          利用実績はわずかですが、事業の趣旨から必要なサービスであるため、継続して実施します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;          ・実績          令和3年度 4人          令和4年度 2人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;          利用実績はわずかですが、必要なサービスであるため、継続して実施していく。</p>
<p>(3) 介護者への支援</p> <p>① 紙おむつ支給事業</p>	<p>重度の要介護状態にある高齢者を在宅で介護している人に、紙おむつ支給券を支給しています。  <b>■対象者</b>：要介護4又は要介護5と認定された高齢者を在宅で介護している人（市民税非課税世帯）  <b>■実施機関</b>：市  <b>▶第8期の方向性</b>          在宅介護の可能性を高めるために、今後も継続して実施します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;          ・実績          令和3年度 9人          令和4年度 7人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;          支給券1枚あたりの単価について研究する必要がある。</p>
<p>② 在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業</p>	<p>市が認定したねたきり高齢者等を、在宅で3か月以上介護している人に介護者手当を支給しています。  <b>■対象者</b>：ねたきり高齢者（要介護4又は要介護5）又は認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度IV又はM）を在宅で介護している人  <b>■実施機関</b>：市  <b>▶第8期の方向性</b>          在宅介護の可能性を高めるために、今後も継続して実施します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;          ・実績          令和3年度 46人          令和4年度 54人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;          今後、在宅での介護者が増加することが予想され、対象者の増加が見込まれる。そのため、対象要件の見直しを検討する必要がある。</p>
<p>③ 高齢者見守り家族支援サービス事業</p>	<p>高齢者を在宅で介護している家族に、位置情報検索システム専用端末機を貸し出し、高齢者が行方不明になった際の位置確認と保護につなげることで、家族の負担を軽減しています。  <b>■対象者</b>：要支援・要介護の認定を受けた高齢者等を在宅で介護している人  <b>■実施機関</b>：市  <b>▶第8期の方向性</b>          行方不明高齢者の事故防止と安全確保を図るとともに、家族の介護負担を軽減するために、継続して実施します。なお、より効果的な事業のあり方を研究します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;          実績なし</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;          今後行方不明になる可能性のある高齢者が増加すると予想されるため、現在の方式を含めてよりよいサービスを検討する必要がある。</p>

3 見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
(1) ひとり暮らし・認知症高齢者等の把握及び見守り	<p>支援が必要な高齢者を早期に発見し、継続的な見守りや適切な支援を行うため、地域包括支援センターが、個別訪問等により、家族状況、健康状態、社会参加、隣近所や友人関係などの聞き取り調査を行い、地域で孤立したり問題を抱えたりしている、ひとり暮らし高齢者等を把握し、適切な支援につなげています。</p> <p>また、ひとり暮らしや支援が必要な高齢者が、日常生活の孤独感を解消し、安心感を得られるようにするため、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会をはじめ各種団体による地域ぐるみの見守り活動を行っています。</p> <p>さらに、「認知症勉強会及び声かけ訓練」を開催しており、2018(平成30)年度は南部老人憩の家で開催し31人の参加があり、2019(令和元)年度は地域交流センターくすのきの家で開催し30人の参加がありました。</p> <p>■対象者：ひとり暮らし高齢者等 ■実施機関：市、地域包括支援センター、各住民組織</p> <p>▶第8期の方向性 高齢者が家庭で抱える問題も複雑化しています。実態把握を引き続き行うとともに、地域共生社会を見据え、対象の見直しについて研究します。 また、地域の見守りについては、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、各住民組織等と連携し、地域ごとの特徴に合わせた見守り活動を展開していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり暮らし老人認定者数 令和3年度 674名 令和4年度 691名</li> <li>地域包括支援センターによる実態把握数 令和3年度 ひとり暮らし高齢者 642件 ひとり暮らし未認定高齢者 58件 高齢者世帯 133件 令和4年度 ひとり暮らし高齢者 320件 ひとり暮らし未認定高齢者 56件 高齢者世帯 213件</li> <li>認知症勉強会及び声掛け訓練 令和3年度 中止 令和4年度 15人 場所：さくらの家</li> </ul>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>8050問題などが深刻化することで、高齢者が家庭で抱える問題も複雑化しています。実態把握の対象をひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯に限るのか、地域共生社会を見据えて対象を見直すか研究するとともに実施していきます。</p>
(2) 事業者等と連携した見守り事業	<p>市内の新開配達店、郵便局、金融機関、生活協同組合等と協定を結び、配達等の業務を通じて、高齢者等の見守りを行う事業を実施しています。高齢者宅で異変を察知した場合、市に通報してもらうほか、緊急時には警察や消防等にも通報してもらうことで、より効果的に安否確認や見守りができます。</p> <p>2019(令和元)年度末において、協定を締結しているのは27事業所です。</p> <p>■対象者：高齢者等 ■実施機関：市、事業所</p> <p>▶第8期の方向性 今後も、他の事業者にも協力を呼びかけ、より多くの事業所と連携した見守りを推進していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>令和3年度に見守り協定を新たに2業者と締結しました。 令和4年度末において30事業所と協定を締結しています。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>見守りの目を増やすため、様々な業種と見守り協定を締結するように努めます。</p>
(3) 高齢者等救命ボタン事業	<p>ひとり暮らし高齢者や障がい、病気で特に健康状態に不安を抱える人のうち希望者を対象に高齢者等救命ボタンを配付しています。緊急連絡先やかかりつけ病院、治療中の病気などを書き込んだ救命カードを筒型容器（救命ボタン）に入れて冷蔵庫に保管することで、急病や事故など緊急時に駆けつけた救急隊員などが冷蔵庫から取り出し、救命カードを基に受入先の病院に情報提供を行うことで、自宅での安心した生活につながっています。</p> <p>■対象者：ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、障がい・病気で特に健康状態に不安を抱える人 ■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 今後も、事業の周知を行い、利用の促進を図ります。また、救命カードの記載内容を利用者が随時更新するよう周知していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実績 令和3年度 99人 令和4年度 130人</li> </ul>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>継続して実施していく。救命カードの記載内容は、利用者に随時更新を促すことが必要となる。</p>

<p>(4) 認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業</p>	<p>行方不明になった認知症高齢者等を早期発見するため、岩倉市商工会を通じて認知症地域見守り支援協力事業者を募集し登録を行っています。</p> <p>2019(令和元)年度からは、認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ市に登録しておくことで、早期発見、事故の防止につなげる認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を開始しました。この事業には、市が契約者となり個人賠償責任保険へ加入することで、事故等により家族等が損害賠償責任を負った場合に備える内容も含まれており、高齢者の安全と介護者や家族への支援の充実を図りました。なお、2019(令和元)年度の認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入は30人でした。</p> <p>■対象者：認知症高齢者等</p> <p>■実施機関：市、地域包括支援センター、警察、市内事業所等</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>高齢者の安全と家族の安心を確保するため、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業の周知を図るとともに、引き続き、認知症地域見守り支援協力事業者の拡大に努めます。また、外出時の安全を守るための施策について研究します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>・実績</p> <p>認知症高齢者等個人賠償責任保険年度末加入者数</p> <p>令和3年度 48人</p> <p>令和4年度 71人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>認知症高齢者等が行方不明になった際に早期発見するため、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業の周知を図るとともに、認知症地域見守り支援協力事業者の拡大に努める。</p>
----------------------------------	--	---	--

(5) ボランティア活動等の充実			
① ボランティアセンターの充実に向けた支援	<p>社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体は、2019（令和元）年度末現在で33団体、個人登録は19人です。 社会福祉協議会がボランティア講座を開催し、ボランティアの発掘と育成を進めています。</p> <p>▶第8期の方向性 できるだけ多くの市民がボランティアに参加することや、ボランティアから支援を受けられるよう、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの支援に努めるとともに、潜在する担い手の発掘・育成及びボランティアニーズの発掘に努めます。また、ボランティアに関する需要と供給を円滑に結びつけるため、ボランティアセンターの周知を図ります。</p>	<p>&lt;社会福祉協議会&gt; 令和3年度 ・講座：4講座（26人） ・団体登録：30団体 ・個人登録：24人 令和4年度 ・講座：3講座（33人） ・団体登録：31団体 ・個人登録：20人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 地域に潜在する、ボランティアをしたい市民や団体といった地域資源の把握、ボランティアニーズのマッチングができるよう研究していく。</p>
② いきいき介護サポーター制度（介護支援ボランティア事業）	<p>高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通じて社会参加し、“役立ち感”を実感することは、自身の介護予防とボランティア活動へのきっかけづくりとして有効です。 いきいき介護サポーター制度は、ボランティア活動に対して、ポイントを付与し、そのポイントを現金に還元するものです。活動を通してボランティア精神を高めるとともに、高齢者がボランティア活動に携わるきっかけとなっています。</p> <p>▶第8期の方向性 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、いきいき介護サポーターの活動が制限されているため、介護保険施設等だけでなく、地域でより幅広く活躍できるように生活支援コーディネーターと連携し、研究していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 年度末登録者 令和3年度 25人 令和4年度 25人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; いきいき介護サポーターが活躍できる場を介護保険施設だけでなく、幅広く活躍できるように研究していきます。 また、生活支援コーディネーターと連携することで地域や住民のニーズを細かく把握することでよりニーズに沿った制度とできるように研究していきます。</p>

4 居住環境の確保

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
(1) 住みやすい住宅への改善			
① 高齢者住宅改善費助成事業	<p>居住環境を改善するため、住宅の改善に要する工事費用の一部を助成します。工事費用の支払いは業者への受領委任払いもできます。</p> <p>2019（令和元）年度に1件の利用がありました。</p> <p>■対象者：65歳以上の要支援・要介護認定者等（所得制限あり）</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 在宅介護の可能性を高める環境を整えるため、継続して実施していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>・実績 令和3年度 2人 令和4年度 5人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>継続して実施していくが、超高齢化に伴い、制度や助成金額の見直しが課題。</p>
② リフォームヘルパー派遣事業	<p>高齢者住宅改善費助成事業等の実施にあたり、保健・医療・福祉・介護及び建築関係職種の専門職でチームを構成し、高齢者等の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況を踏まえ相談や助言を行っています。</p> <p>2019（令和元）年度に1件の利用がありました。</p> <p>■対象者：65歳以上の要支援・要介護認定者等</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 利用実績はわずかですが、事業の趣旨から必要なサービスであるため、継続して実施します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>高齢者住宅改善費助成事業、身体障がい者住宅改善費助成事業実施要綱の前提として、要綱に規定している。</p> <p>・実績 令和3年度 2件 令和4年度 6件</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>要介護・要支援認定者については、介護保険が優先であり、簡易な改修は介護保険制度で完結する。</p>
③ 高齢者等賃貸住宅住み替え助成事業	<p>高齢者等が、一定の要件を満たした賃貸住宅へ住み替えをする場合に、引越しにかかる費用の一部を助成します。2018（平成30）年度及び2019（令和元）年度は利用実績がありません。</p> <p>■対象者：高齢者等</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 制度の周知に努めるとともに、より効果的な事業のあり方を研究します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>・実績 令和3年度 1件 令和4年度 0件</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>対象住宅を検討する必要がある。</p>
④ 不動産担保型生活資金貸付制度	<p>高齢者が居住する住宅や土地などの不動産を担保にして、生活費の貸し付けを受け、利用者の死亡時に担保不動産を処分し返済する制度です。</p> <p>2018（平成30）年度に1件の利用がありました。</p> <p>■対象者：居住用不動産を有し、低所得である65歳以上の高齢者世帯</p> <p>■実施機関：愛知県社会福祉協議会（委託先：岩倉市社会福祉協議会）</p> <p>▶第8期の方向性 利用実績はわずかですが、高齢者世帯の経済的自立と安定した生活を支援するために有効なサービスであるため、制度の周知を図り利用を促進します。</p>	<p>&lt;社会福祉協議会&gt;</p> <p>令和3年度、令和4年度とも実績なし。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>高齢者世帯などの経済的自立と生活保全のために必要な制度であるため情報提供に努めてしていく。</p>

(2) 居住施設の支援			
① 高齢者に配慮した住宅等の充実	<p>日常生活や介護に不安を抱くひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等が施設入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの整備が求められています。</p> <p>2020（令和2）年10月現在、市内にはサービス付き高齢者向け住宅が2か所（58室）、有料老人ホームが1か所（9室）整備されています。</p> <p>また、市内には、公営住宅等として、市営大山寺住宅、県営住宅及び岩倉団地（UR）が整備されており、募集案内を窓口に設置し情報提供を行っています。</p> <p>▶第8期の方向性 サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを必要とする人が適切に利用できるよう、引き続き情報提供に努めます。また、市民ニーズの把握に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。</p> <p>公営住宅等については、今後、市営大山寺住宅、県営住宅、岩倉団地（UR）の募集案内の情報提供とともに、市営大山寺住宅の1階入居者の退去時にあわせて、手すり設置などのバリアフリー化を進めます。</p>	<p>&lt;都市整備課&gt; 市営大山寺住宅や県営住宅、岩倉団地（UR）の募集案内を窓口に設置し情報提供を行った。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; サービス付き高齢者向け住宅が2か所（58室）、有料老人ホームが3か所（69室）整備されている。 介護保険サービス事業者マップに記載し、情報提供に努めた。</p>	<p>&lt;都市整備課&gt; 今後は、市営大山寺住宅、県営住宅、岩倉団地（UR）の募集案内の情報提供とともに、市営大山寺住宅の1階入居者の退去時にあわせて、手すり設置などのバリアフリー化に努める。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを必要とする人が適切に利用できるよう、引き続き情報提供に努める。</p>
② ケアハウス情報提供	<p>市内には定員30人のケアハウスが1か所、社会福祉法人により運営されています。</p> <p>▶第8期の方向性 ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯の増加などに伴い、ケアハウスへの入所ニーズは増加が予想されることから、入所状況の把握や情報提供に努めます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 定員30人のケアハウスが1か所、社会福祉法人により運営されている。 介護保険サービス事業者マップに記載し、情報提供に努めた。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯の増加などに伴い、ケアハウスへの入所ニーズは増加が予想されることから、入所状況の把握や情報提供に努める。</p>
③ 養護老人ホーム	<p>環境上の理由及び経済的な理由から自宅での生活が困難な高齢者のために、入所措置によるサービスを提供します。2018（平成30）年度及び2019（令和元）年度は利用実績がありません。</p> <p>■対象者：心身又は家庭環境及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な高齢者</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 特別な事由により自宅で生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム入所判定委員会の判定に基づき適正な入所措置を行っていきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 実績なし</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 必要な人に迅速に対応できる制度の在り方を研究する必要がある。</p>

5 住み良いまちづくりの推進

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A:名称	B:内容		
(1) まちのユニバーサルデザイン化			
① 公共施設・道路等の安全性の確保	<p>本市では、高齢者等が利用しやすいよう歩道の凸凹解消や岩倉駅地下連絡道中出口の手すり改良を行いました。また、駅西ロータリー歩道の視覚障がい者の通行に支障となる車止めの撤去を行いました。</p> <p>市庁舎周りの自転車の迷惑駐輪を防ぐために、看板やプランターを増設するとともに、市職員による定期的な巡視により、迷惑駐輪を大幅に減少させ、来庁者の安全な歩行空間の確保に努めてきました。</p> <p>▶第8期の方向性 今後も、高齢者をはじめ誰もが移動において、安全性・利便性・快適性が得られるように道路等の維持管理に努めます。</p> <p>また、公共施設の大規模改修の際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、誰もが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。さらに、市庁舎については、経年変化に伴う劣化による破損等の兆候がないか注視し、必要に応じて改修していきます。</p>	<p>&lt;維持管理課&gt; 高齢者等が利用しやすいよう歩道の凸凹解消や岩倉駅東広場歩道の段差解消を行った。</p> <p>&lt;行政課&gt; 庁舎周りの自転車の迷惑駐輪を防ぐために、看板やプランターを設置し、あわせて職員による定期的な巡視により、迷惑駐輪を減少させ、来庁者の安全な歩行空間の確保ができた。</p> <p>平成28年度に策定した「公共施設等総合管理計画」においては、令和3年度の改定にあわせて、すべての人々が安全で安心して利用できるユニバーサルデザインの導入を推進するため、施設分類ごとの管理に関する基本的な方針に、新たに「ユニバーサルデザイン化の実施方針」を設けた。</p> <p>また、令和5年度には、停電時に庁舎の非常電源系統へ送電するための非常用発電機部品取替修繕（令和4年度繰越事業）や耐用年数が経過した非常・業務用放送・自動火災報知設備修繕を実施するなど、非常時においても市庁舎の安全性を確保するため、適切な修繕・更新等を実施する。</p>	<p>&lt;維持管理課&gt; 安全性・利便性・快適性が得られるように道路等の維持管理に努めます。</p> <p>&lt;行政課&gt; 庁舎の竣工から22年が経過し、経年変化に伴う劣化による破損等の兆候がないか注視し、必要に応じて改修を実施していく。</p> <p>また、令和4年度に改定した「公共施設等総合管理計画」のユニバーサルデザイン化の実施方針を基に、施設の改修や更新等をする際には、すべての人が安心して利用できる、ユニバーサルデザインの導入を推進する。</p>
② 人にやさしい公園整備	<p>高齢者が、健康づくりや交流の場として利用する都市公園について、順次バリアフリー化を進めており、トイレが設置されている17園全てに多目的トイレを整備しています。また、劣化した公園のベンチ等の更新も随時行っています。</p> <p>▶第8期の方向性 高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように公園施設の維持管理に努めます。</p>	<p>&lt;維持管理課&gt; 作業員による施設の日常パトロールにより公園内を恒常的にきれいな状態に保つことができている。</p> <p>&lt;公園施設修繕実績&gt; （下稲公園）ベンチ更新 1基、トイレ建具補修 3箇所、トイレ屋根改修 1式 （辻田公園）ベンチ補修 1基、健康遊具（あん馬）補修 1基 天王公園 健康遊具更新（背伸ばしベンチ、ふら下がり）2基 御土井公園 多目的トイレ建具補修 1箇所 （大矢公園）多目的トイレ建具補修 1箇所 （大矢公園予定）&lt;多目的トイレ&gt; 大便器（温水洗浄便座共）更新 1台、洗面器（自動水洗共）更新 1台、手摺更新 2箇所&lt;男子・女子トイレ&gt;大便器更新 2台、小便器更新 1台、洗面器（自動水洗共）更新 2台、手摺更新 6箇所</p>	<p>&lt;維持管理課&gt; 安心して利用できるように公園施設の維持管理に努めます。</p>

(2) 安心・便利な外出支援の充実			
① 高齢者すこやかタクシー料金助成事業	<p>高齢者の日常生活における活動を容易にするため、タクシー利用時の基本料金（迎車料金含む）を月2回分助成しています。また、65歳以上の介護認定要支援者等で、介護保険サービスでの通院等乗降介助を利用できない人には乗降介助料金を併せて助成しています。</p> <p>■対象者：85歳以上の高齢者、65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 対象者は、今後さらに増加すると予測されますが、高齢者の外出を支援し、社会参加を促進するため、継続して実施します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>・実績 申請者数 令和3年度 978人（うち乗降介助4人） 令和4年度 972人（うち乗降介助6人）</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>対象者数は増加しており、今後、利用者が増加すると思われる。高齢者の外出を支援し、社会参加を促進するため、継続して実施していく。</p>
② 高齢者等リフトタクシー料金助成事業	<p>ねたきり高齢者等がリフト付きタクシーを利用する場合、5,000円を上限に利用料金の半額を月1回分助成しています。</p> <p>■対象者：要介護4又は要介護5と認定された高齢者等</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 今後も利用者の増加が予測されますが、重度の要介護者の通院等における移動の負担を軽減するため、継続して実施します。また、事業者の増加に努めます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>・実績 申請者数 令和3年度 52人 令和4年度 55人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>今後も利用者が増加すると思われる。重度の要介護者の通院等における移動の負担を軽減するため、継続して実施していく。</p>
③ ふれ愛タクシー事業	<p>高齢者をはじめ障がいのある人、妊婦等の外出・移動支援として、デマンド型乗合タクシーを2013（平成25）年10月から2019（令和元）年9月まで運行しました。2019（令和元）年10月からは、民間タクシー車両を活用した予約制の「ふれ愛タクシー事業」を開始しました。</p> <p>■対象者：高齢者、障がい者、妊産婦、就学前児童、運転免許証返納者等</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 登録者の80%以上が65歳以上のため、登録時には利用方法を丁寧に説明していきます。また、利用状況や利用者の声を把握するよう努めるとともに、交通弱者の移動手段としてさらなる事業の周知に努めます。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt;</p> <p>実績は以下のとおり。利用件数のうち65歳以上の占める割合は、83.3%でした。コロナ禍でも一定の利用件数があり、交通弱者の外出支援の一助となりました。令和5年度も引き続き運行を行います。</p> <p>■実績 登録者数（R3年度2,271人、R4年度2,526人） 利用件数（R3年度12,896件、R4年度12,342件）</p>	<p>&lt;協働安全課&gt;</p> <p>利用者ニーズや要望を把握する必要があります。すべての交通事業者にとって持続可能な公共交通の手段となるよう連携・調整を図ります。</p>
④ 高齢者運転免許証自主返納支援事業	<p>近年、全国的に増加している高齢ドライバーによる交通事故を未然に防ぐため、加齢に伴う身体機能の低下等により運転に不安を感じている75歳以上の高齢者が運転免許証を自主返納した場合に、ふれ愛タクシーの400円チケットを10枚交付しています。</p> <p>■対象者：75歳以上の高齢者、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納し、30日以内の人</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 運転に不安を感じている高齢者の外出を支援し、社会参加を促進するため、継続して実施します。また、運転免許証の自主返納に関する啓発や情報提供等を行います。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt;</p> <p>実績は以下のとおりになります。新型コロナウイルス感染症の影響により増減しています。令和2年度からは減少しましたが、その後増加に転じています。令和5年度も引き続き支援を行います。</p> <p>■実績 支援者数（R3年度67人、R4年度78人）</p>	<p>&lt;協働安全課&gt;</p> <p>江南警察署と連携し、高齢者運転免許自主返納支援を図ります。</p> <p>自主返納事業は高齢者の交通安全のための事業であるため、継続して実施していく。</p>
⑤ 交通安全教室等の充実	<p>高齢者の交通事故が増加しているため、江南警察署や老人クラブ連合会等と協力し、交通安全の教育や指導、交通安全啓発物品の配布を通じて、交通安全意識の高揚に努めています。</p> <p>なお、人身事故の件数は、2017（平成29）年は194件、2018（平成30）年は171件、2019（令和元）年は152件と減少しています。</p> <p>▶第8期の方向性 今後も引き続き、交通安全教室や啓発活動、交通ルールに関する情報提供などを通じて交通安全意識の向上に努めます。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt;</p> <p>高齢者の交通事故が増加しているため、江南警察署や老人クラブ連合会等と協力し、交通安全の教育や指導、交通安全啓発物品の配布を通じて、交通安全意識の高揚に努めています。</p> <p>交通安全教室について、令和3年度は2,855人を対象に計21回の開催、令和4年度は2,337人を対象に計22回の開催を行いました。</p> <p>啓発活動については、季節ごとに警察署や各種団体の協力のもと、交通安全啓発物品の配布などを行いました。</p> <p>なお、人身事故の件数は、2020（令和2）年は136件、2021（令和3）年は120件と減少しましたが、2022（令和4）年は172件と増加しました。原因としては、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限が交通事故件数の増減に影響したと考えられます。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt;</p> <p>継続して続けていくことが重要ですので、今後も内容を見直しながら啓発活動を行います。</p>

6 安全・安心のまちづくりの推進

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A:名称	B:内容		
(1) 防災・感染症対策の充実			
① 防火・防災意識の高揚や訓練等の実施	<p>市内全域で組織されている28の自主防災会において、自主防災訓練など住民主体の取組が行われています。なお、小学校区単位で、合同訓練も行われています。</p> <p>また、住宅用火災警報器を未設置の高齢者世帯には訪問し設置の指導を行っています。</p> <p>さらに、各種防災訓練や各種イベントの際に、住宅用火災警報器の設置・維持についての広報活動を行っています。</p> <p>▶第8期の方向性 自主防災会と連携し、広報活動や訓練などを行い、高齢者の防火・防災意識の高揚に努めるとともに、感染症対策を含め、防災訓練のあり方を見直していきます。</p> <p>また、高齢者世帯における住宅用火災警報器の設置状況の把握に努め、普及の促進を図ります。</p>	<p>&lt;消防本部総務課&gt; 各種防災訓練や各種イベントの際に、住宅用火災警報器の設置・維持についての広報活動を行った。</p> <p>&lt;協働安全課&gt; 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で地域の防災訓練および小学校区合同防災訓練についてはほとんど中止となりました。令和4年度に関しては13の地域で防災訓練を行い、岩倉南小学校区、曾野小学校区、岩倉北小学校区で小学校区合同防災訓練を、岩倉東小学校で市防災訓練を実施しました。</p>	<p>&lt;消防本部総務課&gt; 高齢者世帯における住宅用火災警報器の設置状況把握に努め、普及の促進を図ります。</p> <p>&lt;協働安全課&gt; 自主防災組織と連携し、広報活動や訓練などを行い、高齢者の防火・防災意識の高揚に努めます。</p>
② 災害時の避難行動要支援者支援	<p>災害時要配慮者支援体制マニュアルに基づき、地震などの災害の発生に備えて、避難行動要支援者名簿を作成しています。自主防災組織や民生委員・児童委員等と連携して、プライバシー保護に十分配慮しながら、ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者等の個別避難支援計画の作成を地域ごとに進めています。</p> <p>■対象者：生活基盤が自宅にある人のうち①要介護認定3～5を受けている人②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する人は除く）③療育手帳Aを所持する知的障がい者④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人で単身世帯の人⑤市の生活支援を受けている難病患者⑥①～⑤以外で、自ら避難することが困難で、登録を望む人⑦①～⑤以外で自主防災会が支援の必要を認めた人</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 今後も、災害発生時における、避難行動要支援者の安否確認や救出方法、情報伝達や援助等の体制づくりを進めます。また、市内のすべての地域で個別避難支援計画の作成が進むよう働きかけていきます。</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 作成した名簿を半年に一度更新しました。また、災害に備えて平常時から個人情報を提供いただけるよう対象者に同意書を送っています。</p> <p>自主防災組織や民生委員・児童委員と連携して個別避難支援計画の作成を推進しています。</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 個別避難支援計画の作成件数が区によって差があるため、働きかけが必要であるとともに、個別避難計画の作成方法の見直しを検討していく。</p>
③ 事業所における災害対策の充実	<p>地震や風水害など全国的な災害発生状況を踏まえ、災害時の備え等の重要性について、介護サービス提供事業所等と情報共有しながら対策を検討する必要があります。</p> <p>▶第8期の方向性 介護サービス提供事業所等との連携のもと、避難訓練の実施や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。また、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認及び河川の浸水想定区域に所在する要配慮者利用施設に洪水時の避難確保計画の作成を促します。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt; 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成依頼及び避難訓練の実施報告の提出依頼を出しています。令和4年度には、避難確保計画の作成講習会を開催し、年度末時点で72施設中62施設が避難確保計画を作成しています。令和5年度も引き続き未作成施設への作成促進を行います。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 消防とも連携し、地域密着型サービス事業所の避難訓練へ参加しました。また、協働安全課と連携し、洪水時の避難確保計画の作成を促しました。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt; 避難確保計画の作成・訓練実施を啓発していきます。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 事業所の避難訓練等の機会を捉えて防災啓発活動やリスクの確認等を行います。災害の種類別に避難確保計画等の作成を促します。</p>

<p>④ 感染症対策</p>	<p>2020（令和2）年現在、世界中が新型コロナウイルスという脅威に直面しており、介護現場においてもサービスを利用する側・提供する側の双方が過酷な状況に置かれています。こうした背景のもと、感染症の拡大等への備え等の重要性について、介護サービス提供事業所等と共有しながら対策を検討する必要があります。</p> <p>▶第8期の方向性 介護サービス提供事業所等と連携のもと、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備等を検討します。また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備するとともに、事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。</p>	<p>&lt;健康課&gt; 2021（令和3）年度から高齢者施設等において、新型コロナワクチン接種を開始され、施設等と情報共有をしながら、早期接種に向けて調整をしました。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 訓練の実施や感染拡大防止策に係る通知等の周知啓発に努めた。県や保健所と連携し、感染防護服・アルコール消毒液等の感染対策に必要な物資を事業所の不足状況に応じて配布した。</p>	<p>&lt;健康課&gt; 今後も速やかなワクチン接種等の情報提供をするなど感染症の拡大等の対策を検討していく。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 新型コロナウイルス感染症については5類感染症へ位置づけが変更になったものの、重症化リスクは依然として存在する。今後も感染状況を注視し、必要な対策を講じる。</p>
<p>⑤ 家具転倒防止器具等取付事業</p>	<p>地震等による家具の転倒防止のために、シルバー人材センターに委託して家具転倒防止器具等の取付けを実施しています。</p> <p>■対象者：ひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯等 ■実施機関：市 ▶第8期の方向性 制度の周知に努めるとともに、より効果的な事業のあり方を研究します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 実績なし</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 利用実績も少ないため、対象者の見直しやシルバー人材センターの生活支援等も活用した方法等の研究をする必要がある。</p>
<p>⑥ 木造住宅の無料耐震診断と耐震改修費等補助の実施</p>	<p>地震などの災害に備えて、地震に強い安全なまちづくりを進めるため、1981（昭和56）年5月31日以前（旧建築基準）に建てられた木造住宅の無料耐震診断を実施しています。また、診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅の耐震改修工事、解体工事、シェルター設置工事に対して補助を実施しています。2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の2か年の申請件数は、耐震診断が69件、耐震改修が8件、解体が20件でした。</p> <p>■対象者：市民 ■実施機関：市 ▶第8期の方向性 平常時における耐震化に向けた取組が重要であるため、今後も引き続き、市ホームページ、広報紙にて周知・啓発を行うとともに、戸別訪問による啓発活動を行います。</p>	<p>&lt;都市整備課&gt; 耐震化率向上のため木造住宅の無料耐震診断や改修、解体に対する補助制度を周知するため職員による個別訪問や広報紙による啓発活動を実施した。申請件数は令和3、4年度の2か年で、耐震診断が計81件、耐震改修が計2件、解体が計26件であった。また、耐震化率は令和2年度末90.5%から令和4年度末91.0%と0.5%上昇した。</p>	<p>&lt;都市整備課&gt; 平成30年6月の大阪府北部地震など大規模地震の発生により関心が高まった際は、無料耐震診断などの耐震対策の申請件数が増加する傾向があるため、平常時での耐震に向けた取組への周知が課題である。今後は、引き続き、ホームページ、広報紙等にて周知・啓発を行うとともに、重点地区を決め戸別訪問を実施し、普及啓発に取り組む。</p>
<p>⑦ 福祉避難所の整備</p>	<p>本市では、社会福祉法人や医療法人と福祉避難所の開設・運営に関する協定を結び、要配慮者が安心して利用できる福祉避難所を、2020（令和2）年10月現在、11か所指定しています。なお、福祉避難所を開設した際に重要となる「受入体制」や「運営方法」の確認のため、拠点事業所と協議しながら「福祉避難所運営マニュアル」の整備を進めています。</p> <p>▶第8期の方向性 今後も、活用できる公共施設や協力を得られる民間施設があれば福祉避難所として指定を検討していきます。 また、災害が発生したときに福祉避難所利用者が安心して生活できるよう、関係機関と意見交換をしながら体制の整備を進めていきます。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt; 令和3年度に福祉避難所の開設・運営マニュアルを作成し、令和4年度に改訂しています。令和4年に新たに一期一会荘花むすびを福祉避難所として利用する協定を結び、市内の福祉避難所は12か所となりました。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt; 引き続き、マニュアルの改訂、福祉避難所の整備に努めていきます。</p>

(2) 防犯対策の充実			
① 消費者被害の未然防止	<p>消費者トラブルに巻きこまれる高齢者の増加を踏まえ、消費者被害を防ぐための講座を開催するなど、高齢者が消費者被害に遭わないように予防策に努めています。また、市役所1階に消費生活センターを設置し相談体制の強化を図っています。</p> <p>毎年11月に開催する「みんなの消費生活フェア」では、高齢者に多く被害の見られる事例を紹介するポスターの掲示や出張消費生活相談窓口を開設し、消費生活問題に対する啓発を行っています。</p> <p>▶第8期の方向性 消費生活相談窓口を周知するとともに、増加傾向にある被害例等がある場合については、市ホームページに掲載するとともに、関係各課や地域包括支援センターと連携しながら被害拡大に対する予防を行います。</p>	<p>&lt;商工農政課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月に開催する「みんなの消費生活フェア」時、例年高齢者向けの出展を行う岩倉団地自治会生活部のブース等にて、相談事例等を紹介するポスターの掲示やチラシの配布を行い、消費生活問題に対する啓発を行った。(みんなの消費生活フェア来場者)</li> <li>令和4年：1,323人</li> <li>・令和3年2月に既存の庁内連携会議を消費者安全確保地域協議会として位置付け、会議のなかで、消費生活センターの周知、消費者被害の最新状況の共有を図った。</li> </ul>	<p>&lt;商工農政課&gt;</p> <p>引き続き消費生活相談窓口を周知するとともに、増加傾向にある被害例等がある場合については、市のHPに掲載し、また地域包括支援センターと連携しながら被害拡大に対する予防を行う。</p>
② 自主防犯活動の促進	<p>江南警察署管内で発生した犯罪情報や不審者情報として「パトネットあいち」で情報提供があったもののうち、原則市内で発生したものについて、「ほっと情報メール」で配信を行っています。</p> <p>また、市内各地域の防犯パトロール隊による定期的な自主防犯活動が行われています。犯罪発生件数は2017(平成29)年は497件、2018(平成30)年は376件、2019(令和元)年は365件と減少しています。</p> <p>▶第8期の方向性 啓発活動を行い防犯意識の高揚を図るとともに、「ほっと情報メール」などを活用して防犯に関する情報の発信を行います。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt;</p> <p>江南警察署や自主防犯団体と協力し、防犯啓発活動に努めています。犯罪発生件数としたしましては、2020(令和2)は270件、2021(令和3)年は247件と減少し、2022(令和4)年は269件と増加しております。原因としては、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限が犯罪発生件数の増減に影響したと考えられます。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt;</p> <p>江南警察署とその他関係団体と連携し、今後も内容を見直しながら啓発活動を行います。</p>

7 福祉教育の充実

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にに行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
<p>(1) 幼年期における高齢者との交流促進</p>	<p>核家族化が進み、子どもたちが日常生活において高齢者とふれあう機会が少なくなっています。 世代間交流を目的として、児童館で地域交流会を年に1回開催しています。また、保育園、認定こども園においても年に1回園児の祖父母を招待し交流会を実施しています。 さらに、多世代交流センターさくらの家での「さくらの家まつり」や敬老週間の臨時開館で多世代交流イベントを開催しています。 ▶第8期の方向性 今後も、世代間交流を目的とした行事の充実に努めます。また、祖父母世代と孫世代の交流のみならず、祖父母世代と父母世代が交流し、子育てに関する知恵や経験を継承できる機会の創出に努めます。 さらに、地域に根差した多世代交流の機会を増やすため、地域の人が行事の企画段階から参加できるよう検討していきます。</p>	<p>&lt;子育て支援課&gt; 児童館では、世代間交流を目的として地域交流会を令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止したが、令和4年度に再開した。 また、保育園においても祖父母交流会を令和3年度及び4年度には中止としたが、代わりに園児から祖父母に向けた手紙や贈り物を製作して渡す取り組みを行い交流を深めた。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 令和3年度 中止 令和4年度 多世代交流事業として人形劇を実施 （新型コロナウイルス感染症で中止となった臨時開館の多世代交流事業の代替）</p>	<p>&lt;子育て支援課&gt; 祖父母世代と孫世代の交流を行ってきたが、祖父母世代と父母世代が交流し、子育てに関する知恵や経験を継承できる機会を増やす方策について検討が必要である。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 家族、親族以外のところで地域に根差した多世代交流の機会を増やす方策について検討が必要である。</p>
<p>(2) 小中学校における福祉教育の推進</p>	<p>小中学校では、学校の実情や地域の特性、子どもの発達段階に合わせ、関係団体と連携しながら福祉教育を行っています。 具体的には、社会福祉協議会と協力して、小中学校において福祉実践教室を開催しています。また、ユニバーサルデザイン研究会の協力のもと、ユニバーサルデザイン学習に取り組みしました。さらに、いわくら認知症ケアアドバイザー会が各小学校において「認知症サポーター養成講座」を開き、認知症について正しい理解ができる機会を設けました。 老人クラブ等の地域住民の協力を得て、スクールガード（岩倉南小学校においては「ほっとパトロール隊」）に参加してもらい、防犯に努めるとともに子どもたちとの交流を図りました。 伝統文化の体験学習やキャリア学習では、地域へ出かけたり、地域の人を招いたりして、学校教育に高齢者の優れた能力を生かす場を設けました。 ▶第8期の方向性 子どもの頃から福祉意識を高めるために、今後も、地域と協力し、連携を図りながら、実践的な福祉教育を推進するとともに、地域の高齢者を生活科や総合的な学習の時間等の講師として招くなど、学校教育に高齢者の優れた能力を生かす場を設けることに努めます。</p>	<p>&lt;社会福祉協議会&gt; 令和3年度 ・福祉実践教室：703人 ・青少年等ボランティア体験学習：コロナ感染拡大防止のため実施せず 令和4年度 ・福祉実践教室：763人 ・青少年等ボランティア体験学習：コロナ感染拡大防止のため実施せず</p> <p>&lt;学校教育課&gt; ・社会福祉協議会と協力して、小中学校において福祉実践教室を開催した。 ・ユニバーサルデザイン研究会の協力の下、ユニバーサルデザイン学習に取り組んだ。 ・小学校において、認知症ケアアドバイザーによる「認知症サポーター養成講座」を開き、認知症について正しい理解ができる機会を設けた。 ・老人クラブ等の地域住民の協力を得て、スクールガード（岩倉南小学校においては「ほっとパトロール隊」）に参加していただき、防犯に努めるとともに子どもたちとの交流を図った。 ・伝統文化の体験学習やキャリア学習では、地域へ出かけたり、地域の人を招いたりして、学校教育に高齢者の優れた能力を生かす場を設けた。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; ・認知症サポーター養成講座 令和3年度 2小学校 205名 令和4年度 4小学校 345名</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 関係機関の実施内容を取りまとめ、より効果的な福祉教育となるような実施方法を研究していく。</p> <p>&lt;学校教育課&gt; 継続して実施していく。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 今後も各小学校で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について正しい理解ができる機会を設けていきます。</p>

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A:名称	B:内容		
(1) 介護予防ケアマネジメント	<p>利用者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じ、できる限り高齢者自身が自分でできることは、自分で行うということを基本としています（自立支援）。そのために、介護予防・生活支援サービスその他の適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう地域包括支援センターにおいて専門的な視点から援助を行っています。</p> <p>▶第8期の方向性 自立支援を基本とし、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、引き続き地域包括支援センターにおいて実施します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 介護予防ケアマネジメント計画作成数の実績 令和3年度 1,531件 令和4年度 1,557件</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 自立支援を基本とし、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、引き続き地域包括支援センターにおいて実施する。</p>
(2) 協議体の設置及び生活支援コーディネーター	<p>介護予防・生活支援サービスの体制整備にあたっては、市町村が中心となって、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地縁組織、民間企業などの多様な主体によるサービス提供体制を構築し、高齢者を含め地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。</p> <p>本市では、こうした多様な主体による多様な取組を円滑にしていくための協議体として、生活支援推進ネットワーク会議を設置し、サービス提供主体等の情報共有や連携強化を行っています。</p> <p>また、介護予防・生活支援サービスの体制整備を円滑に推進していくために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。生活支援コーディネーターは、社会福祉協議会に委託し、住民主体による活動の実施に向けた支援を行うとともに、地域の課題を収集し必要とされるサービス提供体制の構築に努めています。</p> <p>2019（令和元）年度には生活支援体制整備事業として市内のサロンを紹介するパンフレットを作成しました。サロンの補助金についても周知に努め、新たなサロンの立ち上げ及び運営補助金の活用につながっています。</p> <p>▶第8期の方向性 多様な主体による地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、地域における住民主体による活動を支援します。また、地域資源の情報収集と情報発信にとどまらず、把握した資源の活用にも努めます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 生活支援推進ネットワーク会議 令和3年度 1回 令和4年度 1回</p> <p>高齢者交流サロン活動費補助金交付実績 令和3年度 3件 67,500円 令和4年度 5件 137,000円</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 地域資源の情報収集と情報発信にとどまらず、把握した資源の活用が求められる。 現状の第1層と第2層を兼ねた形ではなく、日常生活圏域ごとに第2層の生活支援コーディネーターと協議体を設置できるように研究していく必要がある。</p>

(3) 介護予防・生活支援サービスの充実			
① 訪問型サービス	<p>介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。訪問型サービスBは利用実績がありませんでした。</p> <p>▶第8期の方向性 利用者ニーズの把握に努めるとともに、住民主体によるサービスである訪問型サービスBについては、利用を促進するため、担い手の育成も含め、サービスの趣旨や内容の周知に努めます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 訪問型サービスの利用実績 ・介護予防訪問介護相当サービス 令和3年度 1,634件 令和4年度 1,779件 ・訪問型サービスA 令和3年度 108件 令和4年度 64件 ・訪問型サービスB 令和3年度 0件 令和4年度 0件</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 介護予防訪問介護相当サービスや訪問型サービスAについては現状を維持しつつ、利用者の自立に向けたサービス内容となるよう研究していく必要がある。 訪問型サービスBについては利用者とサービス提供者のマッチングが課題となっている。</p>
② 通所型サービス	<p>介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供しています。</p> <p>▶第8期の方向性 利用者ニーズの把握に努めるとともに、通所型サービスB及び通所型サービスCについては、サービスの趣旨や内容の周知に努めます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 通所型サービスの利用実績等 ・介護予防通所介護相当サービス 令和3年度 1,289件 令和4年度 1,482件 ・通所型サービスA 令和3年度 250件 令和4年度 339件 ・通所型サービスB 令和3年度 980人 令和4年度 2,667人 ・通所型サービスC 令和3年度 1人 令和4年度 1人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 介護予防通所介護相当サービスや通所型サービスAについては現状を維持しつつ、利用者の自立に向けたサービス内容となるよう研究していく必要がある。 通所型サービスBについては、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、需要の拡大が想定されるため、更なる周知に努めていく。 通所型サービスCについては、ニーズの把握に努めていく。</p>
③ 生活支援型給食サービス事業（その他の生活支援サービス）	<p>食事を作ることが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善、健康保持及び安否確認を行う生活支援型給食サービス事業を総合事業として実施しています。</p> <p>▶第8期の方向性 自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行います。また、より効果的に実施できるよう、提供体制を検討していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 令和3年度 65人（年度末人数）、19,001食 令和4年度 71人（年度末人数）、21,018食 ・令和3年10月より利用者が給食業者を選択できるように改めたとともに、利用者の自己負担分の徴収については委託事業者が徴収する方式としました。同時に、委託事業者を増やし、現在は4事業者と委託契約しています。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 高齢者の増加により、利用が増えると思われる。自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行う。また、より効果的に実施できるよう提供体制を検討していく。</p>

2 フレイル（虚弱）対策の充実

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にに行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
(1) 介護予防事業			
① スクエアステップを活用した介護予防事業	<p>認知機能の向上、転倒予防等に効果のある運動であるスクエアステップの普及をめざし、「スクエアステップ講座」を実施しています。また、講座の受講者を中心とした自主サークル活動も立ち上がり、活動を支援しています。</p> <p>2019（令和元）年度からは、総合体育文化センターに加え、防災コミュニティセンターでも開催することによりスクエアステップのさらなる普及を図りました。</p> <p>▶第8期の方向性 長寿化の進展による要支援・要介護認定者の増加を抑制する効果的な手法として、今後もスクエアステップの活用による認知機能の向上や運動器の機能向上をめざした介護予防事業を実施していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 実績 令和3年度 12回 267人 令和4年度 22回 525人 令和4年度末現在、総合体育文化センター及び市民プラザで開催</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 高齢者人口が増加するとともに、要支援者や要介護者も増加すると思われる。そのためにも認知機能の向上や転倒予防となるスクエアステップを推進していく。</p>
② シルバーリハビリ体操を活用した介護予防事業	<p>2019(令和元)年から、シルバーリハビリ体操を教える指導士の養成を開始し、指導士が中心となり地域での普及に努めています。シルバーリハビリ体操（シリリハ体操）は立つ、座る、歩くなど日常生活に必要な筋肉を鍛え、関節全体をやわらかくする効果があり、特別な器具を使用せず、「いつでも」「どこでも」「ひとりでも」できる体操であり、フレイル（虚弱）対策としての効果が期待されます。</p> <p>2020（令和2）年度においては、第1期シルバーリハビリ体操指導士が地域包括支援センターの介護予防教室で体操指導を行いました。</p> <p>▶第8期の方向性 シルバーリハビリ体操をフレイル（虚弱）対策の中心的な取組として位置づけ、シルバーリハビリ体操指導士を積極的に養成するとともに、その指導士と一緒に、あらゆる機会を活用してシルバーリハビリ体操の普及を図っていきます。また、「新しい生活様式」のもとにおいても高齢者が活動し介護予防を行っていく方法を検討していきます。</p>	<p>&lt;健康課&gt; ①シルバーリハビリ体操指導士の養成 2021(令和3)年度8人 2022(令和4)年度14人 ②シリリハ体操教室 2021(令和3)年度 31回 511人 うち、指導士主催の体操教室 3会場 18回 264人、指導士派遣の教室 13回 247人 2022(令和4)年度 105回 2,762人 うち、指導士主催の体操教室 4会場 47回 1,667人、指導士派遣の教室 25回 558人、 派遣で定期開催 5会場 33回 541人 2023(令和5)年度も継続して、指導士養成講座の開催と体操教室を実施しています。 ③シリリハ体操介護予防教室 2021(令和3)年度 2回 20人 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回中止) 2022(令和4)年度 3回 32人 2023(令和5)年度 ひざこしフレイル予防教室 2回実施予定</p>	<p>&lt;健康課&gt; ・シルバーリハビリ体操に参加しやすい環境を整えられるよう、教室開催場所の拡大に努めます。 ・シルバーリハビリ体操教室を担う指導士養成講座を継続して開催していますが、参加者数が減少しているため、周知啓発方法等を検討し、指導士の増加に向けて取り組みます。</p>
③ 多世代交流センターさくらの家における介護予防事業	<p>高齢者等の憩いの場である多世代交流センターさくらの家では、高齢者の生きがいづくりや介護予防などの事業を活発に開催しています。</p> <p>音楽を通じて脳を活性化させる音楽療法等を活用した介護予防、生活習慣病の予防・改善、加齢による筋力低下を起因とする転倒予防などを目的とした運動の講座を実施しています。</p> <p>さらに、2018(平成30)年度及び2019(令和元)年度には、ひざ腰ラクラク健康教室3回コースを2クール実施しました。2020（令和2）年度は、シルバーリハビリ体操介護予防教室を多世代交流センターさくらの家で実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総合体育文化センターに変更して実施しています。</p> <p>▶第8期の方向性 今後も高齢者が楽しみながら参加できる介護予防事業を継続的に実施していきます。</p>	<p>&lt;健康課&gt; 2021(令和3)年度、10月からシリリハ体操指導士主催の体操教室をさくらの家で毎月定期開催し、計6回、延85人の参加がありました。 2022(令和4)年度、さくらの家で実施したシリリハ体操指導士主催の体操教室は、計12回、延493人参加しています。 令和5年度は引き続き、シリリハ体操指導士主催の体操教室に加え、新規にひざこしフレイル予防教室さくらの家コースを10月11日に実施していく予定です。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 令和3年度 27回 401人 令和4年度 36回 580人</p>	<p>&lt;健康課&gt; さくらの家でのシリリハ体操教室は大変好評で、一番大きいすこやかホールでも満員になっている状況のため、今後回数を増やすなどの工夫が必要です。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; より魅力的な講座等を実施し、生きがいづくりの推進を図る。</p>
④ 地域包括支援センターによる介護予防教室	<p>地域包括支援センターでは体操やお話し会などの多様な企画を実施しており、気軽に参加できる内容の介護予防教室を、ふれあいセンター、多世代交流センターさくらの家、第四児童館で実施しています。</p> <p>▶第8期の方向性 今後も効果的な内容の介護予防教室を開催していきます。 また、高齢者の居場所となるような教室の開催方法等について検討していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 実績 令和3年度 2回 21人 令和4年度 23回 367人 令和4年度末現在、多世代交流センターさくらの家及び第四児童館で実施</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 市内に多くの介護予防を目的とした体操教室があるため、介護予防教室の在り方を検討する必要がある。</p>

<p>(2) 高齢者の健康づくり事業</p>	<p>保健センターでは、高齢者の健康・体力の維持を目的として、健康づくりや認知症予防に取り組むとともに、市民の自主的な活動を支援しています。</p> <p>ウォーキング推進事業の一環として、ポールウォーキングを実施しています。また、自主活動の支援としてポールウォーキング推進リーダーに講習会を行い、地域での啓発に協力を得ました。さらに、ウォーキンググループにおいては、関係機関と協働したウォーキング大会を開催しました。</p> <p>●第8期の方向性 今後も高齢者の健康・体力の維持を目的として、健康づくりや認知症予防に取り組むとともに、市民の主体的な活動の支援に努めます。</p>	<p>&lt;健康課&gt; (ウォーキング推進事業について) 2021(令和3)年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団でのウォーキングを中止した。 2022(令和4)年度からウォーキングコース記録表といわくら健康マイレージのチャレンジシートを配布して、各自で楽しくウォーキングに取り組めるようにしました。 ウォーキングコース記録表配布数 2022(令和4)年度:46枚</p>	<p>&lt;健康課&gt; 今後も高齢者の健康・体力の維持を目的として、健康づくりや認知症予防に取り組めます。</p>
------------------------	---	--	--

3 疾病の予防・重度化予防の充実（保健事業との一体的な推進）

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性																		
A: 名称	B: 内容																				
(1) 国民健康保険等にかかる保健事業																					
① 特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査	<p>「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備群を見つけ、生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、75歳以上の人は、後期高齢者医療広域連合が市町村へ委託して健康診査を実施しています。</p> <p>特定健康診査の受診率向上を図るため、2020（令和2）年度から、人工知能技術を用いた特定健康診査及び医療の受診状況の分析により、効率的かつ効果的な受診勧奨を行っています。</p> <p>特定保健指導については、若い世代からの生活習慣病予防の意識向上を図るため、2018（平成30）年度から健診当日に40歳代を対象に、健康情報を提供しました。さらに市民窓口課と健康課が連携し、2019（令和元）年度には、特定保健指導週間を新たに設け、集中的に実施し、特定保健指導利用率を向上させました。</p> <p>人間ドック費用助成事業の利用促進のため、2020（令和2）年度には対象医療機関を12か所とし、受診しやすい環境整備に努めています。</p> <p>特定健診未受診者対策としては、健康相談員から特定健診未受診者への電話による受診勧奨を行うとともに、集団健診の期間終了後、健診未受診者に人間ドック助成事業の案内を送付しています。</p> <p>事業名：国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導</p> <p>■対象者：40～74歳の国民健康保険被保険者</p> <p>■実施機関：岩倉市国民健康保険</p> <p>事業名：後期高齢者医療 健康診査</p> <p>■対象者：後期高齢者医療被保険者</p> <p>■実施機関：後期高齢者医療広域連合が市へ委託して実施</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>引き続き、受診率向上のため周知啓発を行うとともに、受診結果を踏まえた生活習慣病予防の支援をしていきます。</p> <p>なお、医療専門職を中心とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進が求められており、健康課、長寿介護課、市民窓口課及び関係機関が連携し、効率的かつ効果的な実施に向けて取り組みます。</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>（特定保健指導について）</p> <p>市民窓口課と健康課が連携し、特定保健指導集中週間を作り、特定保健指導利用者数を向上させる取り組みを行いました。令和3年度より令和4年度は減少しています。</p> <p>特定保健指導の初回指導実施者数</p> <p>2021（令和3）年度 81人</p> <p>2022（令和4）年度 50人</p> <p>&lt;市民窓口課&gt;</p> <p>[特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査]</p> <p>特定健康診査・後期高齢者健康診査では、令和3年度より予約制とし、待ち時間の縮小や混雑緩和のための受診環境整備を行った。また、令和4年度よりインターネットによる申込環境を整備した。</p> <p>人間ドック費用助成事業では、健診未受診者に年2回人間ドック助成事業の案内を送付している。</p> <p>また、令和3年度から後期高齢者も基本のAコースのみ助成対象としている。</p> <p>特定保健指導では、集団健診健診結果への特定保健指導利用券同封や、人間ドック費用助成申請時における健康相談員による初回面談の実施など、実施率の向上に取り組んでいる。</p> <p>[特定健康診査受診者数]</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>※受診者</td> </tr> <tr> <td>令和3年度：7,088人</td> <td>2,088人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度：6,865人</td> <td>2,085人</td> </tr> </table> <p>※受診者には人間ドック、脳ドック受診者を含む</p> <p>[健康診査受診者数]</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>※受診者</td> </tr> <tr> <td>令和3年度：6,347人</td> <td>1,396人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度：6,528人</td> <td>1,562人</td> </tr> </table> <p>※受診者には人間ドック、脳ドック受診者を含む</p> <p>[特定保健指導利用者数]</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>受診者</td> </tr> <tr> <td>令和3年度：302人</td> <td>81人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度：288人</td> <td>62人</td> </tr> </table>	対象者	※受診者	令和3年度：7,088人	2,088人	令和4年度：6,865人	2,085人	対象者	※受診者	令和3年度：6,347人	1,396人	令和4年度：6,528人	1,562人	対象者	受診者	令和3年度：302人	81人	令和4年度：288人	62人	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>（特定保健指導について）</p> <p>働く世代に健康情報を発信する機会が少ないため、今後も健康診査の場や職場との連携が必要不可欠であり、課題でもあります。</p> <p>引き続き、働く世代が利用する事業で健康情報を発信し、生活習慣病予防の意識向上を図る取組を継続します。</p> <p>&lt;市民窓口課&gt;</p> <p>引き続き、受診率向上のため受診しやすい環境の整備や、周知啓発を行うとともに、受診結果を踏まえた生活習慣病予防の支援をしていく。</p> <p>令和4年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、健康課、長寿介護課、市民窓口課が連携して事業を実施しており、引き続き連携を取りながら受診勧奨を実施していく。</p>
対象者	※受診者																				
令和3年度：7,088人	2,088人																				
令和4年度：6,865人	2,085人																				
対象者	※受診者																				
令和3年度：6,347人	1,396人																				
令和4年度：6,528人	1,562人																				
対象者	受診者																				
令和3年度：302人	81人																				
令和4年度：288人	62人																				
② 脳ドック等検診	<p>脳梗塞などの脳血管障害やその他の危険因子を早期に見出し、それらの発症や進行の防止を図るため、脳ドック、脳検査を実施しています。国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対し、保険税（料）通知書の送付時に、脳ドック等検査費用助成制度のチラシを同封し周知を図っています。</p> <p>■対象者：国民健康保険被保険者（35歳以上）、後期高齢者医療被保険者</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>今後も、受診を希望する人が、適切に検診が受けられるよう事業の周知を図ります。</p>	<p>&lt;市民窓口課&gt;</p> <p>国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対し、保険税（料）通知書の送付時に、脳ドック等検査費用助成制度のチラシを同封し周知を図っている。脳検査、脳ドックともに市の助成額は13,000円。</p> <p>国保受診者 後期受診者</p> <table border="1"> <tr> <td>令和3年度：71人</td> <td>43人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度：62人</td> <td>49人</td> </tr> </table>	令和3年度：71人	43人	令和4年度：62人	49人	<p>&lt;市民窓口課&gt;</p> <p>今後も適切に検診が受けられるよう事業の周知に努める。</p>														
令和3年度：71人	43人																				
令和4年度：62人	49人																				

(2) 各種保健事業																																													
① 健康手帳の交付	<p>健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために交付しています。</p> <p>保健センターの事業実施時に交付し、健康診査や健康相談時に記載し、健康手帳の活用促進に努めています。</p> <p>■対象者：40歳以上の人</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>今後も健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために交付します。</p> <p>また、保健センターの事業実施時に交付し、健康診査や健康相談時に記載し、健康手帳の活用促進に努めていきます。</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために交付しています。</p> <p>保健センターの事業実施時に交付し、健康診査や健康相談時に記載し、健康手帳の活用促進に努めています。</p> <p>2021（令和3）年度発行数 25冊</p> <p>2022（令和4）年度発行数 38冊</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>今後も健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために交付します。</p> <p>また、保健センターの事業実施時に交付し、健康診査や健康相談時に記載し、健康手帳の活用促進に努めます。</p>																																										
② ヤング健診(健康診査)	<p>生活習慣病の早期予防に努めるために、20～39歳の人及び40歳以上の医療保険未加入者を対象に、健康診査を実施しています。</p> <p>2018（平成30）年度から、健診日4日間のうち2日間レディースセット検診を同日実施し、受診しやすい体制の整備に努めています。</p> <p>■対象者：20～39歳の人及び40歳以上の医療保険未加入者</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>ヤング健診について、引き続き、広く周知啓発するとともに、受診後の結果を生かし、生活習慣病の予防に努め、自分自身で健康管理に取り組めるよう支援していきます。また、若い頃から健康管理できるよう、土日健診や他の検診と同時に受診できるなど、今後も受診しやすい環境整備を検討します。</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>[健康診査受診者数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上の生活保護受給者等 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 27人</li> <li>令和4年度 18人</li> </ul> </li> <li>・20～39歳の希望者 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 101人</li> <li>令和4年度 88人</li> </ul> </li> </ul> <p>平成30年度から、健診日4日間のうち2日間レディースセット検診を同日実施し、受診しやすい体制の整備に努めました。</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、広く周知啓発するとともに受診後の結果を生かし、生活習慣病の予防に努め、自分自身で健康管理に取り組めるよう支援していきます。</li> <li>・若い頃から健康管理できるよう、土日健診や他の検診と同時に受診できるなど、今後も受診しやすい環境を整える必要があります。</li> </ul>																																										
③ がん検診	<p>三大生活習慣病の一つであるがんを早期発見するための各種がん検診、ねたきりの原因となる骨折予防を図るための骨粗しょう症検診を実施しています。また、2018（平成30）年度からレディースセット検診の種類を3種類に増やし、受診しやすい体制の整備に努めています。</p> <p>■対象者：胃がん（X線）・大腸がんは30歳以上、胃がん（内視鏡）は50歳以上、肺がんは40歳以上、乳がん（エコー）は30歳以上の女性、乳がん（マンモグラフィ）は40歳以上の女性、子宮頸がんは20歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性、骨粗しょう症検診は18歳以上の女性</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>今後も、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、がん予防啓発に取り組みます。また、感染拡大防止のために安全性を十分確保したうえで、受診者の利便性に配慮して効率よく受診できるよう体制を整備していきます。</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>[各検診受診者数（人）]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>胃がん（X線）</td><td>410</td><td>367</td></tr> <tr><td>胃がん（内視鏡）</td><td>24</td><td>42</td></tr> <tr><td>大腸がん</td><td>700</td><td>610</td></tr> <tr><td>乳がん（超音波）</td><td>359</td><td>390</td></tr> <tr><td>乳がん（マンモ）</td><td>513</td><td>397</td></tr> <tr><td>子宮頸がん</td><td>582</td><td>425</td></tr> <tr><td>肺がん（X線）</td><td>937</td><td>961</td></tr> <tr><td>肺がん（喀痰）</td><td>52</td><td>44</td></tr> <tr><td>前立腺がん</td><td>201</td><td>185</td></tr> <tr><td>骨粗しょう症</td><td>401</td><td>398</td></tr> </tbody> </table> <p>※新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（乳がん・子宮頸がん）対象者分は含まず。</p> <p>[新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業受診者（人）]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>乳がん</td><td>99</td><td>62</td></tr> <tr><td>子宮頸がん</td><td>32</td><td>28</td></tr> </tbody> </table> <p>・平成30年度からレディースセット検診の種類を3種類に増やし、受診しやすい体制の整備に努めた。</p> <p>※レディースセット検診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スペシャルセット（胃がん（X線）、乳がん（超音波）、子宮頸がん、骨粗しょう症）</li> <li>・エコーセット（乳がん（超音波）、子宮頸がん、骨粗しょう症）</li> <li>・マンモセット（乳がん（マンモ）、子宮頸がん、骨粗しょう症）</li> </ul>		令和3年度	令和4年度	胃がん（X線）	410	367	胃がん（内視鏡）	24	42	大腸がん	700	610	乳がん（超音波）	359	390	乳がん（マンモ）	513	397	子宮頸がん	582	425	肺がん（X線）	937	961	肺がん（喀痰）	52	44	前立腺がん	201	185	骨粗しょう症	401	398		令和3年度	令和4年度	乳がん	99	62	子宮頸がん	32	28	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>個別検診の受診者数は少ない状況であり、今後も周知・啓発方法や費用等を研究し、取り組む必要がある。また、集団検診については、セット検診など、同時に受診できる検診日を増やし、受診者の利便性を配慮して効率よく受診できるよう体制を整備する必要があります。</p>
	令和3年度	令和4年度																																											
胃がん（X線）	410	367																																											
胃がん（内視鏡）	24	42																																											
大腸がん	700	610																																											
乳がん（超音波）	359	390																																											
乳がん（マンモ）	513	397																																											
子宮頸がん	582	425																																											
肺がん（X線）	937	961																																											
肺がん（喀痰）	52	44																																											
前立腺がん	201	185																																											
骨粗しょう症	401	398																																											
	令和3年度	令和4年度																																											
乳がん	99	62																																											
子宮頸がん	32	28																																											

<p>④ 歯科健康診査</p>	<p>口腔内や歯の健康を維持し食べる楽しみが持てるよう、歯の喪失を防ぐために成人歯科健康診査及び高齢期の入り口である65歳時に介護予防の観点から節目歯科健康診査を実施していましたが、2018（平成30）年度からは、誰もが生涯を通じて口腔機能や歯の健康を保つことができるよう、歯周病や口腔機能低下の予防啓発に努めるとともに、健診項目の充実や節目の年に市内医療機関での個別健診としました。さらに、2020（令和2）年度からは節目の年に20歳も加え、より若い世代から歯の健康を保つことができるように努めました。また、糖尿病患者群に対して、歯科健康診査を実施しています。</p> <p>事業名：節目歯科健康診査</p> <p>■対象者：20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳・76歳の人</p> <p>実施機関：市</p> <p>事業名：糖尿病予防歯科健康診査</p> <p>■対象者：特定健康診査でHbA1cが受診勧奨及び特定保健指導対象者のうちHbA1cが保健指導に該当する人</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>節目歯科健康診査の受診率向上をめざすとともに、引き続き、口腔機能や歯の健康を保つことができるよう歯周病や口腔機能低下の予防啓発に努めます。</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>2021(令和3)年度からは、節目年齢を80歳に拡大、2023(令和5)年度からは口腔機能・歯科健康診査、要支援認定者 口腔機能・歯科健康診査を開始し、誰もが生涯を通じて口腔機能や歯の健康を保つことができるよう、歯周病や口腔機能低下の予防啓発及び、歯周病や口腔機能低下の早期発見・早期治療のため市内歯科医療機関で歯科健康診査を実施しました。また、糖尿病患者群に対しても、歯科健康診査を実施しています。</p> <p>①節目歯科健康診査</p> <p>■対象者：30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳・76歳・80歳</p> <p>■受診者数（受診率）</p> <p>2021（令和3）年度 463人（10.6%）</p> <p>2022（令和4）年度 634人（12.6%）</p> <p>②糖尿病予防歯科健康診査</p> <p>■対象者：特定健康診査でHbA1cが受診勧奨及び特定保健指導対象者のうちHbA1cが保健指導に該当する人</p> <p>■受診者数（受診率）</p> <p>2021（令和3）年度 35人（15.7%）</p> <p>2022（令和4）年度 36人（17.6%）</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>節目歯科健康診査の受診率が低いことが課題である。引き続き、口腔機能や歯の健康を保つことができるよう歯周病の予防啓発に努めます。また、口腔機能低下の予防啓発を進めるとともに口腔機能・歯科健康診査、要支援認定者 口腔機能・歯科健康診査の受診率向上を目指します。</p>
<p>⑤ 生活習慣病予防事業</p>	<p>健康診査や骨粗しょう症検診などの結果を基に、生活習慣病予防の健康講座を開催しています。</p> <p>若い世代への健康情報発信の機会として、ヤング健診時に体力チェックと運動指導、乳がんの自己検診法指導を行いました。また、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する講演会、栄養教室、運動教室等を開催するとともに、継続的な生活習慣病予防に取り組むために、いわくら健康マイレージ事業を実施しています。</p> <p>■対象者：市民</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>今後も、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病を予防するため、きめ細かい個別指導や健康教室の充実を図ります。また、教室等に参加した後も、継続して生活習慣の改善に取り組めるよう支援していきます。</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>健康診査や骨粗しょう症検診などの結果を基に、生活習慣病予防の健康講座を開催しました。若い世代への健康情報発信の機会として、ヤング健診時に体力チェックと運動指導、乳がんの自己検診法指導を行いました。</p> <p>また、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する講演会、栄養教室、運動教室等を開催するとともに、継続的な生活習慣病予防に取り組むために、愛知県が開発したアプリ「あいち健康プラス」を導入して、いわくら健康マイレージ事業を実施しました。</p> <p>①生活習慣病予防事業参加者数</p> <p>2021（令和3）年度 60人</p> <p>2022（令和4）年度 750人</p> <p>②いわくら健康マイレージ事業</p> <p>「まいか」発行数</p> <p>2021（令和3）年度 117人</p> <p>2022（令和4）年度 111人</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>今後も、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病を予防するため、きめ細かい個別指導や健康教室の充実を図ります。また、教室等に参加した後も、継続して生活習慣の改善に取り組めるよう支援していきます。</p>
<p>⑥ 健康相談</p>	<p>日常的な健康管理に役立てられるよう保健センターでは「健康チェックの日」を設け、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士が健康相談を実施しました。また、健診結果を基に栄養や運動などの生活習慣改善指導のほか、随時、電話相談・面接相談を実施しています。</p> <p>■対象者：市民</p> <p>■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>相談事業の周知を図るとともに、相談内容により、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士の専門職員が相談にあたり、総合的に相談を受けられる体制を継続していきます。</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>日常的な健康管理に役立てられるよう保健センターでは「健康チェックの日」を設け、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士が健康相談を実施しました。また、健診結果を基に栄養や運動などの生活習慣改善指導のほか、随時、電話相談・面接相談を実施しました。</p> <p>①健康相談</p> <p>2021（令和3）年度 151人</p> <p>2022（令和4）年度 181人</p> <p>②電話相談（随時）</p> <p>2021（令和3）年度 10人</p> <p>2022（令和4）年度 32人</p> <p>③面接相談（随時）</p> <p>2021（令和3）年度 7人</p> <p>2022（令和4）年度 38人</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>相談事業の周知を図るとともに、相談内容により、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士の専門職員が相談にあたり、総合的に相談を受けられる体制を継続していきます。</p>

4 生涯学習・生涯スポーツの充実

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
(1) 生涯学習の取組			
① 生涯学習講座の充実	<p>本市では、生涯学習センターを拠点に生涯学習講座を開催しています。2018（平成30）年度・2019（令和元）年度ともに99講座を開催しました。高齢者向けの講座については、各年度とも4講座を開催し、そのすべてで定員を超える申込みがありました。</p> <p>■対象者：市民 ■実施機関：市、指定管理者</p> <p>▶第8期の方向性 今後も、高齢者の生涯学習に対するニーズを把握して魅力的な生涯学習講座の企画・実施に努めます。また、受講者の出席率を高める方法を検討していきます。</p>	<p>&lt;生涯学習課&gt; 令和3年度・令和4年度ともに101講座開催しました。高齢者向けの講座については、各年度とも4講座を開催し、そのすべてで定員を超える申込みがありました。令和5年度は104講座を計画しており、うち4講座は高齢者向けの講座を開催予定です。</p>	<p>&lt;生涯学習課&gt; 高齢者向けの講座は非常に人気が高く、毎回定員を超える申し込みがあります。引き続き高齢者が生きがいをもって、健康で安心した生活が送れるよう講座を通して支援していきます。</p>
② 生涯学習環境の充実	<p>本市では、生涯学習センター、図書館などの施設が生涯学習の場として利用されています。図書館では、大活字本の収集に努めました。また、音訳図書や点字図書を図書館に所蔵し、視覚による表現の認識に障がいのある人も本の世界を楽しめる環境を提供しました。</p> <p>■対象者：市民 ■実施機関：市、指定管理者</p> <p>▶第8期の方向性 市内にある既存の生涯学習施設については、高齢者を含めた多様な学習ニーズに対応した施設・設備の充実や運営方法を検討し、施設の有効活用を図ります。特に、図書館については、今後も、大活字本や音訳図書、点字図書を備え、高齢者に配慮した蔵書の充実を図ります。</p>	<p>&lt;生涯学習課&gt; 大活字本の収集に努めました。また、音訳図書や点字図書を図書館に所蔵し、視覚による表現の認識に障がいのある人も本の世界を楽しめる環境を提供しました。</p>	<p>&lt;生涯学習課&gt; 今後も、大活字本や音訳図書、点字図書を備え、高齢者に配慮した蔵書の充実を図ります。</p>
③ 「農」をテーマとした健康づくり・生きがい活動の展開	<p>生きがい活動や健康づくり、レクリエーション活動の一環として、身近な地域で野菜づくりや園芸等ができるよう、本市では市民農園や農業体験塾、稲づくり農業体験を実施しています。市民農園、農業体験塾、稲づくり農業体験について広報紙及び市ホームページに掲載することにより、利用の促進に努めています。</p> <p>また、2018（平成30）年10月に、大山寺市民農園の移設をしました。駐車場を新たに設置するなど、高齢者でもより利用しやすくなるよう努めています。</p> <p>■対象者：市民 ■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 今後も、引き続き、市民農園、農業体験塾、稲づくり農業体験について積極的にPRを行い、利用の促進に努めていきます。また、市民農園については、高齢者がより利用しやすくなるように、設備の充実に努めます。</p>	<p>&lt;商工農政課&gt; ・実績 市民農園（163区画） 令和3年度（156区画利用）、令和4年度（158区画利用） 農業体験塾 令和3年度（会員46名）、令和4年度（会員52名） 稲づくり農業体験 令和3年度（17組63名）、令和4年度（17組64名） 稲づくり農業体験は、農地利用最適化推進委員である講師の指導に加え、令和3年度より農業委員の協力によりイベント内容を充実させている。</p> <p>・身近でできる屋外活動としての農業体験への興味の高まりを受け、利用希望者が増加している。</p>	<p>&lt;商工農政課&gt; ・農業体験塾については、会員が増加する一方で講師が1名となっているので、新しい講師の確保が課題となっている。 ・市民農園については、高齢者がより利用しやすくなるように、設備の充実に努める。</p>

(2) 生涯スポーツの取組			
① 生涯スポーツ教室等の充実	<p>本市では、生涯スポーツの振興を図るため、岩倉スポーツクラブに委託しカローリングやミニテニス等のニュースポーツ教室のほか、カローリング大会、歩こう会などを開催しています。また、体育協会に委託し、グラウンドゴルフ大会を年2回、バウンドテニスやインディアカなど生涯スポーツが楽しめるスポーツレクリエーション祭を年1回開催しています。総合体育文化センターでは、指定管理者により、高齢者が気軽に参加できる教室を、年間を通じて開催しています。</p> <p>■対象者：市民 ■実施機関：市、指定管理者、体育協会、岩倉スポーツクラブ</p> <p>▶第8期の方向性 今後も、体育協会、スポーツ推進委員、岩倉スポーツクラブ等と連携し、子どもから高齢者まで誰でも気軽に参加できる教室やイベント、大会開催の支援に努めます。なお、各スポーツ教室やイベントにおいて、参加者数が減少傾向にあるため、参加者の意見を随時把握し、内容の見直しを検討します。</p>	<p>&lt;生涯学習課&gt; 総合体育文化センター指定管理者により高齢者でも気軽に参加できる教室を年間を通じて開催しています。岩倉スポーツクラブではカローリングやミニテニスなどのニュースポーツの教室のほか、カローリング大会、歩こう会などを開催しました。また、岩倉市スポーツ協会に委託し、グラウンドゴルフ大会を年2回、インディアカやラージボールなど生涯スポーツを楽しめるスポーツレクリエーション祭を年1回開催しました。</p>	<p>&lt;生涯学習課&gt; 参加者数が減少している教室があり、新規参加者を獲得するための取り組みが必要です。参加者の意見を随時把握し内容を見直す必要があります。</p>
② スポーツによる若い年代からの健康づくりの取組	<p>多世代交流の促進を図るため、スポーツ推進委員と連携し、ミニテニス、カローリングなどのスポーツ教室を年に3回開催したほか、スポーツ推進委員、体育協会等と協力し岩倉市民体育祭を開催しています。総合体育文化センターでは、指定管理者により、若い世代から参加できるスポーツ教室を開催しています。</p> <p>■対象者：市民 ■実施機関：市、指定管理者、体育協会、岩倉スポーツクラブ</p> <p>▶第8期の方向性 若い世代から高齢者まで生涯にわたってスポーツに親しめるような環境づくりに努めるとともに、多世代交流の促進に繋がる教室やイベント等を開催していきます。</p>	<p>&lt;生涯学習課&gt; 総合体育文化センター指定管理者により若い世代から参加できるスポーツ教室を開催しました。また、スポーツ推進委員と連携し、ポッチャ体験会を定期的に開催したほか、令和4年度では新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった市民体育祭の代替イベントとしてレクスポーツから競技スポーツに至るまで様々なスポーツが体験できる「いわくらスポーツ体験フェスタ」をスポーツ協会に委託し開催しました。令和5年度には新型コロナウイルス感染症も落ち着き、スポーツ推進委員、スポーツ協会等と協力し、市民体育祭や健康マラソンなど予定していた様々なイベント、教室が再開される予定です。これらにより、スポーツに触れる機会の創出及び多世代交流の促進を図ることができています。</p>	<p>&lt;生涯学習課&gt; 若い世代を呼び込む方法として、親子や友達と一緒に参加しやすいイベントや教室を考える必要があります。また、多世代交流を図ることができる市民体育祭の種目も時代に合わせて見直す必要があります。</p>

5 多様な社会活動等への参加支援

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
(1) 高齢者の活躍の場や社会参加機会の充実			
① サロン等への支援	<p>家に閉じこもり、孤立しがちな高齢者等が、仲間や地域の人々との交流の中で生きがいを持って生活していくことを目的としてふれあい・いきいきサロン事業を実施しています。社会福祉協議会が中心となり市内を7つの小地域に区分（社会福祉協議会支会）して実施しています。また、老人クラブや地域住民の有志などが主体となり、公会堂や集会所などを利用した高齢者のサロンが実施されています。2017（平成29）年度から通いの場としての住民主体のサロンの立ち上げや活動のための補助金を交付し、支援しています。</p> <p>■対象者：高齢者等 ■実施機関：社会福祉協議会</p> <p>▶第8期の方向性 高齢者の身近な「通いの場」として地域でのサロンの開催を支援していきます。できるだけ多くの人に参加してもらうため、周知啓発するとともに介護予防に役立つ情報の提供に努めます。</p> <p>地域の居場所づくりとしてのサロン活動への支援は社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと密に連携し実施していきます。また、高齢者が歩いて行ける範囲に「通いの場」が整備できるよう、地域との連携を強化します。</p> <p>さらに、「新しい生活様式」のもとにおける多様な参加方法についても検討していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 高齢者交流サロン活動費補助金交付実績 令和3年度 3件 67,500円 令和4年度 5件 137,000円</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 高齢者の身近な通いの場として地域でのサロンの開催を支援していき、孤立しがちな高齢者が地域とのつながりや身近な人々との交流する機会の確保に努める。</p>
② 老人憩の家・多世代交流センター運営事業	<p>南部老人憩の家と多世代交流センターさくらの家は、高齢者等が日常的に集う交流の場として活用されています。高齢者の教養の向上、レクリエーション、趣味活動など各種行事を実施し、高齢者の生きがいづくりの場を提供し、健康増進を図っています。また、多世代交流センターさくらの家では多世代交流を目的とした取組を推進しています。</p> <p>南部老人憩の家の運営については、老人クラブ連合会に委託しています。</p> <p>■対象者：60歳以上の市民（多世代交流センターさくらの家は小学生以下の子どもと同行の保護者を含む） ■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 南部老人憩の家、多世代交流センターさくらの家の運営を通して、高齢者の生きがい及び健康づくりを推進するとともに、多世代交流センターさくらの家を多世代交流の場として活用を図ります。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績（延べ人数） 南部老人憩の家 令和3年度 6,579人 令和4年度 13,386人</p> <p>多世代交流センターさくらの家 令和3年度 10,650人 令和4年度 15,058人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 南部老人憩の家は経年劣化により修繕費が多くかかるが、今後も高齢者の生きがいづくりの場として運営していく。 多世代交流センターさくらの家についても多世代交流の場として活用を図る。</p>
③ 老人クラブ連合会助成事業	<p>老人クラブ連合会の活動は、健康・友愛・奉仕を柱に各種事業を展開しています。高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会参加などを目的としていることから、老人クラブ連合会助成事業として支援しています。</p> <p>■対象者：老人クラブ連合会会員 ■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 老人クラブの会員拡大のため、広報紙等による周知・啓発等、活動の支援に努めます。また、敬老週間における多世代交流センターさくらの家・南部老人憩の家での多世代交流事業や、歩け歩け大会等を今後も委託し、会員数が減少する中、魅力ある事業の創出と、役員の後進の育成などの支援に努めます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 会員数 令和3年度 2,517人 令和4年度 2,469人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 多世代交流センターさくらの家・南部老人憩の家での多世代交流事業や歩け歩け大会、南部老人憩の家の運営を委託しているが、会員数が減少する中、魅力ある事業の創出と、役員の後進の育成が課題。</p>

<p>④ 節目年齢を契機とした社会参加の促進</p>	<p>80歳以上の人を対象とした敬老事業など社会参加を促す事業を実施しています。 また、定年を迎えた年代が、家に閉じこもることなく、地域デビューをするきっかけづくりとして、当年度に65歳になる人を対象に、イベントと交流会を内容とした「65歳の集い」を実施しています。 ■対象者：当年度中に 65歳になる市民 ■実施機関：市 ▶第8期の方向性 定年を迎えた年代が、地域とのつながりをつくり、家に閉じこもることなく、地域デビューをするきっかけづくりとして継続して実施していきます。また、アクティブシニアが地域で活躍できる方法を生活支援コーディネーターとともに検討していきます。</p>	<p>&lt;協働安全課&gt; 65歳の市民を対象として、今後の新しい生きがいを発見したり、市内の同年代の人と知り合い地域の繋がりを作っていただくことを目的として開催。 【令和3年度】11月23日（火・祝）70名、健康講演会、映画上映 【令和4年度】7月24日（日）79名、ミニライブ、健康講座、映画上映 【令和5年度】7月23日実施予定、健康講座、映画上映、交流会</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 敬老会 令和3年度 中止 令和4年度 中止</p>	<p>&lt;協働安全課&gt; コロナ禍のため、参加者や関係者が直接交流する機会がなかった。 地域活動の主軸を担ってきた年代が、定年延長等により地域とつながりにくくなっているため、引き続き事業を継続する。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 引き続き敬老事業など社会参加を促す事業を実施</p>
<p>(2) 高齢者の就業機会等の支援</p>	<p>シルバー人材センターでは、60歳以上の市民を対象として、長年培った職業的経験や技能を生かすことのできる仕事を提供し、高齢者の社会参加の促進、生きがい就労への支援を行っています。 団塊世代が定年退職期を迎え、就業を通して生きがいや社会参加をめざす高齢者も多くいます。社会参加への機会と健康保持にも有効であることから、シルバー人材センターを支援しています。 また、高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かし働けるよう、犬山公共職業安定所の情報を、市ホームページへの掲載や窓口へのチラシ設置等を行うことにより、高齢者雇用の情報提供に努めています。 ■対象者：60歳以上の市民 ■実施機関：シルバー人材センター ▶第8期の方向性 高齢者の就業を通じた社会参加と健康保持のため、シルバー人材センターを引き続き支援します。なお、総合事業の生活支援サービスの担い手として協力を要請していきます。 また、犬山公共職業安定所等とも連携しながら高齢者雇用の情報提供に努めています。</p>	<p>&lt;商工農政課&gt; 犬山公共職業安定所の情報を、市HPへの掲載、窓口へのチラシ設置等により、高齢者雇用の情報提供に努めた。また、犬山市、江南市、大口町、扶桑町と共催で、就職フェアを開催し、60歳以上の市民の方にも合同企業説明会等で、雇用の機会を創出した。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 会員数 令和3年度 295人 令和4年度 296人</p> <p>補助金の交付額 令和3年度 12,314,000円 令和4年度 12,314,000円</p>	<p>&lt;商工農政課&gt; 引き続き犬山公共職業安定所等と連携しながら高齢者雇用の情報提供に努めていく。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 新規会員が増えないことが課題。生活支援サービスの担い手の不足もあり、継続的なサービス提供が困難です。時代にあった新たな事業の工夫や支援が必要</p>

目標3 介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり

1 自立支援・重度化防止への取組と目標

資料1-3

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
① 事業量を表すアウトプット指標の目標と実績	<p>本市では、第7期計画において、介護予防及び住民の支えあいに資する事業等の参加者等をアウトプット指標として設定しました。</p> <p>訪問型サービスBは、利用実績がありませんでしたが、通所型サービスBの利用者数及び実施箇所数並びにスクエアステップを活用した介護予防事業延利用者数は、順調に増加しており、目標を達成しています。</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>① 事業量を表すアウトプット指標の目標と実績</p> <p>本市における第8期計画の高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防又は重度化防止の取組とその目標は、計画の継続性を考慮し、アウトプット指標は第7期計画を継承するとともに、「シルバーリハビリ体操指導士数（養成者数）」を加えます。</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>①シルバーリハビリ体操指導士の養成</p> <p>2021(令和3)年度8人</p> <p>2022(令和4)年度14人</p> <p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>訪問型サービスB 実績なし</p> <p>通所型サービスB</p> <p>令和3年度 3か所 980人</p> <p>令和4年度 5か所 2,667人</p> <p>スクエアステップ</p> <p>令和3年度 12回 267人</p> <p>令和4年度 22回 525人</p> <p>いきいき介護サポーター実登録者数</p> <p>令和3年度 25人</p> <p>令和4年度 25人</p>	<p>&lt;健康課&gt;</p> <p>・シルバーリハビリ体操教室を担う指導士養成講座を継続して開催していますが、参加者数が減少しているため、周知啓発方法等を検討し、指導士の増加に向けて取り組みます。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>住民主体によるサービスである訪問型サービスBの利用実績がないため、サービス提供体制を研究して行く必要がある。</p>
② 事業の成果を表すアウトカム指標	<p>本市では、第7期計画において、75歳以上の人の要介護3～5の認定率の抑制をアウトカム指標として設定しました。</p> <p>2018(平成30)年度は8.1%、2019(令和元)年度及び2020(令和2)年度は7.5%となっており、目標を達成しています。</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>② 事業の成果を表すアウトカム指標</p> <p>本市における第8期計画の高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防又は重度化防止の取組とその目標のアウトカム指標は、アウトプット指標と同様に、計画の継続性を考慮し、第7期計画の指標を継承します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>75歳以上の要介護3～5認定率</p> <p>(令和3年10月1日現在)</p> <p><math>502人 \div 6,327人 \times 100 = 7.9\%</math></p> <p>(令和4年10月1日現在)</p> <p><math>498人 \div 6,578人 \times 100 = 7.6\%</math></p> <p>(要介護3～5の認定者数<math>\div</math>75歳以上の人口<math>\times</math>100)</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>介護予防を重点的に実施することで、引き続き、高齢者の自立支援をめざしていきます。</p>

2～3 [略]

4 介護保険事業の円滑な運営（(1)・(2) [略]）

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
(3) 介護給付適正化事業	<p>介護保険財政の健全化と質の高いサービスを利用者に提供するため、介護給付適正化事業を実施します。愛知県介護給付適正化計画において、主要5事業とされている、「認定調査状況のチェック」「ケアプランチェック」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」を実施します。</p> <p>① 認定調査状況のチェック 要介護認定申請に係る認定調査の内容について、委託した認定調査についても市職員がすべてチェックします。</p> <p>② ケアプランチェック 介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、国のマニュアルに基づきチェックします。</p> <p>③ 住宅改修等の点検 ■住宅改修実態調査 改修工事を行う受給者宅の実態確認、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況をチェックします。 ■福祉用具購入・貸与調査 福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等についてチェックします。</p> <p>④ 縦覧点検・医療情報との突合 ■縦覧点検 国保連合会から提供される帳票を活用し、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を毎月チェックし、疑義のある場合は事業所に確認します。 ■医療情報との突合 国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部署との連携のもと、国保連合会から提供される帳票を活用し、医療情報と介護保険の給付情報を突合し、疑義のある場合は事業所に確認します。</p> <p>⑤ 介護給付費通知 受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するため、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を、受給者本人又は家族に対して通知します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ① 認定調査状況のチェック 令和3年度 市職員がすべてチェックした 令和4年度 市職員がすべてチェックした ② ケアプランチェック 令和3年度 5事業所163件 令和4年度 5事業所104件 ③ 住宅改修等の点検 ■住宅改修実態調査 令和3年度 全件書類確認に加え、訪問調査を1件行った 令和4年度 全件書類確認に加え、訪問調査を1件行った ■福祉用具購入・貸与調査 令和3年度 全件書類確認を行った 令和4年度 全件書類確認を行った ④ 縦覧点検・医療情報との突合 ■縦覧点検 令和3年度 実施率100% 令和4年度 実施率100% ■医療情報との突合 令和3年度 実施率100% 令和4年度 実施率100% ⑤ 介護給付費通知 令和3年度 年2回通知した 令和4年度 年2回通知した</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 愛知県介護給付適正化計画との整合性を図りながら、より効果的な実施方法を研究していく。</p>
(4) 介護相談員派遣事業	<p>介護相談員を市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所へ派遣し、利用者や家族の相談を受け、疑問、不満及び不安の解消を図るとともに、サービス事業者の質の向上を図ります。なお、2019（令和元）年度からは、通所介護サービス事業所にも派遣しています。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 令和3年度、令和4年度とも新型コロナウイルス感染症の影響で派遣実績はなかった。 令和5年度は6月から派遣再開予定。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたが、各事業所の感染症対策の程度が異なり、相談員派遣の受入体制が異なることが課題。</p>

<p>(5) リハビリテーション提供体制の充実</p>	<p>要介護（支援）者へのリハビリテーション提供は、心身機能の向上のみならず、活動能力の向上や社会参加の可能性を高めることにバランスよく働きかけることが重要であり、自立支援に向けてリハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を整える必要があります。</p> <p>本市の介護保険サービスにおけるリハビリテーション専門職の現状について、認定者1万人あたりの専門職員数でみると、理学療法士は全国及び愛知県に比べ大幅に上回っていますが、作業療法士は少ないのが現状です。</p> <p>また、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び介護老人保健施設の利用率は、通所リハビリテーションと介護老人保健施設は全国及び愛知県を上回っていますが、訪問リハビリテーションは低い率となっています。</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>本市におけるリハビリテーション提供の現状を踏まえ、要介護（支援）者が、本人の状況に応じて、必要なリハビリテーションが受けられるよう、提供体制の充実に努めます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; リハビリテーション提供状況の確認に努めた。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 作業療法士や言語聴覚士、訪問リハビリテーションの必要性について研究していく。</p>
-----------------------------	--	--	---

5 認知症施策の充実

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にに行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
(1) 認知症ケアパスの普及と認知症に関する啓発	<p>認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民の認知症に関する理解が重要です。本市では、2016（平成28）年度に、認知症ケアパスを作成しました。認知症ケアパスとは、認知症を発症したときから、生活する上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。</p> <p>2019（令和元）年度には、認知症ケアパスの改定をするため、認知症初期集中支援チーム員会議や認知症ネットワーク会議において、専門医等の意見を聞きながら素案を作成し、2020（令和2）年度に改定しました。</p> <p>▶第8期の方向性 認知症ケアパスの普及に努めるとともに、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業などの周知を図り、一般の市民をはじめ民生委員・児童委員など地域において相談に携わる人等を対象とした講演会や研修会を開催していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 令和3年3月に改訂した認知症ケアパスを配布し、普及に努めた。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 認知症ケアパスの普及を継続して行っていく。</p>
(2) 認知症サポーターの養成	<p>市民ボランティアである、いわくら認知症ケアアドバイザー会が中心となり、地域や学校、職場において寸劇、紙芝居を織り交ぜながら認知症サポーター養成講座を開催しています。2019（令和元）年度末現在、市内では7,798人のサポーターが養成されました。</p> <p>▶第8期の方向性 認知症になっても希望を持って過ごせる社会をめざすため、継続して認知症サポーター養成講座を開き、認知症サポーターを養成していきます。 また、認知症サポーターが地域の見守り支援の担い手として活躍できるよう、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みである「チームオレンジ」の効果的な展開について研究していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・認知症サポーター養成者数 令和3年度 7回 264人 令和4年度 10回 463人 令和4年度末認知症サポーター数 8,796人</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 認知症サポーターの養成を継続していくとともに、チームオレンジの効果的な展開について研究していく。</p>
(3) 認知症高齢者の居場所づくり	<p>認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの一環として、いわくら認知症ケアアドバイザー会が主催するケアドカフェは、認知症の人やその家族を含めた誰もが気軽に集える場として、昭和を感じる店内でお茶を飲み、おしゃべりを楽しんで過ごすほか、参加者の不安解消の「癒し」の場、介護経験者による介護相談や認知症の理解などにも有効な場として利用されています。</p> <p>▶第8期の方向性 ケアドカフェが、誰もが気軽に集まり、交流できる居場所として定着していくよう、関係機関と連携し周知啓発や運営上の支援を行っていきます。 さらに、認知症の本人の意見を把握し、施策の企画・立案、評価へ本人の視点が反映されるよう、認知症の本人同士が語り合う「本人ミーティング」について研究します。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 令和3年度 22回 168人 令和4年度 22回 328人 令和4年5月に開催場所を変更し「みんなのお家ケアドカフェ」としてオープン</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 今後認知症の人が増える とケアドカフェのような気軽に集えるところが必要となるため、様々なイベントに参加でき、周知できるように支援をしていく必要がある。</p>

<p>(4) 認知症初期集中支援チームの充実</p>	<p>認知症高齢者とその家族が安心して地域で暮らすことができるように、地域住民、行政及び関係機関の協働による支援体制を構築する必要があります。 2017（平成29）年度から、適切な医療サービス又は介護サービスに結びついていない認知症の人及びその家族に対する早期の支援を行う認知症初期集中支援チームを、各地域包括支援センターにそれぞれ1チーム設置しました。 ▶第8期の方向性 引き続き、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、地域において自立した生活が送れるよう必要な医療・介護サービスへつなげていきます。 また、認知症サポート医の養成により、医療面から認知症へのアプローチを進めていきます。さらに、認知症初期集中支援チームの役割、活動内容の周知を図ります。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 令和3年度 相談件数 22件 チーム員会議数 10回 終結件数 0件  令和4年度 相談件数 38件 チーム員会議数 23回 終結件数 11件</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう支援を充実させていく必要がある。 認知症初期集中支援チームの認知度が低いため周知に努める。</p>
<p>(5) 認知症地域支援推進員の充実</p>	<p>医療機関・介護サービス提供事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに1人配置しています。 ▶第8期の方向性 引き続き、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、適切な支援を検討するとともに、関係機関の連携調整等の支援を行います。また、認知症地域支援推進員の役割、活動内容の周知を図ります。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 認知症カフェや認知症初期集中支援チーム員会議全体会に出席し、関係機関の連携調整を行いました。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう支援を充実させていく必要がある。 認知症地域支援推進員の認知度が低いため周知に努める。</p>
<p>(6) 認知症地域支援推進ネットワーク会議を中心としたネットワークの構築</p>	<p>認知症の人とその家族を地域の中で組織的に支援するため、認知症地域支援推進ネットワーク会議を設置しています。 ▶第8期の方向性 引き続き、認知症地域支援推進ネットワーク会議において、認知症の人とその家族を地域で支援していくために関係機関の連携を強化し、情報交換及びネットワークの構築を図ります。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 認知症地域支援推進ネットワーク会議開催数 令和3年度 1回（書面開催） 令和4年度 1回（書面開催）</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 引き続き、認知症の人とその家族を地域で支援していくために関係機関の連携を強化し、情報交換及びネットワークの構築を図ります。</p>
<p>(7) 若年性認知症の人に対する支援の充実</p>	<p>若年性認知症の人は、仕事や生活において高齢者と異なる課題や負担があり、本人や家族の状況に合わせた、地域ぐるみのきめ細かな支援が必要です。 ▶第8期の方向性 若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援に関する周知啓発を行っていきます。 また、その社会参加を支援するために、関係機関等と連携を強化し、障がい福祉サービスの就労系サービスの利用を促進するとともに、地域活動等に参加しやすい環境を整えていきます。</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 障がいにより一般就労が困難である人に、就労系の障がい福祉サービスの支給を行い、就労への支援を行いました。令和5年度には、障がいに関する専門相談機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関する機能強化を図りました。  &lt;長寿介護課&gt; 愛知県や認知症の人と家族の会のリーフレットを窓口等に設置し、若年性認知症支援に関する周知啓発を行った。</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 引き続き、障がいのある方へ障がい福祉サービスを提供し、社会活動、地域活動への参加支援を図ります。  &lt;長寿介護課&gt; 引き続き周知啓発を行っていく。</p>

<p>(8) 運動を活用した認知症予防の推進</p>	<p>認知症予防のためには、体を動かしながら筋力の強化や機能維持を図ると同時に脳の働きを活性化させるトレーニングが有効とされており、スクエアステップの普及を積極的に進めています。</p> <p>▶第8期の方向性 引き続き、スクエアステップを認知症予防の取組として位置づけ、地域における普及を推進していきます。</p> <p>また、閉じこもりが認知症のリスクを高めることから、外出頻度の低い高齢者の社会参加を促す取組を検討していきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 実績 令和3年度 12回 267人 令和4年度 22回 525人 令和4年度末現在、総合体育文化センター及び市民プラザで開催</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 高齢者人口が増加するとともに、要支援者や要介護者も増加すると思われる。 そのためにも認知機能の向上や転倒予防となるスクエアステップを推進していく。</p>
----------------------------	---	---	--

6 高齢者の権利擁護・虐待防止

第8期計画における施策・事業		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A: 名称	B: 内容		
(1) 権利擁護事業の推進			
① 権利擁護支援センターとの連携強化	<p>判断能力が不十分な認知症の人や虐待を受けている高齢者などの権利擁護体制を構築するため、2018（平成30）年度に、尾張北部の2市2町（小牧市、大口町、扶桑町及び本市）で共同して特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センターを設置しました。</p> <p>▶第8期の方向性 判断能力に不安のある高齢者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、尾張北部権利擁護支援センターとの連携を強化し、成年後見制度に関する相談、成年後見制度の利用支援、権利擁護に関わる人材の育成など、権利擁護に関する各種事業を推進します。また、尾張北部の2市2町で共同して成年後見制度利用促進計画を作成します。</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 令和4年3月に、岩倉市成年後見制度利用促進計画を策定しました。計画に定める施策の推進として、令和4年度に尾張北部権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、計画の進捗管理や地域、福祉、司法、医療の連携強化を図りました。令和5年度には市民後見人養成研修を2市2町共同で開催しました。</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 引き続き尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度に関する相談、成年後見制度の利用支援、権利擁護に関わる人材の育成等に努めます。</p>
② 成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見制度は、「自己決定の尊重」「本人の保護」の理念に基づき、判断能力が十分でない高齢者などに代わって、家庭裁判所が選任した法定後見人や任意後見制度に基づく任意後見人などが、不動産・預貯金などの財産の管理や、介護・施設入所などの契約行為を行うことで、高齢者の権利擁護を図り、地域で安心して暮らすことを目的としています。</p> <p>本市では、市長が行う審判請求、成年後見人等の報酬にかかる費用に対して必要に応じて助成しています。</p> <p>2019（令和元）年度には、高齢者の市長申し立てが3件、成年後見人等の報酬助成が4件ありました。</p> <p>また、尾張北部権利擁護支援センターとの連携で月に1回巡回相談を行っています。</p> <p>■対象者：支援が必要な高齢者等 ■実施機関：市</p> <p>▶第8期の方向性 今後、認知症高齢者の増加、親族間における人間関係の希薄化などから、権利擁護を必要とする様々なケースが現れ、成年後見制度の利用者は増加すると予想されます。尾張北部権利擁護支援センターとの連携のもと、制度の周知・啓発に努めます。</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 令和4年度に精神障がい者を対象に、成年後見制度の市長申立を1件行いました。成年後見人等の報酬助成を各年度2件行いました。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 実績 市長申し立て 令和3年度 5件 令和4年度 4件</p> <p>成年後見人等の報酬助成 令和3年度 0件 令和4年度 1件</p>	<p>&lt;福祉課&gt; 引き続き尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度に関する相談、成年後見制度の利用支援等に努め、必要な人には成年後見制度の市長申立を行います。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt; 認知症高齢者の増加、親族間における人間関係の希薄化により成年後見制度の利用者は増加すると予想されるため、制度の周知・啓発に努めます。</p>
③ 日常生活自立支援事業	<p>個人が尊厳を持って、地域の中で自立した生活を送るためには、自らの意思と責任で財産を活用し、必要ときに必要な生活支援サービスを受けることが基本です。判断能力に不安のある認知症高齢者等の自立した生活を支援するため、社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助や生活支援員が日常的な金銭管理を行っています。</p> <p>■対象者：支援が必要な高齢者等 ■実施機関：愛知県社会福祉協議会（委託先：岩倉市社会福祉協議会）</p> <p>▶第8期の方向性 判断能力に不安のある認知症高齢者等が、地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会との連携を強化しながら、制度のさらなる周知と利用促進を図ります。</p>	<p>&lt;社会福祉協議会&gt; 令和3年度 ・認知症高齢者等の契約件数：14件 令和4年度 ・認知症高齢者等の契約件数：10件</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 認知症高齢者が増加傾向にあるため、判断能力に不安があっても地域で安心して生活し続けられるよう情報提供に努めていく。</p>

<p>(2) 高齢者虐待防止の推進</p>	<p>本市では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置し、虐待防止に取り組んでいます。 虐待の通報については、2019（令和元）年度には8件あり、そのうち6件が虐待事例として認定されました。</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>① 予防と発見 高齢者虐待と疑われるときは、相談・通報してもらえよう市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や高齢者虐待相談窓口等の周知をするとともに、居宅介護支援事業所など関係機関に対して、虐待の早期発見、通報についての周知・啓発に努めます。</p> <p>② 早期対応と支援 虐待や虐待の兆候が発見された場合、早期に相談や救済支援が行えるよう、地域包括支援センターをはじめ関係機関との連携体制の強化に努めます。</p> <p>③ 介入と緊急対応 虐待の状況が深刻で、このまま放置できないと判断した場合は、引き続き、関係機関と連携・協議し、高齢者緊急一時保護事業などを利用し、緊急に保護する等の対応をしていきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 相談実績（虐待通報） 令和3年度 15件（認定9件） 令和4年度 13件（認定5件）</p> <p>高齢者虐待防止ネットワーク会議 令和3年度 1回 令和4年度 1回</p> <p>高齢者虐待防止コアメンバー会議 令和3年度 10回 令和4年度 7回</p> <p>老人ショートステイ事業 令和3年度 4件 令和4年度 2件</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 高齢者虐待防止の啓発等により多くの市民に認識してもらい高齢者虐待の予防と早期発見に努める。 問題が複雑化しており、虐待者への対応が非常に困難な状況である。</p>
-----------------------	--	---	--

7 福祉・介護人材の確保・定着の支援		C. 令和3～5年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
第8期計画における施策・事業			
A:名称	B:内容		
(1) 福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」	<p>福祉・介護の仕事の現場については、勤務条件や給与面において一面的な負のイメージばかりが先行し、本来の仕事の魅力が正しく認識されていない状況があります。</p> <p>第7期計画期間においては、市ホームページに介護職員人材確保対策に関するページを作成し、愛知県等から提供のあった情報を広く周知することで、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が正しく認識されるよう努めました。</p> <p>▶第8期の方向性 人材の確保は一朝一夕に結果が出るものではありませんが、引き続き、広報紙や市ホームページをはじめ、市の関わるイベントなど様々な機会を活用して、福祉・介護の仕事の魅力を小・中・高校生などの若者にも通じるようなPRを行うなど、多くの市民に知ってもらうことで、福祉・介護に携わる人材の増加を図ります。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 愛知県や愛知県社会福祉協議会と連携し、情報を広報紙や市ホームページに掲載することで、福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」に努めた。また、「二十歳のつどい」の機会に福祉・介護の仕事の魅力に関するチラシを配布した。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 引き続き、福祉・介護の仕事の魅力のPRに努めていく。</p>
(2) 事業者との連携強化	<p>介護の現場を担う人材の不足は、多くの介護サービス提供事業者が抱える重大な問題であり、その解決については、関係機関の連携のもと社会全体で考えていかなければなりません。</p> <p>第7期計画期間においては、介護職員人材確保対策の一環として、介護事業者向けの研修会を開催しました。</p> <p>▶第8期の方向性 引き続き、市内の介護サービス提供事業者との連携を強化し、本市における介護サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行うとともに、介護サービス提供事業者と意見交換をしながら、研修・勉強会の開催など人材の確保の視点で取組を検討します。また、ICTやロボットを活用した業務の効率化を推進し、介護職員の負担を軽減することで、サービスの質の向上、離職防止を図ります。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 地域密着型サービス集団指導会の際に介護職員人材確保対策について意見交換を行った。岩倉市介護支援専門員研修を開催し、主任介護支援専門員更新要件の研修とすることで、主任介護支援専門員の確保に努めた。ICTやロボットを活用した業務の効率化についての情報提供に努めた。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; 介護サービスの質の維持向上を図るため、引き続き、事業者との連携強化に努めていく。</p>
(3) アクティブシニアの参加促進	<p>本市では、認知症サポーターの養成に力を入れてきました。その結果、多くの人が研修を受け、認知症サポーターとなっています。また、市民ボランティアである、いわくら認知症ケアアドバイザー会が継続的に活動しています。</p> <p>さらに、2019（令和2）年度からは、高齢者自身が地域でフレイル（虚弱）対策の担い手として活動できるようシルバーリハビリ体操指導士の養成を進めています。</p> <p>加えて、高齢者の就労支援として、犬山公共職業安定所の高齢者雇用に関する情報を、市ホームページへの掲載やチラシの設置等により提供しています。</p> <p>▶第8期の方向性 引き続き、本市在住のシニアの人たちに、認知症サポーターやシルバーリハビリ体操指導士の養成講座など介護に関わってもらうための講座・研修を企画し、在宅や施設で活動できる力を養ってもらい、介護現場への多様な参加を促していきます。また、犬山公共職業安定所等との連携を図るとともに、福祉・介護の仕事の持つ魅力を体験できる機会の創出について研究するなど、できる限り多くのアクティブシニアが福祉や介護の担い手として活躍できる体制を整えていきます。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; ・実績 認知症サポーター養成者数 令和3年度 7回 264人 令和4年度 10回 463人 令和4年度末認知症サポーター数 8,796人</p> <p>シルバーリハビリ体操指導士養成者数 令和3年度 8名 令和4年度 14名</p> <p>&lt;商工農政課&gt; 犬山公共職業安定所の情報を、市HPへの掲載、窓口へのチラシ設置等により、高齢者雇用の情報提供に努めた。</p>	<p>&lt;長寿介護課&gt; アクティブシニアが福祉や介護の担い手として活躍できるよう認知症サポーター及びシルバーリハビリ体操指導士の養成を継続していきます。</p> <p>&lt;商工農政課&gt; 引き続き犬山公共職業安定所等と連携しながら高齢者雇用の情報提供に努めていく。</p>

<p>(4) 小・中・高校生の介護現場における体験交流の機会の創出</p>	<p>「介護」とは、ひとがひとの生活を支えるきわめて人間的な行為です。多世代で暮らすことが少なくなった今日、意図的にこのような関わりの機会を作っていくことも必要であり、介護現場は人間的な行為を学ぶ場となります。このような体験が、未来の福祉・介護人材へとつながっていくものと考えられます。</p> <p>第7期計画期間においては、庁内及び社会福祉協議会が実施している事業について情報収集を行いました。</p> <p>▶第8期の方向性</p> <p>次の時代を担う小・中・高校生が、「介護」の魅力や意義を正しく理解できるよう、引き続き、介護の現場において介護の体験や高齢者との交流をする機会の充実を図ります。</p> <p>また、具体的な「介護」の魅力を伝える方法について、様々な部署・機関が既に実施している内容も含め研究していきます。</p>	<p>&lt;学校教育課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校において、認知症ケアアドバイザーによる「認知症サポーター養成講座」を開き、認知症について正しい理解ができる機会を設けた。</li> <li>・キャリア学習では、地域へ出かけたり、地域の人を招いたりして、学校教育に高齢者の優れた能力を生かす場を設けた。</li> </ul>	<p>&lt;学校教育課&gt;</p> <p>継続して実施していく。</p> <p>&lt;長寿介護課&gt;</p> <p>関係機関の実施内容を取りまとめ、より効果的な福祉教育となるような実施方法を研究していく。</p>
---------------------------------------	--	--	--

『第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画』の策定に向けた  
介護支援専門員ヒアリング調査のまとめ



目次

1 現在、業務上で困っていることはあるか.....1

2 業務をしやすくするため、市からどのような支援があると良いか...3

3 高齢者の在宅生活を支えるために必要な支援・サービス .....5

4 どのような支援があれば、在宅介護の継続が可能だったか.....7

5 人生会議に携わったことがあるか .....9

6 岩倉市において自宅で安心して最期を迎えられるための条件.....10

7 主に介護しているのがヤングケアラーであるケースはあるか.....11

8 岩倉市の高齢者施策に対する意見 .....12

※目次のタイトルは簡略化してあります。



## 1 現在、業務上で困っていることはありますか。

(例：利用者と家族の意見が異なる時の調整、岩倉市に不足していると思う介護サービス)

- ・ヘルパーの事業所が少ない
- ・入浴付きの半日デイサービスがない
- ・特徴のあるデイサービス(他の市からエリア外)：プール、陶芸教室、料理教室など
- ・買い物できるスーパーが減った
- ・配食サービスの条件を緩和してもらいたい
- ・別居の家族は、訪問サービス希望しているが、本人たちに拒否があり、支援が進まない
- ・ヘルパー事業所の人手不足で希望通りの調整が出来ない
- ・身寄りのない方の支援
- ・利用者と家族の関係性が薄くても、家族の支援が必要な場合の支援
- ・介護保険では出来ない病院受診の付き添い等のサービス
- ・乗降介助の対応できる事業所が少ない
- ・買物支援
- ・ゴミ出し支援
- ・介護認定が下りるまで(更新等)時間がかかるので担当者会議の調整が困難になる
- ・岩倉市自体が小さいので仕方がないと思いますが、通所、訪問サービスを岩倉市だけで検討することは難しく感じます。(特に短時間リハビリ系)
- ・利用者が気に入る通所介護やショートステイの紹介
- ・定期巡回サービスを利用したくても、人員不足から希望する時間帯の訪問や、1日複数回の訪問がむずかしいとの返答があった為利用を断り、在宅生活が困難になったケースがあった
- ・一人暮らしで、家族との関係も希薄な方の支援
- ・病院への移動手手段の相談が多くあります。ふれあいタクシーは予約が取れない。片道は取れても帰りは取れない千秋病院や小牧市民病院では利用できない。などタクシー代がかかるとよく相談を受けます
- ・独居の方の体調不良時、身寄りのない場合、ケアマネに連絡あり動きますが、限界があります
- ・認定結果の遅れが多発、暫定利用の費用等のリスクリスク
- ・作成、管理していかなくてはいけない書類が多すぎる。時間が取られすぎ
- ・介護保険サービス以外の社会資源の選択肢が少ない
- ・家族が介護について無関心や無理解
- ・家族が同居しているが自宅がゴミ屋敷状態になっており環境改善が困難
- ・独居で身寄りが無くADLが低下した方の金銭管理(認知症無し)お金の出し入れなど
- ・利用者及び家族の介護や医療の理解が乏しく、問題解決の方向へ進みにくいこと
- ・ロングショートステイは先に施設入所を見据えての利用であると思うが、入所は希望し

ていないケースがある

- ・1人暮らしの方で、緊急連絡先がわからないので、調べて置いて下さいと言われてたが、個人情報の為、教えてもらえなかった
- ・家族の介護負担が限界にきているが、本人が施設入所を希望していないサービス調整
- ・主介護者が、自己流の介護をしており、サービス調整が難しい
- ・生活費を多く使ってしまう利用者の金銭管理
- ・ゴミ捨てが大変なケースあり、戸別収集のサービスがあって欲しい
- ・一人暮らし・認知症・ご家族は遠方に住んでいる方が多く、ご家族との連絡調整がスムーズにいかないことがあります。また、病院受診や入院に際しての手続きにも影響があります
- ・人が足りない
- ・人手不足（ケアマネ1人の担当件数が多くなってきている）
- ・書類の作成が多い
- ・本人に必要なと思うサービスがお金の問題で入れることができない
- ・老健、特養、訪問介護、定期巡回
- ・ふれあいタクシーは利用者から使いづらいと言われています
- ・公的な施設（老健、特養・混合「多床・個室」）
- ・書類が多い
- ・（自宅周りに）車を停める時ドキドキすることがある
- ・年齢が若い要介護者が通えるデイサービス
- ・老健や特養など入所施設
- ・訪問介護が不足していると感じます。また、社会福祉法人が運営するサービスも不足していると思います。経済的に困窮している方がサービスを利用したい時に、社福減免の選択肢がほぼないのが困ります
- ・日常生活自立支援事業に該当せず、しかしながら日常生活を送るには不自由を強いられている利用者に対するサービス

## 2 業務をしやすくするため、市からどのような支援があると良いと思いますか。

- ・負担割合証や介護保険情報をCMに教えて頂けると助かります
- ・介護保険の認定を20日位迄に出してほしい。（暫定の会議をしなくてもいいようにしてほしい）
- ・認定調査票の即日発効
- ・介護保険の更新の結果が早くわかるとありがたいです
- ・命のバトンの記入用紙をホームページからダウンロードできるようにして頂けると、介護保険利用されていない介護者の緊急時を想定して使用できると便利になると思います
- ・認定調査を早くしてほしい
- ・資料提供について後日取りに行く形ですが、その場で交付にはなりませんか？
- ・ケアマネの更新時の費用の負担軽減(ケアマネ不足を解消になるか?)
- ・近隣の市を含めた通所系サービス、お泊りサービスの特色などを記した資料
- ・システムの補助金。二人ケアマネがいるがシステム一人しか利用できない。費用の問題で導入できないと言われているので助成があると導入してもらえるのではと思う
- ・ケアマネ業務についての市として基本的ルールを打ち出してほしい
- ・地域課題を見極め、解決策を政策として実施できるよう、地域ケア会議の取り組みをより強く推し進める
- ・地域ケア会議以外からも地域課題を吸い上げられる仕組みの構築
- ・負担割合証を担当ケアマネへ配布
- ・生活保護の方への共同支援
- ・介護認定に係る期間が延び延びになっている
- ・介護保険証送付は書留でないといけないのでしょうか？
- ・認定結果をどうしても早く知りたいケースがある時がある
- ・介護保険の認定結果が遅い
- ・介護保険証が書留で届くため自宅に居なかったら遅くなるので市役所に問い合わせすると個人情報の為教えてくれないのも困る
- ・1人暮らしで身内が居ないと保証人に困る
- ・利用者が生活保護受給者で独り身の場合、ケアマネが困っている事に対して一緒に動いて欲しい
- ・ケアマネからの相談内容や解決方法など、参考にできる例が知れるといい
- ・どこに相談したらいいか分からない時に、相談できる窓口があるといい
- ・一人暮らしの方への見守り（安否確認）や遠方に住んでいる家族のケア
- ・利用者に寄り添う支援をしてほしい
- ・虐待事例の際の措置の対応のハードルが高すぎる
- ・ケアマネは土日必要であれば利用者対応をしなくてはなりません。利用者の対応をする上で、市も土日の対応を柔軟にいただけるとありがたいです

- ・「ここは〇〇担当」「担当以外のことはわからない」と言われると困惑します。市役所内（せめて長寿介護課内）での情報共有をして頂きたいです
- ・認定情報開示をその場でもらえるとありがたい
- ・資料提供を早めにいただくと助かります。北名古屋市は申請した日にいただけます
- ・介護保険者証が簡易書留でなくても良いのではないかと
- ・介護認定の有効期間内での審査会の実施
- ・岩倉団地を訪問する時、駐車場がなくいつも困っています
- ・資料提供について近市では審査会資料を開示されています。アセスメント、ケアプラン作成等に比較対象に有料活用できています。また、その場で申請→資料を受け取ることができるため業務がしやすくなります。貴市においてもご検討願います
- ・予防プランの評価を認定の有効期間にしてほしい
- ・認定資料について申請時に受け取れるといいです
- ・認定結果をケアマネが分かるしくみがあるといいです
- ・行政から利用者又はご家族様へ、ケアマネジャーに相談するように促すだけでなく、市役所から直接関係機関へ連絡していただけるようにしてほしい。（例：利用者で高度難聴の方が税務課へ行った際に、税務署へ行くよう促したが予約を取る事を税務課で行わず、助けてくれる方はいないか確認し、結果ケアマネジャーが税務署へ相談する事になった。税務課→ケアマネ→税務署ではなく、税務課から直接税務署へ連絡を取る等）

### 3 高齢者の在宅生活を支えるために、介護保険のサービスに限らず、どのような支援・サービスがあると良いと思われますか。

- ・夜間帯の継続した見守り
- ・病院送迎と病院内付き添いや買い物の付き添いをしてケアマネに情報を頂ける、月の定額制のサービスがあると良い
- ・認知症カフェで体操がない、お話だけしに行くところがあれば良い
- ・移動支援(低価格での巡回バスがあると良い)
- ・スーパーの移動購買
- ・高齢の親の年金収入で生活している子供への支援（障害、引きこもり、病気等）の窓口
- ・移動販売など、日頃の食料品、日用品の調達や配達
- ・ごみ収集（ゴミ出しが出来ない高齢者の為）
- ・家事支援（介護保険で対応できないもの）仏壇、ペットの世話、大掃除
- ・定期的な安否確認
- ・通院乗降介助、院内介助、薬の受け取り
- ・高齢者に分かりやすい注文での買い物
- ・掃除代行
- ・子ども食堂と同じような高齢者食堂
- ・家族が遠方にいる方の緊急時の対応
- ・民生委員や市のサービスで安否確認
- ・互助サービスなど地域での支えあいができるようなサービス
- ・高齢者が気軽に利用できるワンコインサービスみたいなもの(介護保険ではできないところを補う)
- ・公共施設に行ける送迎サービス
- ・朝のゴミ出しサービス
- ・受診の同行支援
- ・お風呂のみのデイサービス
- ・病院の送迎車サービス
- ・単発の買い物支援（体調の悪い日だけ等）
- ・軽度者向けの介護保険に代わるサービス。ケアマネが介入しなくてもよいサービス
- ・困ったときにすぐ対応してくれるサービスがあるとありがたい
- ・住居に関する相談窓口の設置
- ・金銭面の相談窓口の強化
- ・ゴミ出しサポートや玄関前に出してあるゴミの回収サポートなど
- ・買い物のみの代行支援やスーパーのネット注文で配達依頼の代行や指導など
- ・ゴミ出しの援助サービスが介護保険で使いにくい

- ・利用者が買い物代行ではなく、自分の目で見て買い物したいときがある
- ・受診の時、付き添いが必要なケースがある。（身内や援助者がいない）
- ・シルバー人材センターが活用出来なくなっている（人材不足）
- ・ゴミ出し・通院の介助
- ・急に歩けなくなるときの対応を迅速にしたい時のサービス
- ・自分で見て買い物に行きたいが1人で行けない人のサービス
- ・エレベーターのないアパート、マンション等に住んでいる方の移動の対応
- ・ゴミ捨てなど、ちょっとした事が頼める地域のサービス
- ・地域内で連携できるよう「福祉・介護」に対する知識を得たり、理解するための活動を積極的に行ってもらいたい
- ・外国人の言葉の対応（通訳をお願いできる）
- ・翻訳アプリ、タブレットの貸し出し（いつでも）
- ・買い物支援、ゴミ出し支援など家事援助支援（ヘルパーでなく）
- ・移送サービスの充実
- ・介護保険でできないこと（受診の付き添い、庭の草取り等）を担う人たち
- ・継続的ではない家事支援（たまには手作りの食事を食べたい、ヘルパーにはできない箇所の掃除等）や外出の付き添い等、気軽にちょっと頼れるサービス。もちろん契約も簡単に
- ・ずり落ちや座り込み等、緊急性はないが助けてもらいたい時に人を派遣してもらえる場
- ・特に独居の場合→・電球をかえる・灯油を入れる・病院の付き添い（自費ヘルパーで高い）
- ・低料金の介護タクシー
- ・日中、高齢者のみになる世帯への生活支援型給食サービス
- ・タクシーチケットがあってもタクシーが直ぐに来ない等で利用されない人もいる
- ・適切な移動手段があると助かる
- ・移動スーパーがあると良いと思います
- ・ふれあいタクシーの予約が取れないとの声が多いので、のりあいーわ号の時のほうが使えている方が多かった
- ・移動販売
- ・傾聴ボランティア
- ・憩いの場
- ・楽しみや生きがいづくり、自ら外出したくなるような趣味や娯楽サービス
- ・24時間対応のヘルパー
- ・宅配スーパー
- ・ゴミ出し支援
- ・独居老人の方が簡単に手続きごとを行える支援（・住民税控除・扶養親族申告書・障害者手帳や福祉医療費受給者証の手続きなど）

#### 4 担当された利用者で、在宅から施設・居住系サービスへ入所・入居となった直近のケースについて、どのような支援があれば、在宅介護の継続が可能だったと思いますか。

- ・夜間帯の継続した見守り、もしくは深夜帯も含めて3時間おきの排泄介助ができるような介護保険の枠
- ・家族の介護力(核家族化で、息子様も仕事をしており介護ができない)地域の見守り、協力支援
- ・室温管理、水分摂取等含めた安否確認が1日数回出来ればよかった
- ・同居家族がいても介護が出来ない場合の訪問介護の生活支援があればよかった
- ・自宅での医療管理
- ・夜間帯の安否確認
- ・利用者の身体状況にもよりますが、介護者が仕事を継続していくにはやはり自宅での介護の継続は困難なケースが多いです。主観ですが最初から「自宅で面倒をみる」という意識が低くなっているように感じます
- ・独居で持病のある方がほとんどなので毎日誰かが安否確認や支援の入れる体制
- ・1日複数回の訪問介護
- ・介護者側の支援
- ・家族のいない独居の方で癌の末期だった為、ご本人様の不安も大きく医療対応型の住宅型有料老人ホームを選択されました。定期巡回はありますが1時間おきの訪問が可能か、コールを押して移動時間はどれくらいかかるのか等、独居の方には不安が大きかったようです
- ・独居であれば見守りシステム
- ・安否確認が毎日受けられ、24時間いつでも相談でき、必要に応じた支援が受けられる窓口があること
- ・見守りサービスの充実(定期巡回サービス)。定期巡回サービスに関しては現在、市内に1事業所のみなので、増えると良い
- ・介護者の支援
- ・この1年施設入所は1件のみ。まだ元気な内にケアハウスへ行くと決め、入居したケースのみ
- ・家族の介護疲れを減らすための助言など、心理的負担を減らすための活動
- ・介護保険サービスでカバーできないサービスの充実
- ・1人暮らしの人が1人でも生活できるだけの在宅サービス
- ・1人で動けない、常に見守りが必要となると介護者が何人もいないと難しいため、常時の見守り→なかなか難しいと思います
- ・働き方の多様性。8:00~17:00のサービスだけでなく、早朝夜間も含めた対応ができるサービス。24時間どの時間でも対応してもらえるのが理想

- ・夜中の見守り
- ・適切な室温調節
- ・介護者の方の負担が軽減できるサービスがあるといいと思いますが思いつきません
- ・家族の理解
- ・独居でサービスが入れない時間とかフォローできたら良いと思います（時間外だと料金が高くなることもあり…）
- ・定期巡回が1か所しかないので、もう1か所くらいあると助かります（断られると自宅では難しくなり入所になりました）
- ・複数人の家族支援者、身近な支援者、地域の支援者
- ・ショーステイが予定どおりに予約が取れなくなり入居に至った。ショート利用の予約が柔軟に取れるといいと思います
- ・認知面に対応可能な訪問診療や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型の訪問介護等24時間訪問可能な柔軟性の高いサービス、認知症対応型通所介護のような認知症の方に対しての対応が柔軟にできるサービスが増えると在宅介護の継続が可能かもしれない

**5 これまでに担当した利用者の人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）に携わったことがありますか。また、今後、働きかけていく予定はありますか。**

- ・あり（2件）
- ・介護度が高い利用者が多いので、働きかけていきたいと思っています
- ・尾北医師会のACPの普及啓発に携わり、地域住民の方や職員への研修会を行い、ACPのきっかけ作りをしています
- ・直接的に話すと「死」を連想させることもあるので、働きかけに注意し利用者の人生観、価値観、希望に沿った将来の医療及びケアを具体化していきたいと思う
- ・本当に死期が迫っている方に対してそういう話をするのは正直できません
- ・病気を抱えている方の病気の内容にもよるとおもいます
- ・元気な時(病状が軽傷など)にこれからどうしたいか？と聞いて行けるような関係を築いていくことは大事だと思っています
- ・現在癌の末期方が今後を選択していく上に色々お話を聞かせていただきました。しかし本人様も決めかねている事や病気の受け入れ事態難しい事もあり、その時々で気持ちは変わっていくと実感しています
- ・最期の時間について家族と話したことはある。個々の状況によるので誰でも行えるものではない
- ・利用者、家族にACPの理解をしていただくまでが難しいと感じる
- ・一度決定した内容でも状況に応じていつでも変えることができることを伝えたい
- ・今後、状況に応じ積極的に働きかけていきたい
- ・携わったことはない。働きかけていきたいと思う
- ・人生会議に関わった事は無い。話を切り出すタイミングが難しい
- ・がんの末期の人等は今後話していけたらと思う
- ・ACPに携わったことはない。働きかけはしていきたい
- ・機会があれば働きかけていきます
- ・今まではありませんでしたが、今後、必要であれば行っていきたいと思っています
- ・1人暮らしの方に説明しました。しかし、一度では難しいため、今後タイミングをみながら行う予定です
- ・岩倉市で作成された「わたしのエンディングノート」があることは説明しています。手渡しできるように居宅に設置してあるといいと思います
- ・あります。今後も働きかけます
- ・パンフレットについて利用者に渡して説明した
- ・なし。今後は働きかけて行ければと思っています

6 岩倉市において、どのような条件がそろえば、利用者が自宅で安心して最期を迎えられると思いますか。

- ・がん等の終末期であれば、医療保険と介護保険を組み合わせることで自宅でのターミナルケアが可能だと思うが、医療保険による訪問看護が使えないと難しいのではないかと
- ・家族の介護力
- ・ヘルパーの事業所で早朝や夜間入れる事業者が増えれば
- ・医療サービス、介護サービスの充実
- ・医療的要件が多くなると思いますが、訪問診療がすぐに対応して下さると利用者も気持ちの面で拠り所になると思います
- ・在宅サービス事業所が増えると良い。範囲外と言われることも多い
- ・訪問サービスの事業所が増えるといい
- ・独居の見守りサービス、一人歩きをする方への対応充実
- ・自宅で看取りについての研修会や啓発運動も必要だと思います
- ・看取りについて誤った見解でいらっしゃる方もいると思うのでACPに基づいた在宅での暮らし方など知る場面がたくさんあっても良いと思います
- ・介護保険のみでなくボランティアなども活用し利用者が家に安心して居られる状況があると良い
- ・医療と介護の連携
- ・迅速な情報共有の為にツール
- ・介護者である家族の支援
- ・定期巡回の職員の人数。希望時間は集中しやすく空いていない為利用できない
- ・定期巡回の単位数が大きく入浴やリハビリなど利用回数が大きく制限されてしまう
- ・市内の訪看サービスが少ない
- ・安否確認が毎日受けられ、24時間いつでも相談でき、必要に応じた支援が受けられる窓口があること
- ・見守りサービスの充実（定期巡回サービス）。定期巡回サービスに関しては現在、市内に1事業所のみなので、増えると良い
- ・介護者の看取る覚悟
- ・医療の充実と信頼関係
- ・サービスが整っても、家族の支援が無ければ難しいと思ってしまう
- ・家族、関係者が最期を自宅で看取ろうと思える働きかけ。訪問診療も訪問看護も充実してきているので、後は“家族の覚悟”だと思います
- ・1人暮らしでも自宅で最期を迎えられるような働きかけ
- ・家族の負担軽減ができる医療系のショートステイ
- ・医療サービスの充実

- ・介護保険サービス以外での日常生活の支援（ゴミ出し、遅くまで利用できる通所サービス、市外への通院付き添い）
- ・医療充実、介護者（キーパーソン）夫妻、子の支援（介護休暇取得）「企業等への助成補助金制度」
- ・時間
- ・休息（休憩）
- ・24時間対応の訪問看護、在宅医が増えればいいと思います
- ・24時間型の（訪問診療、訪問看護、福祉用具、訪問介護または定期巡回、デイサービスまたはデイケア）が揃い、家族の方針に柔軟に対応できる条件が揃えば安心して最期を自宅で迎える事ができるかもしれない

**7 担当している利用者で、主に介護しているのが、通学や仕事をしている子ども（ヤングケアラー）であるケースはありますか。**

- ・あり
- ・奥様が仕事の日、長男(実家に帰り、夜勤の仕事に変更)、長女(平日、週2日休みは日中見守り介護)が見守り介護や病院受診をしている
- ・他市の担当で1件ありました。その方は親ではなく祖父、祖母の面倒をみています
- ・以前は、未成年である孫が認知症のある祖母と暮らしているケースはあった
- ・以前はいましたが、現在はいません
- ・夫、妻、高校生の娘の3人家族。夫が脳梗塞で右半身麻痺。朝早くから夜遅くまで妻は仕事があるため学校は早めに帰り、病院受診に付き添ったりしていた
- ・以前に主な介護者ではないが、介護していたケースはありました

## 8 その他、岩倉市の高齢者施策に対するご意見等があればお書きください。

- ・高齢者が買い物できる場が増えるといいと思う
- ・高齢者に分かりやすいハザードマップ(インターネットでは高齢者は使えない人が多い。)
- ・道が狭いので、訪問時に駐車スペースがないところが多い。有料の駐車場の整備
- ・ケアマネ会などあれば市の職員の方も出席して下さり、行政も一緒に検討していただけるような環境ができているので、その良い環境が継続できると良いと思います
- ・お風呂だけデイの希望が多くあります
- ・2025年に後期高齢者が増えていくと予想されている。認定の無い方が利用できるサービス
- ・審査会の増設
- ・居宅のケアマネに要支援の方のご依頼が増えすぎても経営的に困ってしまう
- ・高齢者の権利擁護に関して、尾張北部権利擁護支援センターや地域包括支援センターはあるものの、行政にしかできない役割もあるので、専門部署もしくは専任担当者の設置が必要ではないでしょうか
- ・医療、介護、障がい、福祉との連携や包括的サポート
- ・8050世帯への連携支援
- ・支援型配食弁当を利用したが、日数がかかったり、用件が厳しいと思われる
- ・給食サービスの申請をしても、許可されないケースがある。食生活が安定してできる事で、生活が整うケースがあるため、全ての申請者が利用できるといいなと思う
- ・岩倉市は他市と比べて、小さな街なので、アットホームに相談しやすい環境だと思います
- ・相談した後(特にケースについて)会議をした後の経過の共有ができるといいです。例えば、このアンケートも含め“どうなったか”がわかるといいなと思います
- ・のんびりネットの活用を進めるように言われていますが、市役所の方は見て頂いているのでしょうか？
- ・緊急対応が必要な時に一時的に受け入れてくれる場所を市として確保されると良い(包括に相談した上で利用できるなど)
- ・家族(主な介護者)支援の充実(亡くなった後のフォロー体制)
- ・高齢者の移動手段についてタクシー券を増やしてほしい
- ・ふれあいタクシーの予約が取りづらいです
- ・岩倉市の高齢者施策には高齢者福祉サービス一覧表に載せてはいるものの、利用回数が少ないものも多いと以前伺った事があります。サービスの内容や質を見直し、頻繁に利用できるサービスにしていくのも良いかと思います

## 岩倉市の高齢者を取り巻く現状



### 目次

1	人口の現状 .....	1
2	世帯の現状 .....	5
3	就業の状況 .....	8
4	認知症の現状 .....	9
5	要支援・要介護認定者の現状 .....	12
6	介護保険給付費の現状 .....	14



# 1 人口の現状

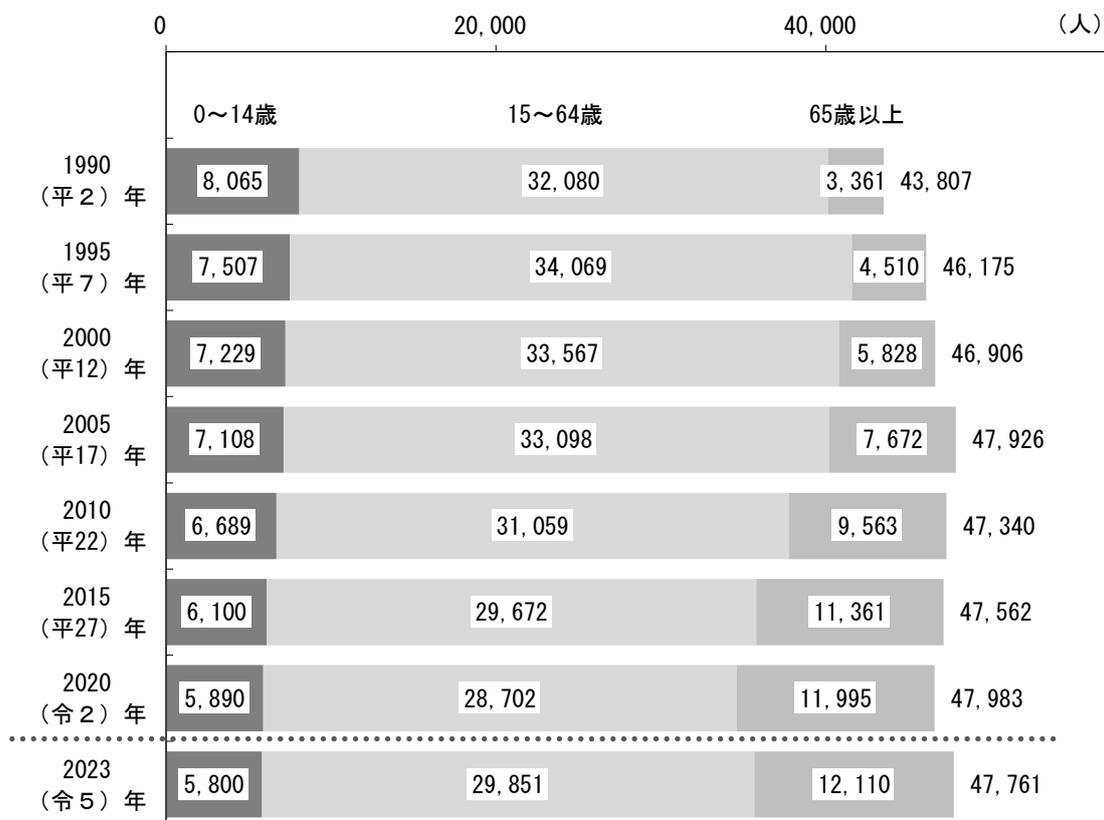
## (1) 人口の推移

2020（令和2）年10月1日現在、岩倉市の総人口は47,983人です。

国勢調査の結果で、1990（平成2）年から2020（令和2）年までの推移をみると、2005（平成17）年までは右肩上がりに増加していましたが、それ以降は4万7千人台で横ばいに推移しています。

年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向であるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、1990（平成2）年から2020（令和2）年の30年間に8,634人増加し、約3.6倍になっています。同期間の総人口の増加が約1.1倍なので、いかに高齢者人口が増加しているかがわかります。

図表2-1 人口の推移



注：1990～2020年の総人口には年齢不詳が含まれます。

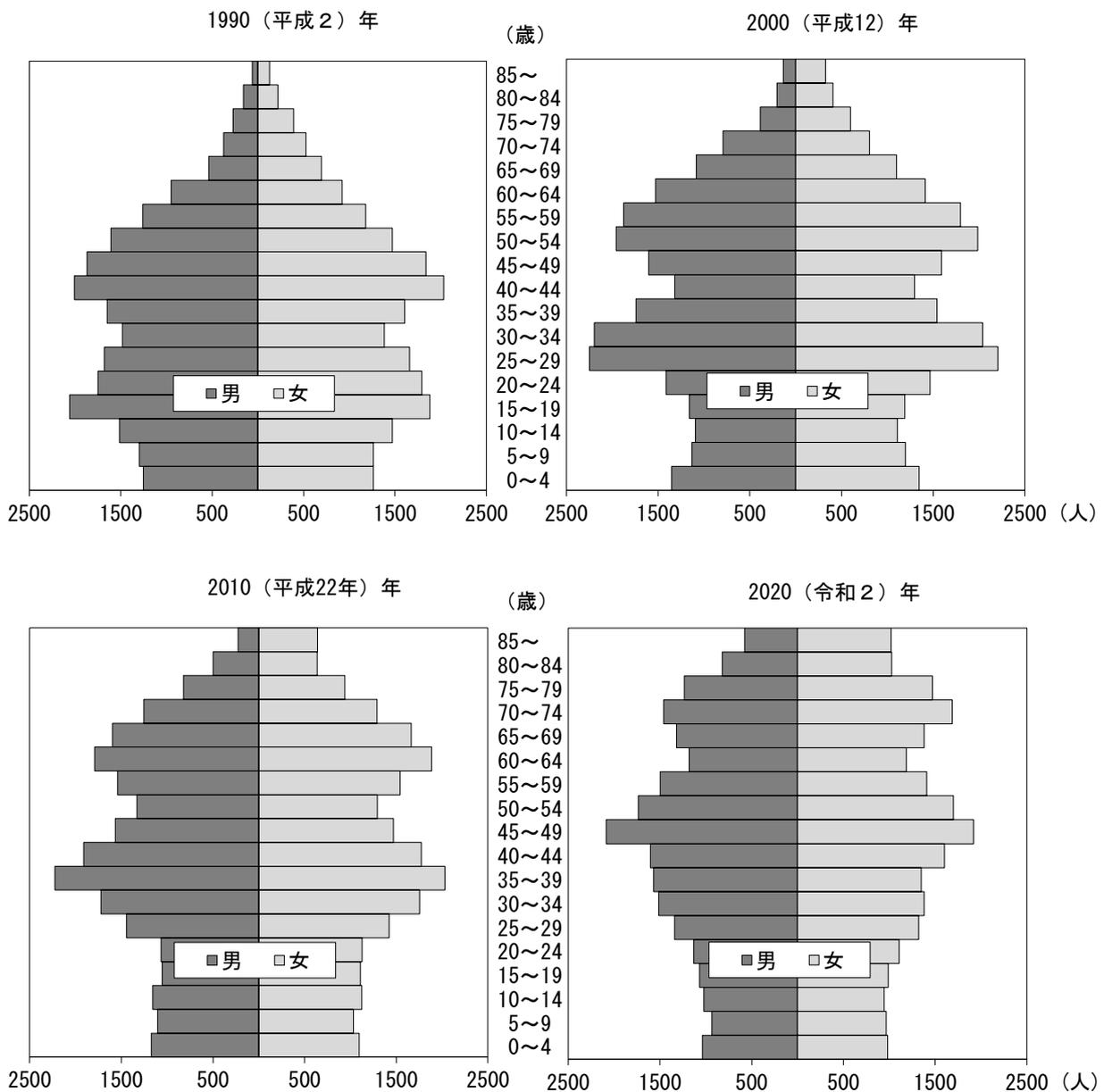
資料：1990～2020年は国勢調査、2023年は4月1日現在の住民基本台帳人口

## (2) 人口ピラミッド

図表2-2は、1990（平成2）年～2020（令和2）年の岩倉市の男女別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移を10年ごとにみたものです。

団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに少子高齢化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な形状に変わってきています。

図表2-2 人口ピラミッド



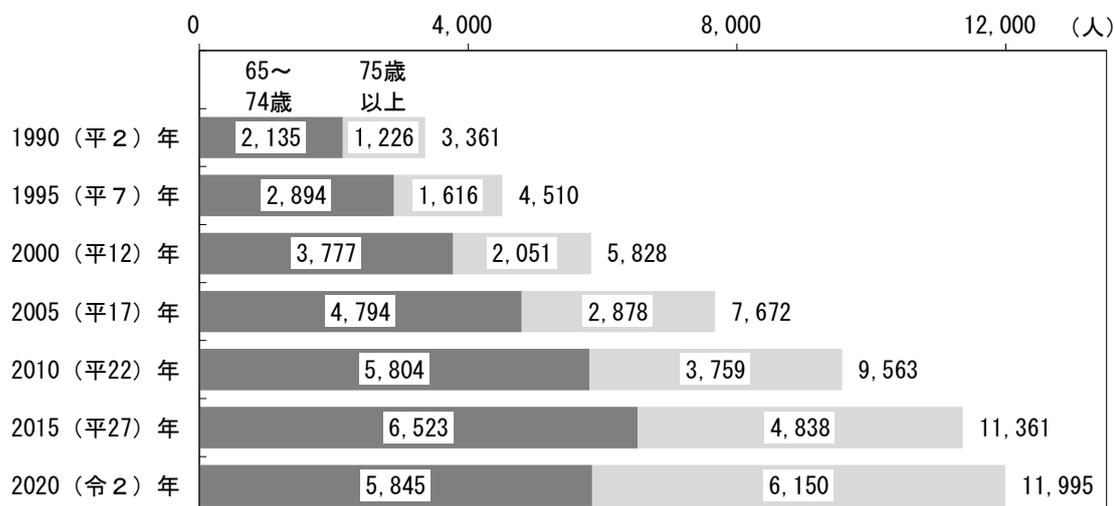
資料：国勢調査

### (3) 高齢者人口の推移

岩倉市の高齢者人口（65歳以上人口）は2020（令和2）年10月1日現在、11,995人で、65～74歳の前期高齢者は5,845人、75歳以上の後期高齢者は6,150人です。1990（平成2）年から2020（令和2）年の推移をみると、65～74歳が3,710人の増加で約2.7倍、75歳以上が4,924人の増加で約5倍と、特に介護リスクの高い75歳以上が著しく増加しています（図表2－3）。

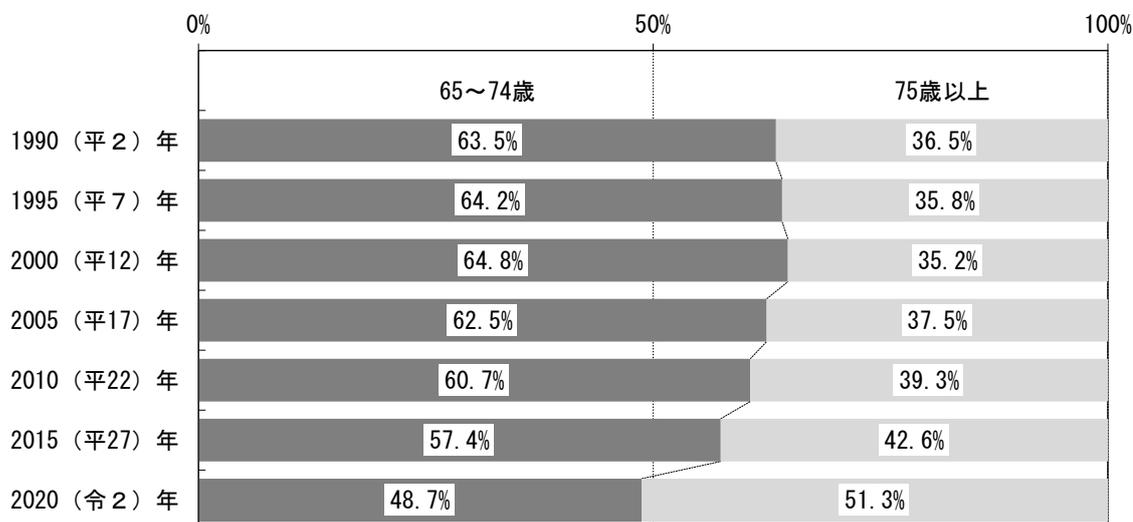
65～74歳人口と75歳以上人口の構成比率の推移をみると、長寿化の進展により、75歳以上の比率が上昇し、65～74歳の比率が低下する傾向にあり、2020（令和2）年には75歳以上の比率が65～74歳の比率を上回っています（図表2－4）。

図表2－3 高齢者人口の推移



資料：国勢調査

図表2－4 65～74歳と75歳以上人口の構成比の推移



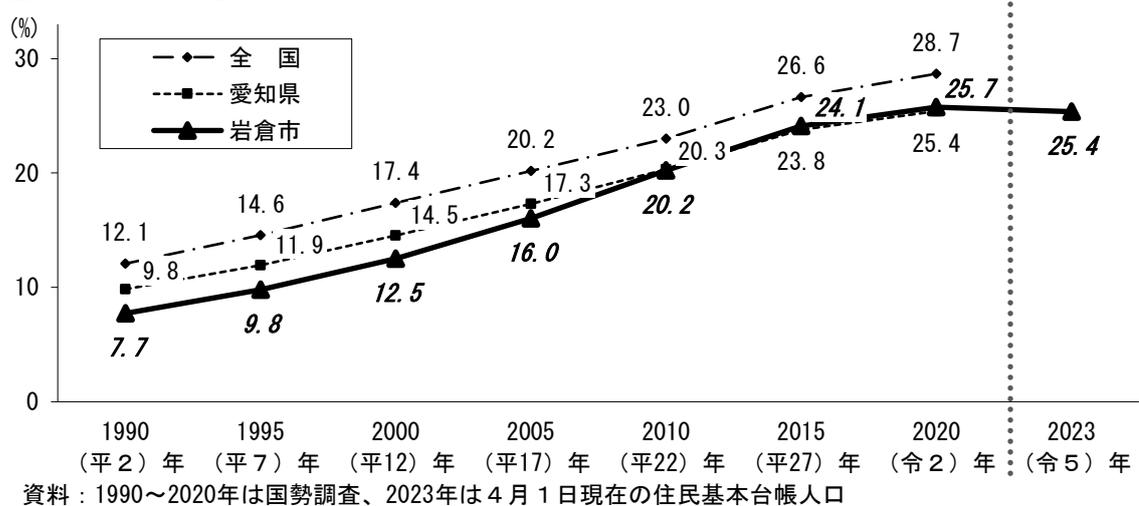
資料：国勢調査

#### (4) 高齢化率の推移

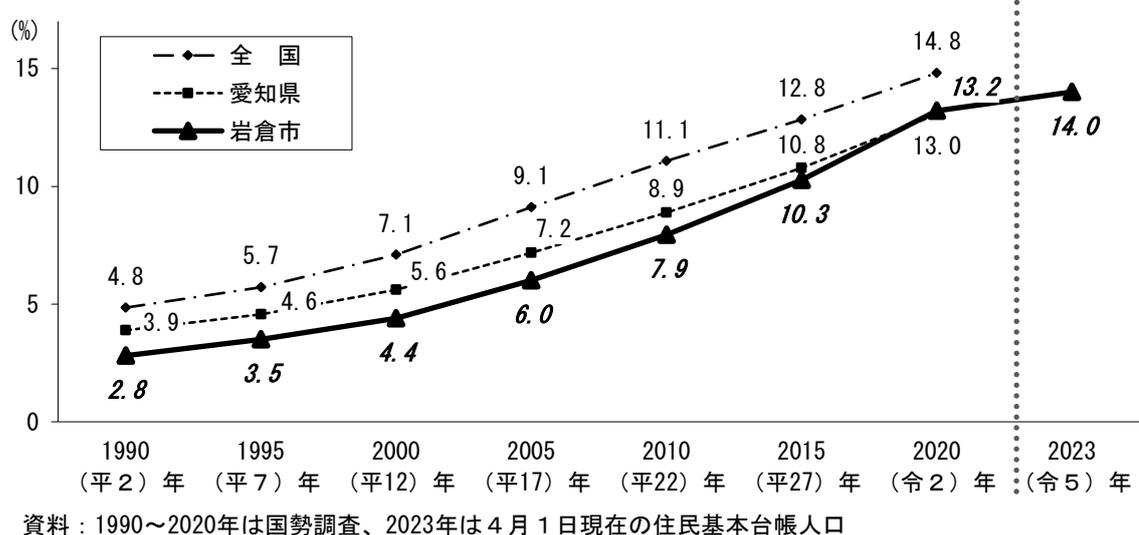
岩倉市の高齢化率は、2020（令和2）年10月1日現在、25.7%です。全国及び愛知県と比較すると、全国を3ポイント下回っている一方、県を0.3ポイント上回っています。1990（平成2）年からの推移をみると、本市は、2005（平成17）年までは県を1ポイント以上下回っていましたが、その後、急速に上昇し、2010（平成22）年でほぼ並び、2015（平成27）年では逆転しました（図表2-5）。

また、岩倉市の総人口に占める75歳以上人口の割合（後期高齢化率）は、2020（令和2）年10月1日現在、13.2%です。全国及び愛知県と比較すると、全国を1.6ポイント下回っている一方、県を0.2ポイント上回っています。1990（平成2）年からの推移をみると、2010（平成22）年以降急速に上昇し、2020（令和2）年では逆転しました（図表2-6）。

図表2-5 高齢化率の推移



図表2-6 後期高齢化率の推移



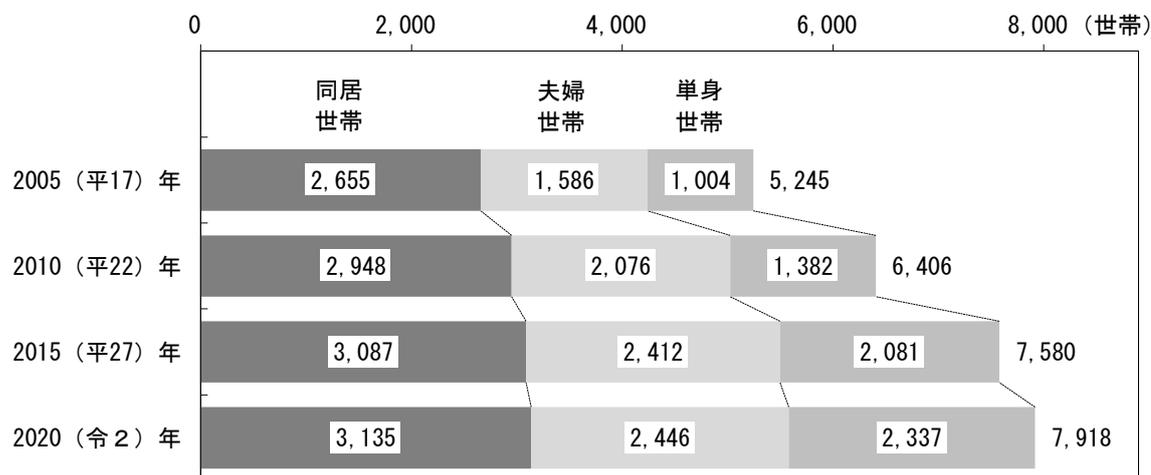
## 2 世帯の現状

### (1) 高齢者のいる世帯の状況

岩倉市の高齢者のいる世帯は、2020（令和2）年の国勢調査によると7,918世帯となっており、2005（平成17）年から15年間で2,673世帯増加し約1.5倍になっています。世帯類型別にみると、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）は860世帯増加し約1.5倍、高齢単身世帯は1,333世帯増加し約2.3倍になっています（図表2-7）。

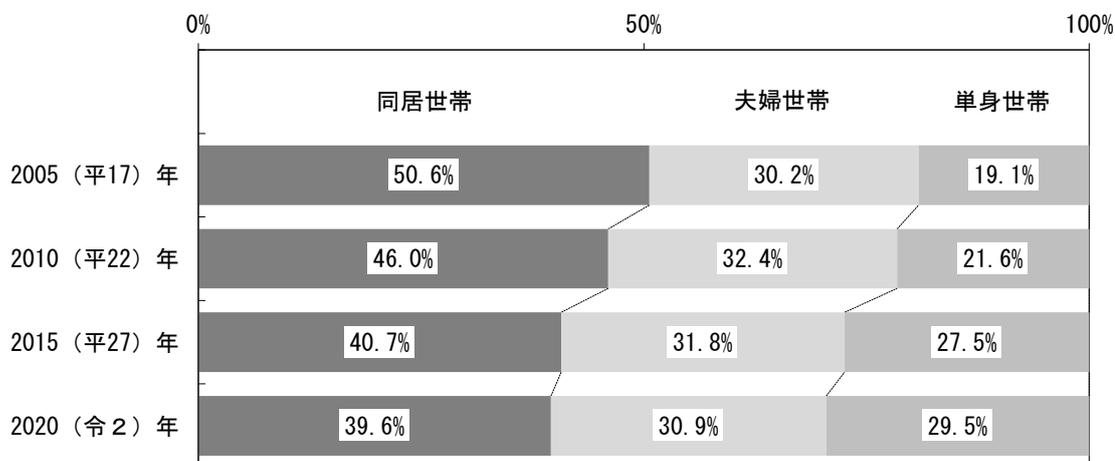
比率で見ると、高齢単身世帯が上昇する一方、高齢者以外の家族との同居世帯は低下しています（図表2-8）。

図表2-7 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

図表2-8 高齢者のいる世帯の類型割合の推移



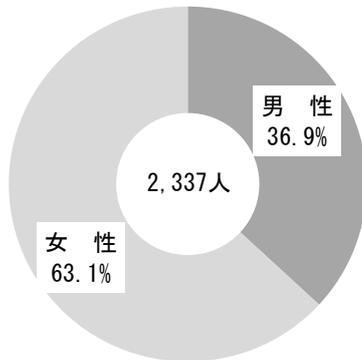
資料：国勢調査

## (2) 高齢単身世帯

高齢単身世帯は女性が63.1%を占めています（図表2-9）。

年齢別にみると、70～74歳が23.6%と最も高い一方、75歳以上の合計は56.9%にのびります（図表2-10）。

図表2-9 高齢者単身世帯の性別



図表2-10 高齢単身世帯の性・年齢別

単位：人

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
計	457	551	500	441	388	2,337
	19.6%	23.6%	21.4%	18.9%	16.6%	100.0%
男性	270	248	141	105	98	862
女性	187	303	359	336	290	1,475

資料：国勢調査（2020（令和2）年）

## (3) 高齢夫婦世帯

高齢夫婦世帯を夫婦の年齢別にみると、夫婦ともに75歳未満の世帯が45.1%を占めていますが、夫婦ともに75歳以上の世帯が34.6%（846世帯）あります。

図表2-11 高齢夫婦世帯

単位：人

区分		妻						計
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫	65～69歳	188	251	34	4	2	-	479
	70～74歳	47	293	291	23	4	-	658
	75～79歳	9	48	350	217	20	3	647
	80～84歳	1	3	49	253	114	10	430
	85歳以上	-	1	2	30	120	79	232
	計	245	596	726	527	260	92	2,446

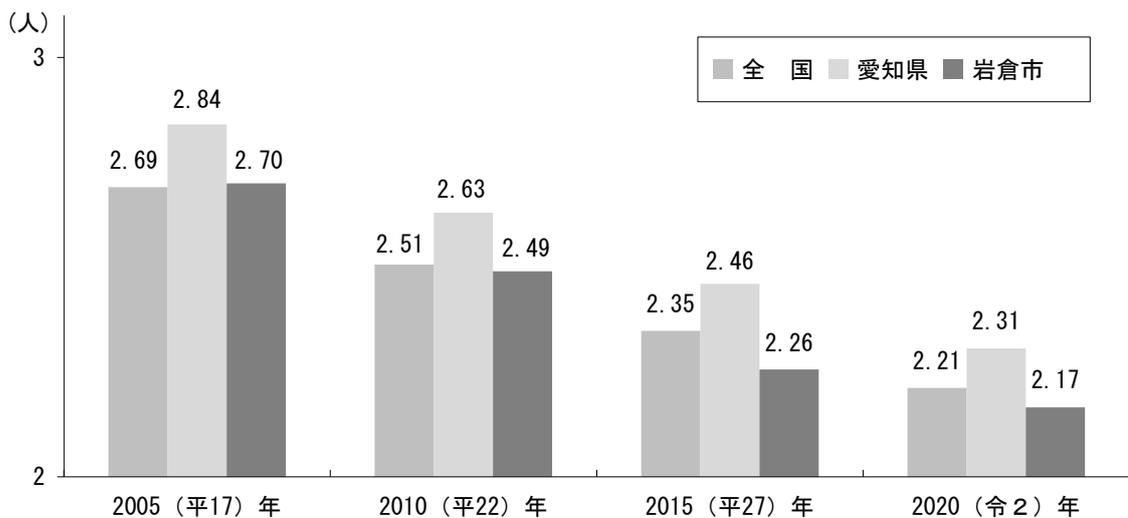
区分		妻		計
		60～74歳	75歳以上	
夫	65～74歳	1,104 (45.1%)	33 (1.3%)	1,137 (46.5%)
	75歳以上	463 (18.9%)	846 (34.6%)	1,309 (53.5%)
	計	1,567 (64.1%)	879 (35.9%)	2,446 (100.0%)

資料：国勢調査（2020（令和2）年）

#### (4) 高齢者のいる世帯の平均世帯人員

岩倉市の高齢者のいる世帯の平均世帯人員は、2020（令和2）年では2.17人となっており、全国及び愛知県を下回っています。2005（平成17）年以降の推移をみると、世帯規模は縮小しており、高齢単身世帯の増加からわかるように、今後もこの傾向は続くことが予測され、家庭における介護力の低下は否めません。

図表2-12 高齢者のいる世帯の平均世帯人員の推移

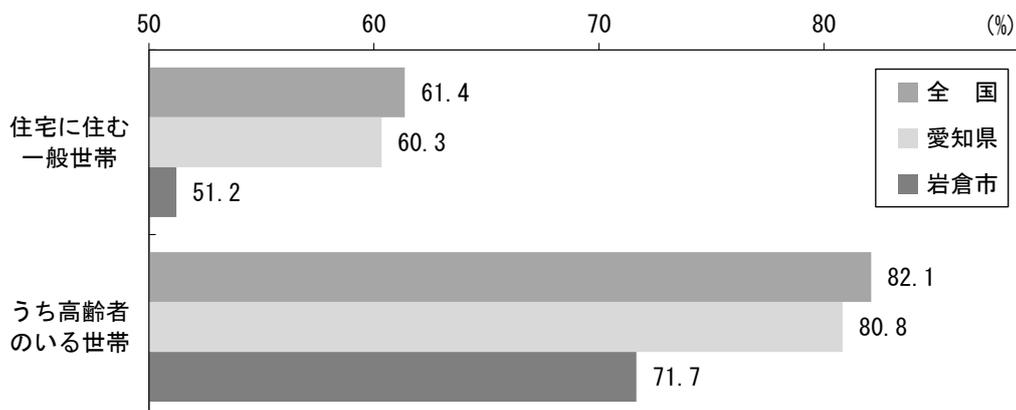


資料：国勢調査

#### (5) 住宅の状況（持ち家率）

岩倉市の高齢者のいる世帯の持ち家率は71.7%となっており、一般世帯の持ち家率を20ポイント以上上回っています。一方、全国及び愛知県との比較では、全国を10.4ポイント、県を9.1ポイント下回っています。

図表2-13 持ち家率



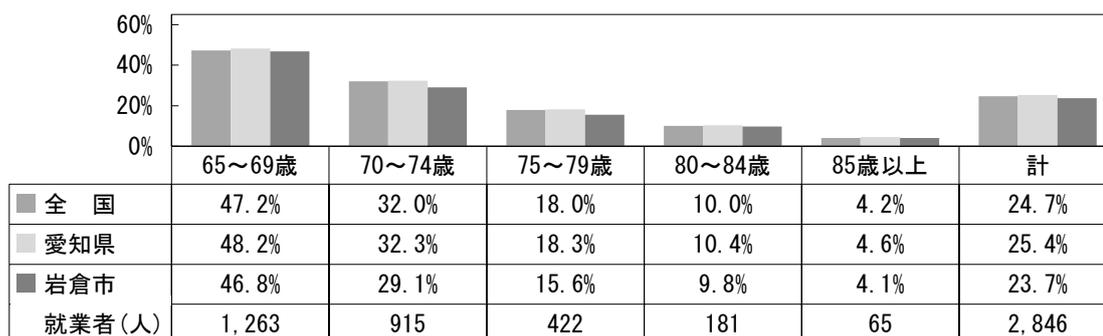
資料：国勢調査（2020（令和2）年）

### 3 就業の状況

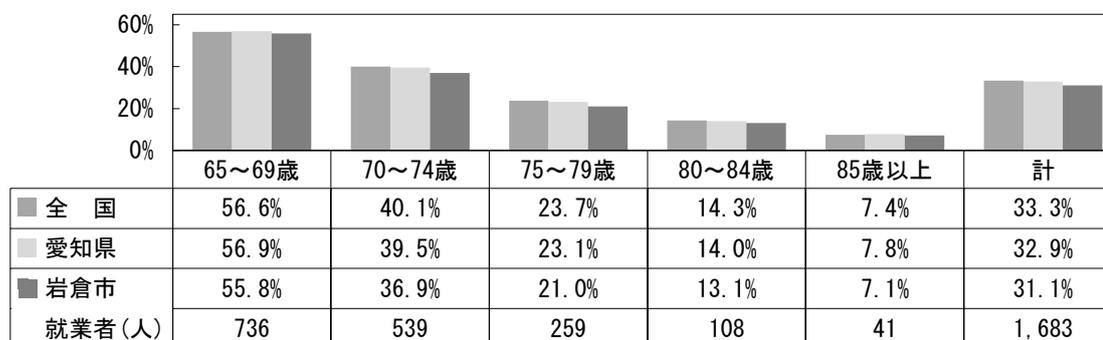
岩倉市の65歳以上の就業者は2,846人、就業率は23.7%です。全国及び県と比較して、やや低くなっています。性・年齢別にみると、男性の65～69歳では55.8%と過半数が働いています。

図表 2-14 就業率

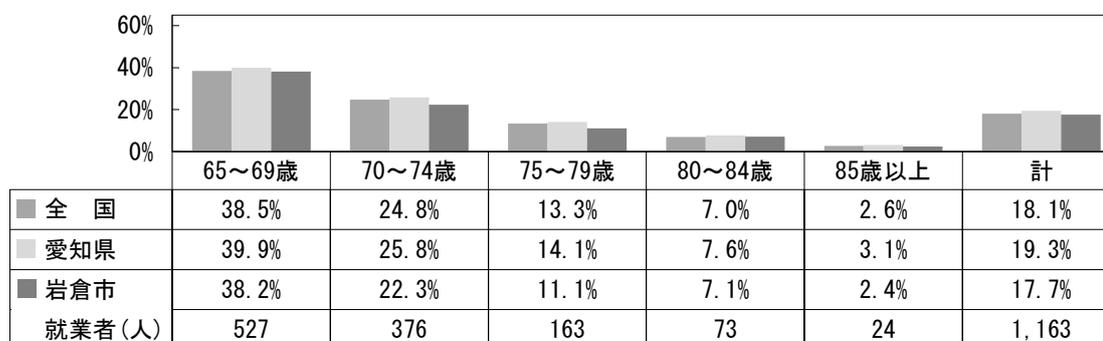
#### ①全体



#### ②男性



#### ③女性



資料：国勢調査（2020（令和2）年）

## 4 認知症の現状

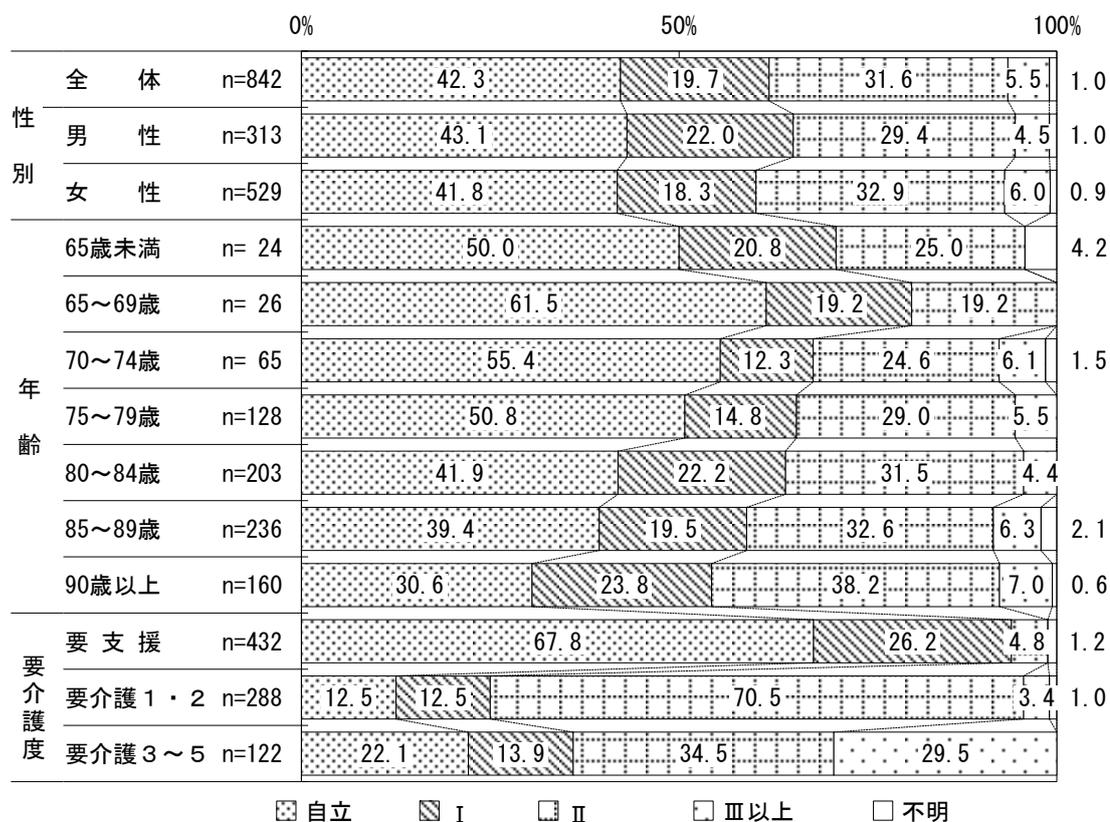
### (1) 認知症高齢者の日常生活自立度

要支援・要介護認定では、認定調査や主治医意見書の中で「認知症高齢者の日常生活自立度」の指標が使われています。その判定基準にしたがって、要支援・要介護認定者のうち高齢者等の生活と介護についてのアンケートの回答者の自立度をみると、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ」がみられるようになる<Ⅱ以上>が37.1%となります。

年齢別にみると、<Ⅱ以上>は年齢が上がるにしたがい高くなる傾向にあり、90歳以上では45.2%となっています。

要介護度別にみると、要介護1・2ではⅡが70.5%を占めており、Ⅲ以上は3.4%です。一方、要介護3～5ではⅡは34.5%ですが、Ⅲ以上が29.5%と30%近くを占めています。

図表 2-15 認知症高齢者の日常生活自立度



資料：岩倉市高齢者等の生活と介護についてのアンケート（2022（令和4）年度）

〔参考〕 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

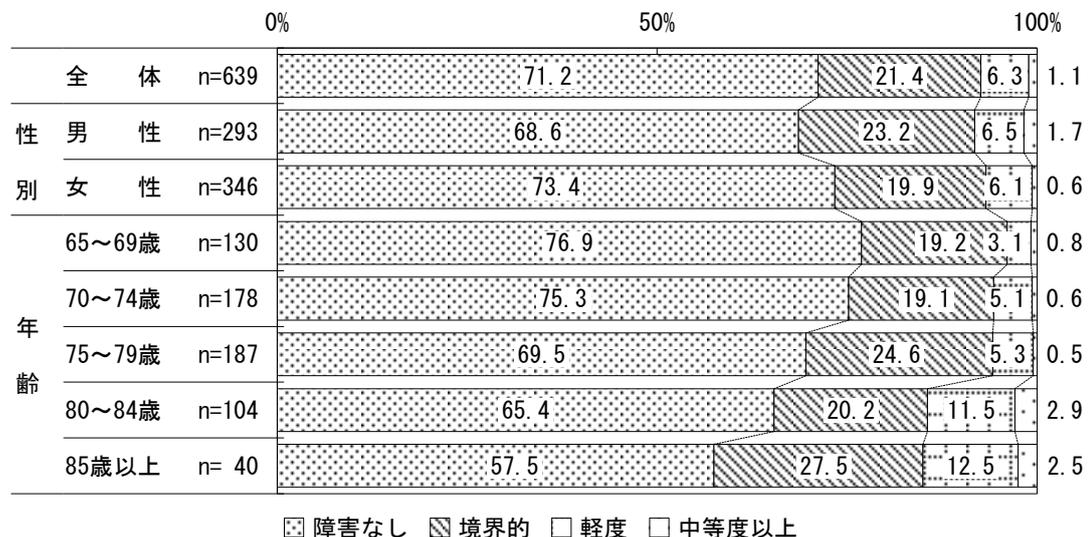
レベル	判断基準
I	「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態」基本的には在宅で自立した生活が可能レベルです。
II a	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」
II b	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態」
III a	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態」
III b	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態」
IV	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態」
M	「著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態」

(2) 要支援・要介護認定を受けていない高齢者の認知症の状況

要支援・要介護認定を受けていない高齢者の認知症の状況について、高齢者等の生活と介護についてのアンケートの結果から認知機能の障害程度の指標として有用とされる評価方法であるCPSでみると、「障害なし」が71.2%を占めていますが、「境界的」（1レベル）が21.4%、「軽度」（2レベル）が6.3%、「中等度以上」（3レベル以上）が1.1%あります。

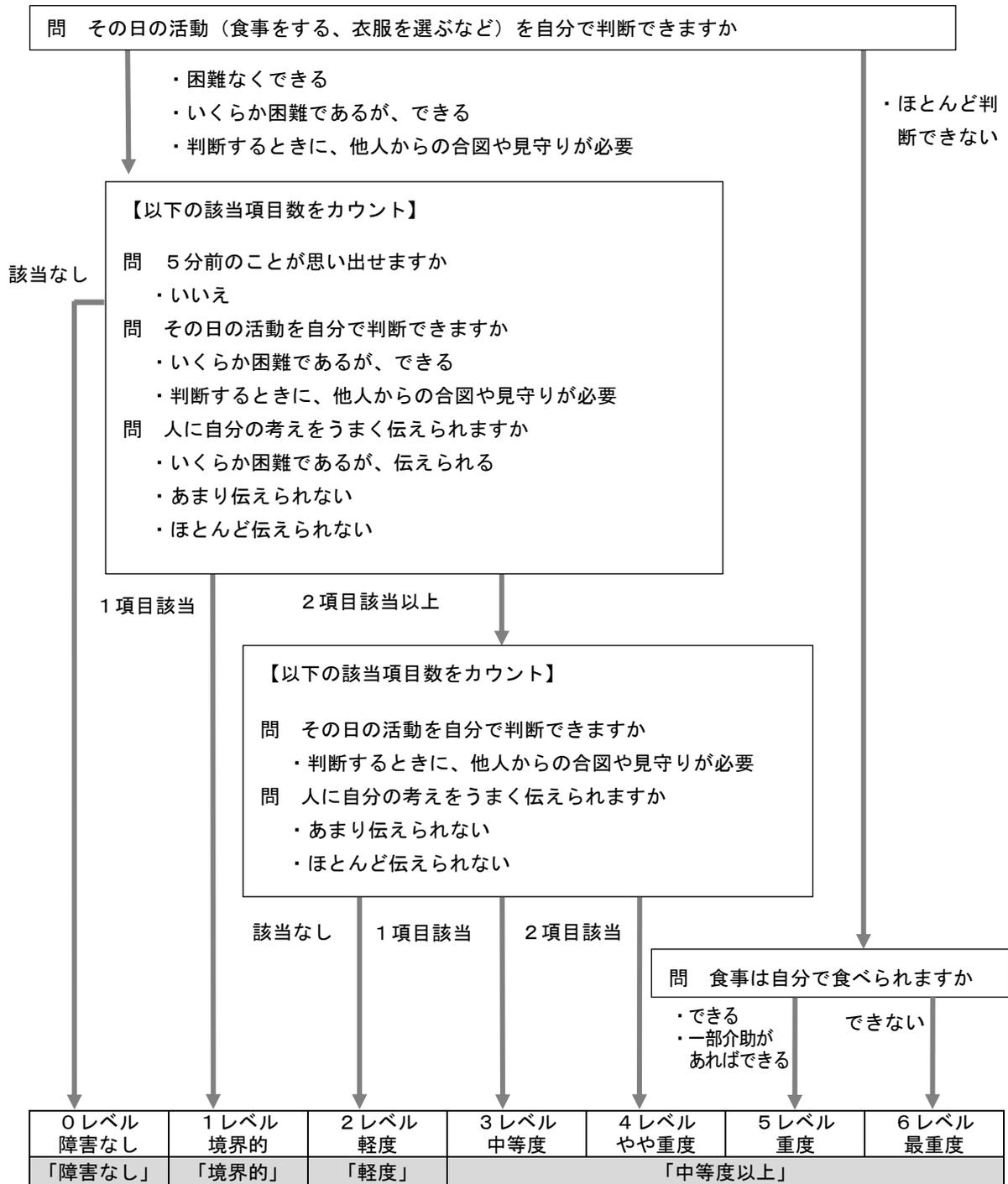
年齢別では、85歳以上になると、「障害なし」が60%未満となります。

図表 2-16 要支援・要介護認定を受けていない高齢者の認知機能障害程度（CPS）



資料：岩倉市高齢者等の生活と介護についてのアンケート（2022（令和4）年度）

〔参考〕 認知機能障害程度（CPS）の評価方法



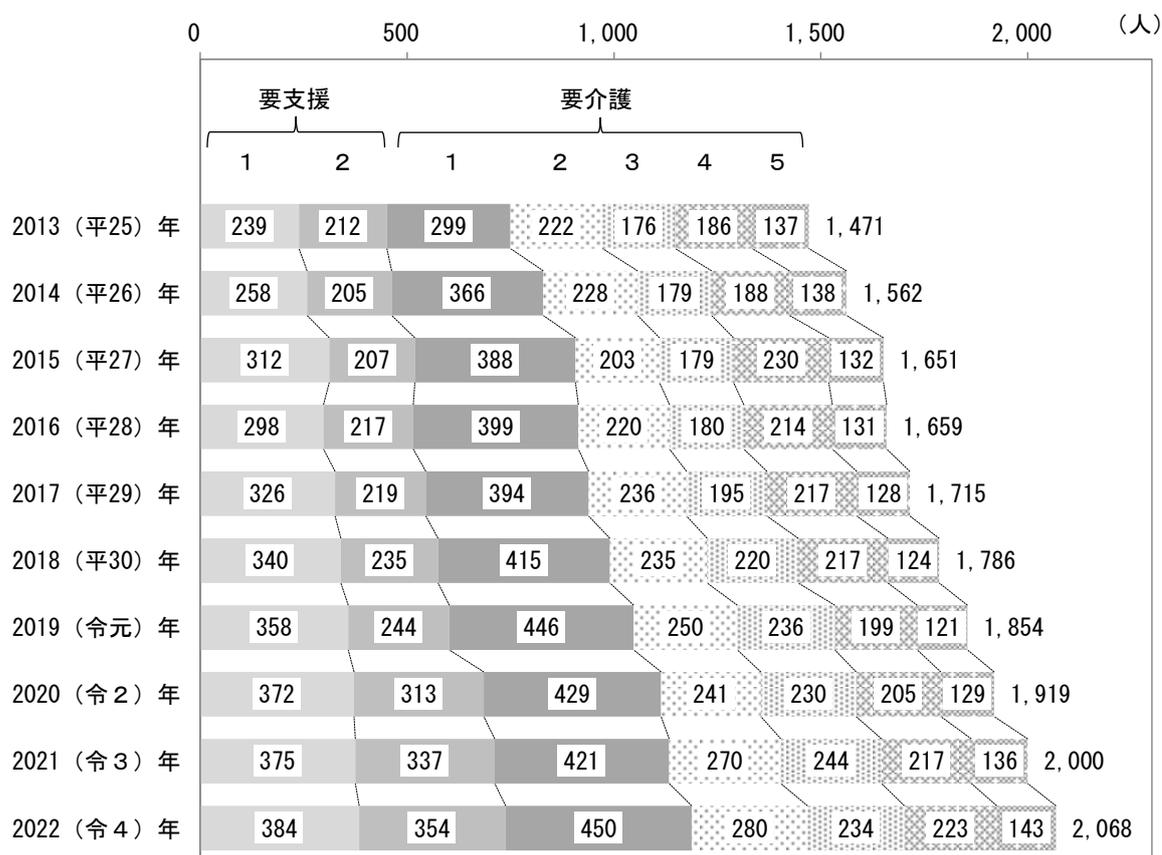
## 5 要支援・要介護認定者の現状

### (1) 認定者数の推移

2022（令和4）年9月末現在、要支援・要介護認定者数は2,068人です。2013（平成25）年以降増加を続けており、2022（令和4）年までで597人増加しています（図表2-17）。

2022（令和4）年9月末現在の要介護度別の認定者数と認定率をみると、65歳以上の第1号被保険者の認定者は2,017人、第1号被保険者の16.5%にあたります。また、75歳以上の認定者の割合は27.0%と、75歳以上の4人に1人以上が認定者となっています（図表2-18）。

図表2-17 認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

図表 2-18 要支援・要介護認定者数

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第 1 号被保険者	375	344	445	270	229	219	135	2,017	
	3.1%	2.8%	3.6%	2.2%	1.9%	1.8%	1.1%	16.5%	
	65~74歳	48	46	31	24	32	27	24	232
		0.9%	0.8%	0.6%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	4.1%
	75歳以上	327	298	414	246	197	192	111	1,785
		5.0%	4.5%	6.3%	3.7%	3.0%	2.9%	1.7%	27.0%
第 2 号被保険者	9	10	5	10	5	4	8	51	
計	384	354	450	280	234	223	143	2,068	

注：下段は各人口に対する割合

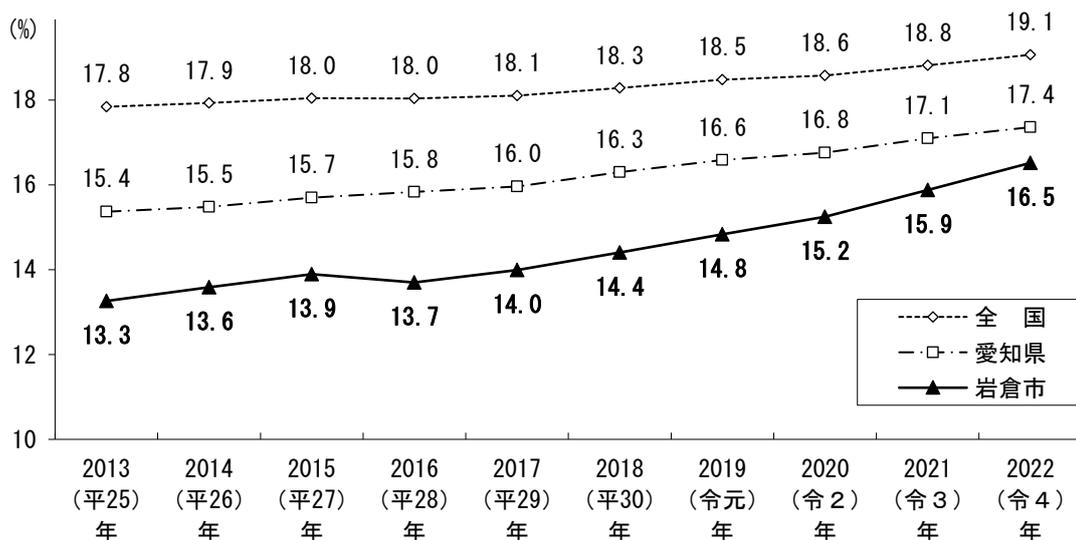
(第1号被保険者数=12,212人、65~74歳=5,606人、75歳以上=6,606人)

資料：介護保険事業状況報告（2022（令和4）年9月末）

## (2) 要支援・要介護認定率の推移

第1号被保険者数に対する65歳以上の認定者数の割合（認定率）の推移をみると、2016（平成28）年までは13%台で推移していましたが、2017（平成29）年以降上昇を続けています。2022（令和4）年9月末現在、16.5ポイントで、全国より2.6ポイント、愛知県より0.9ポイント低い率となっていますが、その差は年々狭くなってきています。

図表 2-19 要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

図表2-20は、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した調整済み認定率です。全国及び愛知県と比較すると、岩倉市は要支援1が高く、要介護2、3及び5が低くなっています。

図表2-20 認定率と調整済み認定率 単位：%

区 分		認定率	構成割合						
			要支援		要介護				
			1	2	1	2	3	4	5
認定率 2023 (令和5)年	全 国	19.0	2.7	2.6	4.0	3.2	2.5	2.4	1.6
	愛 知 県	17.4	2.5	3.0	3.2	2.9	2.3	2.1	1.3
	岩 倉 市	16.7	3.1	3.0	3.6	2.2	1.8	1.9	1.1
調整済み 認定率 2021 (令和3)年	全 国	18.9	2.7	2.6	3.9	3.2	2.5	2.4	1.6
	愛 知 県	18.1	2.6	3.1	3.4	3.0	2.4	2.2	1.4
	岩 倉 市	17.6	3.3	2.8	3.8	2.3	2.1	2.2	1.1

資料：地域包括ケア「見える化」システム（2023（令和5）年7月24日取得）

## 6 介護保険給付費の現状

### (1) 第1号被保険者1人あたり給付月額

岩倉市における2022（令和4）年の第1号被保険者1人あたり給付月額は、在宅サービス、施設・居住系サービスともに全国及び県より低くなっています。

また、調整済みの給付月額（2020（令和2）年）をみると、こちらも、岩倉市は、全国及び県を下回っています。

図表2-21 第1号被保険者1人あたり給付月額の状況（全国・県との比較） 単位：円

区 分		合 計	在宅サービス	施設・居住系サービス
第1号被保険者1人 あたり給付月額 2022（令和4）年	全 国	23,176	12,311	10,865
	愛 知 県	21,417	12,190	9,227
	岩 倉 市	19,554	11,188	8,366
調整済み 第1号被保険者1人 あたり給付月額 2020（令和2）年	全 国	20,741	10,786	9,955
	愛 知 県	20,051	10,893	9,158
	岩 倉 市	18,506	9,792	8,714

注：「調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額」とは給付費の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した給付月額

資料：地域包括ケア「見える化」システム（2023（令和5）年7月24日取得）

(2) サービス別にみた第1号被保険者1人あたり給付費

サービス別に第1号被保険者1人あたり給付月額を全国、愛知県と比較すると、通所リハビリテーションが全国及び県を大幅に上回っており、さらに訪問入浴介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、介護老人保健施設が上回っています。

図表2-22 サービス別の第1号被保険者1人あたり給付月額 単位：円

区分	区分	全国	愛知県	岩倉市
第1号被保険者 1人あたり 給付月額 【令和4年】	訪問介護	2,236	2,550	2,323
	訪問入浴介護	117	128	139
	訪問看護	791	903	609
	訪問リハビリテーション	128	107	28
	居宅療養管理指導	338	396	343
	通所介護	2,612	2,564	1,286
	通所リハビリテーション	937	982	2,024
	短期入所生活介護	864	757	974
	短期入所療養介護	95	85	40
	福祉用具貸与	853	833	671
	特定福祉用具購入費	34	37	33
	住宅改修費	83	92	79
	居宅介護支援・介護予防支援	1,315	1,259	1,056
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	163	138	215
	小規模多機能型居宅介護	598	370	719
	看護小規模多機能型居宅介護	136	67	0
	認知症対応型通所介護	159	149	263
	地域密着型通所介護	844	770	388
	夜間対応型訪問介護	8	4	0
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4,189	3,420	3,328
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	504	550	0
	介護老人保健施設	2,765	2,561	2,989
	介護療養型医療施設	67	27	0
	介護医療院	422	314	87
	認知症対応型共同生活介護	1,538	1,299	1,203
	特定施設入居者生活介護	1,334	1,014	760
地域密着型特定施設入居者生活介護	45	44	0	

資料：地域包括ケア「見える化」システム（2023（令和5）年7月24日取得）

また、調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額をみると、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護老人保健施設が全国及び愛知県を上回っています。

図表2-23 サービス別の調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額 単位：円

区 分	区 分	全 国	愛知県	岩倉市
調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額【令和2年】	訪問介護	1,772	2,002	1,652
	訪問看護	570	644	431
	通所介護	2,551	2,632	1,404
	通所リハビリテーション	951	993	2,165
	短期入所生活介護	863	811	872
	福祉用具貸与	696	698	559
	地域密着型通所介護	810	769	433
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3,808	3,350	3,208
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	448	536	-
	介護老人保健施設	2,643	2,623	3,370
	介護療養型医療施設	289	188	-
	認知症対応型共同生活介護	1,412	1,266	1,393
	特定施設入居者生活介護	1,165	1,015	743

注：「調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額」とは給付費の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した給付月額

資料：地域包括ケア「見える化」システム（2023（令和5）年7月24日取得）

第9期  
岩倉市高齢者保健福祉計画及び  
介護保険事業計画（骨子案）



目次

I 計画の策定について

- 1 計画策定の背景 ..... 1
- 2 計画の性格及び期間..... 3
- 3 計画策定の方法 ..... 5
- 4 第9期介護保険事業計画のポイント（基本指針の概要） ..... 6
- 5 圏域の設定 ..... 8

II 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 ..... 9
- 2 基本目標 ..... 11
- 3 計画の体系 ..... 13
- 4 人口及び認定者数の推計 ..... (未定稿)



# I 計画の策定について

## 1 計画策定の背景

---

### (1) 高齢化の進展

2022（令和4）年9月15日現在、総務省統計局の推計では、総人口は前年に比べ82万人減少している一方、65歳以上の高齢者人口は、3,627万人と、前年（3,621万人）に比べ6万人増加し、過去最多となりました。

高齢化率（高齢者人口の総人口に占める割合）は29.1%と、前年（28.8%）に比べ0.3ポイント上昇し、こちらも過去最高となっています。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、65歳以上の高齢者人口は2043（令和25）年の3,953万人でピークを迎えますが、その後も、75歳以上の人口は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊世代が75歳以上となる2025(令和7)年以降は医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040（令和22）年における地域の状況と介護需要の変化を視野に入れ、サービスの基盤や、それを支える人的基盤の整備を進めていく必要があります。

こうした状況は、本市においても例外ではなく、2023（令和5）年7月1日現在、高齢化率は25.3%で市民の4人に1人以上が高齢者となっています。また、75歳以上の人口割合は14.1%であり、今後さらに、高齢者人口及び75歳以上の人口は増加するものと予測されます。

### (2) 計画策定の趣旨～いわくら版地域包括ケアの構築をめざして～

こうした背景のもと、本市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しており、2023（令和5）年度現在、「第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（第8期計画）に基づき各種施策を進めています。

しかし、高齢化の進展に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う離職の増加、介護者の孤立などの問題への対応が課題となっています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要となる期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる健康寿命の延伸も求められています。

このような課題を解決し、市民が医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実が求められており、本計画は、いわくら版地域包括ケアの構築をめざすものとして位置づけられています。

### **(3) 地域共生社会の実現をめざして**

2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向として、「介護の環境整備」や「健康寿命の延伸と介護負担の軽減」等と共に、子ども、高齢者、障がいのある人など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」が掲げられました。

高齢者等のケアを出発点として深化・進化してきた地域包括ケアシステムという仕組みを、障がいのある人、子どもなどへの支援や、複合的な福祉課題にも広げていくことで、「地域共生社会」が、より現実的なものとなります。

地域共生社会では、支援の「支え手」と「受け手」を分離して固定化することなく、医療・介護・福祉の専門職を含む地域住民が相互で支え合う地域コミュニティを構築しなければなりません。

本計画は、地域包括ケアシステムの構築をめざすために「いわくら版地域包括ケア」を提唱し、さらに住民主体の「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を念頭においています。

## 2 計画の性格及び期間

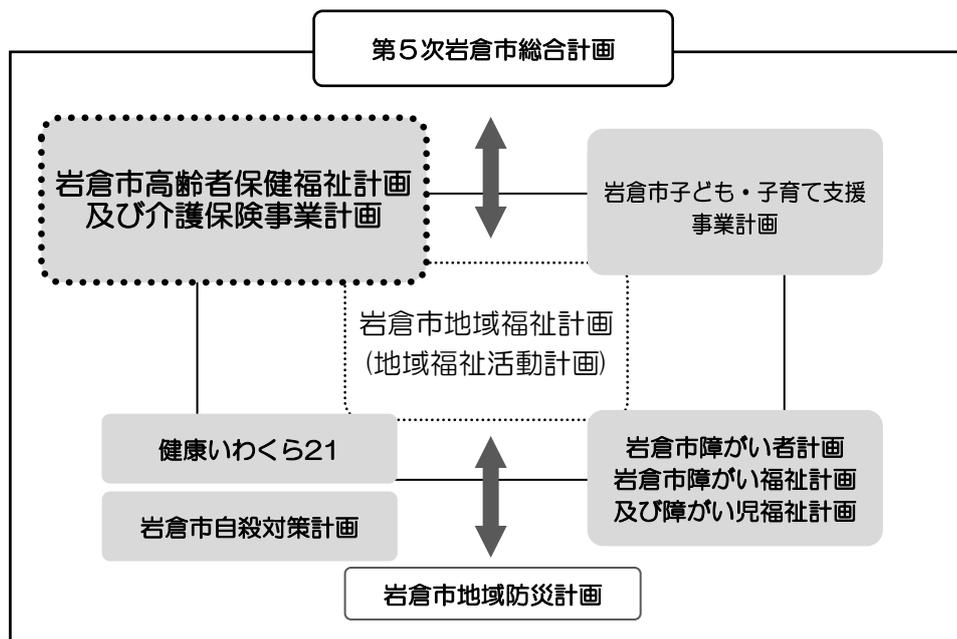
### (1) 計画の法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に定められている市町村介護保険事業計画を一体化した計画です。

### (2) 他計画との整合性

本計画は、「第5次岩倉市総合計画」「岩倉市地域福祉計画」「岩倉市障がい者計画」「岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」等関連計画との整合性を図り策定しました。

■計画の位置づけ

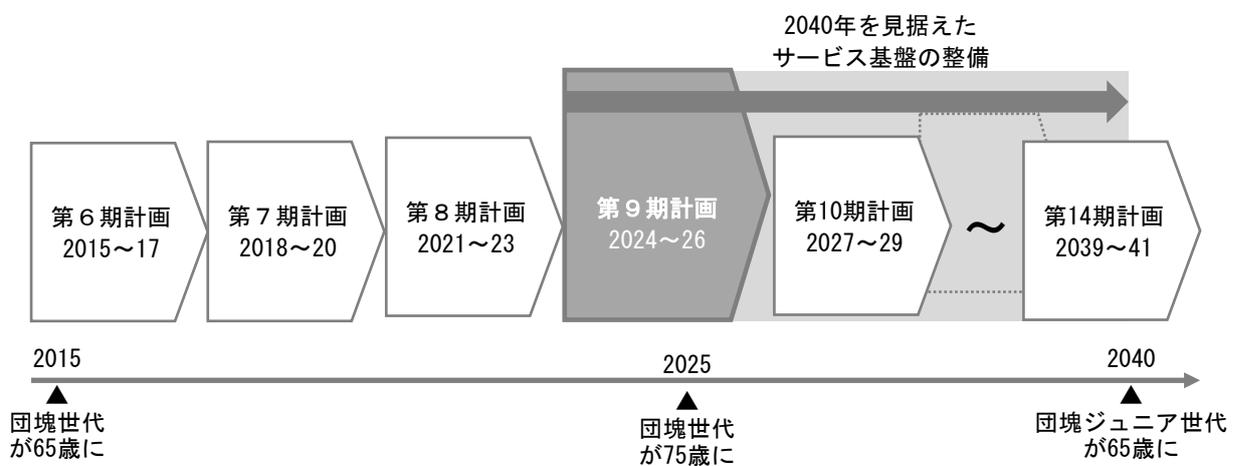


### (3) 計画の期間

本計画の対象期間は、2024（令和6）～2026（令和8）年度の3年間であり、団塊世代が75歳以上に到達する2025（令和7）年度を含みます。

なお、被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、給付費、保険料等の推計にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する2040（令和22）年度を見据えました。

#### ■計画期間と長期的なビジョン



### 3 計画策定の方法

#### (1) 策定体制

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の円滑な運営を図るためには、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者などの意見・提案を計画に反映させるよう高齢者保健福祉計画等推進委員会を設置しました。

#### (2) ニーズ等の把握

本計画の策定にあたって、対象者の健康状態や生活習慣、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズ等を把握するために、2022（令和4）年度に高齢者等の生活と介護についてのアンケート調査（「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の内容を含みます。）を実施しました。

##### ■調査の設計

対象者の種類	調査対象者	抽出方法	調査基準日	調査期間	調査方法
一般高齢者	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人	無作為	2022 (令和4) 年 11月1日	2022 (令和4) 年 11月22日～ 12月9日	郵送による 配布・回収
在宅認定者	施設・居住系サービス利用者を除く要支援の認定を受けている人	全数			
	施設・居住系サービス利用者を除く要介護1～5の認定を受けている人	全数			
介護支援専門員	介護支援専門員業務従事者（利用実績が月2件以上の県内事業者）	全数			
介護サービス提供事業所	介護サービス提供事業所の事業者（利用実績が月2件以上の名古屋市内を除く県内事業者）	全数			

##### ■回収結果

調査票の種類	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
一般高齢者	1,000	654	65.4%	650	65.0%
在宅認定者	1,603	861	53.7%	842	52.5%
	要支援1・2	714	436	61.1%	432
要介護1～5	889	425	47.8%	410	46.1%
介護支援専門員	(41事業所※)	63		63	
介護サービス提供事業所	177	99	55.9%	99	55.9%

※当該事業所の協力により、所属する介護支援専門員へ配布

## (参考) 第9期介護保険事業計画の基本指針(案)のポイント

国は、第9期介護保険事業計画の策定に向け、現在、基本指針の見直しを行っています。令和5年7月10日に開催された社会保障審議会介護保険部会では以下のポイントについてあげられています。

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

#### ② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

#### ① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進

- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
3. **地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上**
- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
  - ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。  
介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
  - ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：社会保障審議会介護保険部会「基本指針の構成について」（令和5年7月10日）

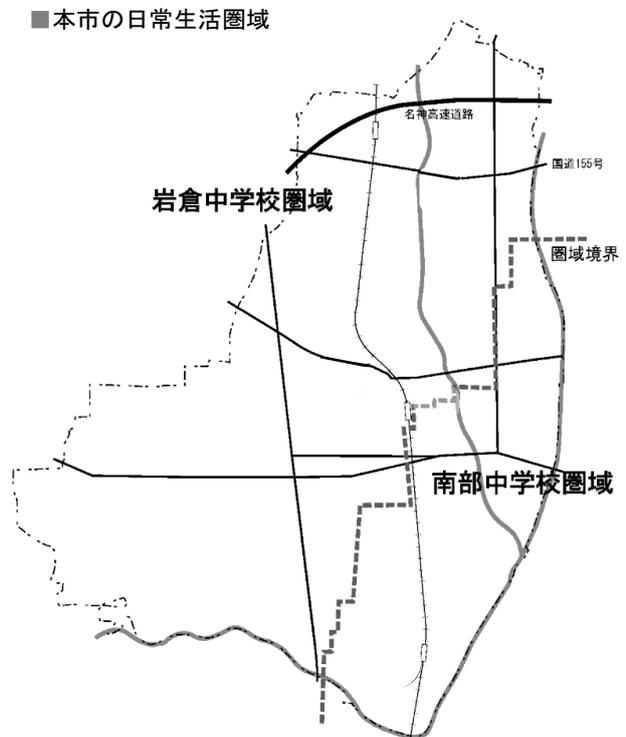
## 5 圏域の設定

### (1) 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、第3期から市内を日常生活圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスの整備を進めています。

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、保険者ごとに定めることとされています。

本市においては、ひとり暮らし高齢者数の構成割合や介護サービス基盤のバランスなどを考慮して、中学校区を日常生活圏域と設定してきました。第9期計画においても、第3～8期計画を踏襲し、岩倉中学校圏域と南部中学校圏域の2圏域とします。



### (2) 老人福祉圏域

広域的な対応を必要とする事項については、都道府県の定める老人福祉圏域で調整することとされています。愛知県の老人福祉圏域は、12圏域に分かれており、本市は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、大口町、扶桑町及び本市で構成する尾張北部圏域に属しています。

なお、この老人福祉圏域は、愛知県地域保健医療計画に定める二次医療圏と同様です。

## Ⅱ 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

# みんな いきいき 居場所のある地域共生社会をめざして

本市では、子どもも大人も、誰もが、健幸<sup>※</sup>に、いつまでも住み続けたいと思えるまち、住んでみたくなるまちをみんなで力を合わせながら共に育んでいくことを展望して、「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像としています。

第5次岩倉市総合計画では、この将来都市像の実現をめざし、多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」を基本理念として掲げています。

※健幸：「健康で幸せ」な状態を表す造語です。健幸という言葉には、誰もがいつまでも体も心も健康でいきいきと幸せになれるまちをみんなで育んでいこうという思いが込められています。

2022（令和4）年度に実施した高齢者等の生活と介護についてのアンケート調査の結果によると、日ごろの生活で不安に思っていることとして、自分や家族の健康に関することが高くなっています。私たちは新型コロナウイルス感染症の流行を経験したことで、健康や社会参加の大切さを改めて認識しました。

住民の誰もが不安なく生きがいを感じながら暮らすことができ、活気に溢れるまちをつくるには、高齢者がいつまでも健康でいきいきと生活すること、すなわち健康寿命の延伸を図ることが重要です。運動・栄養などの観点から心身機能の保持・改善を図ることは当然ですが、地域での交流や趣味の活動はもとより、働くことなどで、高齢者が「支えられる側」ではなく、地域社会を「支える側」となるための「場」づくりが求められています。

また、8050問題、ダブルケアなど複雑で複合的な地域の福祉課題に対処するため、多くの専門職と住民の協働による重層的な支援体制の構築が重要となってきました。

本市の将来都市像である「健康で明るい」「誰もが居場所のある共生社会」を実現するために、本計画では、第8期計画の基本理念を継承し、高齢者ができる限り住み慣れた地域でその能力を最大限に発揮して自立した日常生活を営めるようにすることをめざします。

さらに、専門職間の連携はもとより、専門職と住民との協働、住民による自主的・主体的な活動による住民同士の支え合いにより、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」（いわくら版地域包括ケア）を深化・推進することにより、地域共生社会の実現をめざしていきます。

## 2 基本目標

「基本理念」を実現するために、第8期計画に引き続き、次の3つの「居場所」のあるまちづくりを基本目標として計画を推進していきます。

### ▶基本目標1 ずっといられる居場所のあるまちづくり

- 誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続け、最期まで自宅にいられるよう、保健・医療・福祉・介護の専門職の連携体制と地域住民による見守りはじめ住民が主体となった支援体制の強化を図り、本市における地域包括ケアシステムをさらに深化・推進します。
- 8050問題、ダブルケアなど複雑で複合的な福祉課題を解決するために、こうした悩みや困りごとを抱えた人（世帯）を包括的に受け止める相談体制を整備するとともに、誰もが孤立することなく活躍できる社会参加のしくみづくりと住民同士で支えあう地域づくりを進めることで重層的支援体制の構築をめざします。
- 高齢者はもとより、障がいのある人や子育て中の人など誰もが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていきます。

### ▶基本目標2 いきいきと輝く居場所のあるまちづくり

- 高齢者がいきいきと“役立ち感”を持って活動することは、高齢者自身の心身の健康保持し、フレイル（虚弱）になることを防ぎます。また、高齢者の地域における活動は、地域住民同士の結びつきを強め、地域全体の活性化につながると考えられます。高齢者が自らの知識や経験を活かし活動できる場や機会の創出を支援していきます。
- 高齢者が楽しみながら健康づくり・フレイル対策に取り組めるよう、これまで進めてきた介護予防の取組や「通いの場」づくりを、アクティブシニア（活発に活動したいと考えている高齢者）の支え手としての参加も含め、地域リハビリテーションの観点で、さらなる充実を図ります。

### ▶基本目標3 介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり

- 介護を必要とする人本人の生活の質の向上を図るとともに、家族介護者の負担を軽減することにより、本人や家族の望む介護が継続できるよう、適切な介護サービスの利用を促進するとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及に努め、本市における在宅介護の可能性を高めていきます。
- 本市における介護保険サービスの質を担保するため、福祉・介護人材の確保と定着の支援について、地域全体で取り組める環境を整えていきます。
- 最も深刻な課題である認知症施策については、「予防」「理解促進」「居場所づくり」を重点に進めていきます。

### 3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
みんな いきいき 居場所のある地域共生社会をめざして	▶ <b>基本目標1</b> ずっといられる 居場所のあるまちづくり	1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの充実 2 高齢者への生活支援の充実 3 見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組 4 居住環境の確保 5 住み良いまちづくりの推進 6 安全・安心のまちづくりの推進 7 福祉教育の充実
	▶ <b>基本目標2</b> いきいきと輝く 居場所のあるまちづくり	1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 2 フレイル（虚弱）対策の充実 3 疾病の予防・重度化予防の充実（保健事業との一体的な推進） 4 生涯学習・生涯スポーツの充実 5 多様な社会活動等への参加支援
	▶ <b>基本目標3</b> 介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり	1 自立支援・重度化防止への取組と目標 2 居宅サービスの充実 3 施設・居住系サービスの充実 4 介護保険事業の円滑な運営 5 認知症施策の充実 6 高齢者の権利擁護・虐待防止 7 福祉・介護人材の確保・定着の支援

### 4 人口及び認定者数の推計（未定稿）

- (1) 人口推計
- (2) 認定者数の推計

追加資料

外国人人口の推移

	総人口	外国人人口	外国人割合	65歳以上人口	65歳以上外国人人口	外国人割合	75歳以上人口	75歳以上外国人人口	外国人割合
H31年4月	47,889	2,509	5.2%	12,066	104	0.9%	5,991	28	0.5%
R2年4月	48,045	2,690	5.6%	12,142	115	0.9%	6,195	29	0.5%
R3年4月	47,922	2,675	5.6%	12,204	122	1.0%	6,248	28	0.4%
R4年4月	47,574	2,596	5.5%	12,195	133	1.1%	6,431	27	0.4%
R5年4月	47,761	2,952	6.2%	12,110	143	1.2%	6,687	32	0.5%
R5年8月	47,835	3,058	6.4%	12,104	151	1.2%	6,762	35	0.5%

高齢化率

	高齢化率	外国人高齢化率	後期高齢化率	外国人後期高齢化率
H31年4月	25.2%	4.1%	12.5%	1.1%
R2年4月	25.3%	4.3%	12.9%	1.1%
R3年4月	25.5%	4.6%	13.0%	1.0%
R4年4月	25.6%	5.1%	13.5%	1.0%
R5年4月	25.4%	4.8%	14.0%	1.1%
R5年8月	25.3%	4.9%	14.1%	1.1%